

福岡県公報

平成20年5月21日

第2825号

増刊 ②

目次

監査委員

監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) 1

監査委員

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき包括外部監査人水城隆司より監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年5月21日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	森田 俊介

平成19年度 福岡県包括外部監査

包括外部監査結果報告書

【監査の対象とした特定の事件】

福岡県教育委員会に関する財務事務の執行について

(特殊学校費および保健体育費を除く)

福岡県包括外部監査人

水城 隆司

目 次

第1部 外部監査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～2

- I. 外部監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- II. 監査の対象とした特定の事件(テーマ)・・・・・・・・・・1
 - 1. 特定の事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - 2. 外部監査対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- III. 事件を選定した理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- IV. 監査要点・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- V. 実施した主な監査手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- VI. 外部監査従事者の資格及び数・・・・・・・・・・2
- VII. 外部監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- VIII. 利害関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2部 外部監査対象の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・3～7

- I. 福岡県教育庁の組織機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- II. 各課の主な業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- III. 平成18年度当初予算目別集計・・・・・・・・・・5
- IV. 福岡県立学校一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- V. 社会教育施設等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第3部 監査の結果及び意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・8～132

- I. 教育庁重点事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- II. 教職員人件費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
- III. 高等学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
- IV. 福岡県教育センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
- V. 福岡県立美術館・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
- VI. 福岡県立図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・95
- VII. 福岡県立社会教育総合センター・・・・・・・・・・104
- VIII. 福岡県立英彦山青年の家・・・・・・・・・・・・・・・・114
- IX. 福岡県立少年自然の家「玄海の家」・・・・・・・・・・120
- X. 九州歴史資料館・・・・・・・・・・・・・・・・・・127

第1部 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査

II. 監査の対象とした特定の事件

1. 特定の事件

福岡県教育委員会に関する財務事務の執行について（特殊学校費および保健体育費を除く）

2. 外部監査対象期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

III. 事件を選定した理由

現在の教育環境においては、少子化が進みつつある中で、福岡県は、創造性あふれる人材や社会に貢献しようとする人材等の育成を図るべく、以下のような教育の基本目標を掲げている。

- ・ 未来を拓く英知と豊かな創造性や個性に富み、社会の一員としての強い自覚と実践力ある県民の育成
- ・ 真理と正義を愛し、命あるものを尊び、他者を思いやり、共に生きる心と人権を尊重する県民の育成
- ・ 豊かな感性とたくましく生きるための健康や体力に満ちた県民の育成
- ・ 文化と伝統を尊重し、人類の平和と繁栄に貢献できる国際性豊かな県民の育成

このような基本目標を達成していくためのもとして『教育費』が予算化されている。

その重要な役割を担っている教育委員会所管部署の事務の執行が適切に、かつ、効率的に行われることは、大変重要なことであると考える。

したがって、福岡県教育委員会に関する財務事務の執行について（特殊学校費および保健体育費を除く）、監査を実施する必要性を認めたことによる。

IV. 監査要点

福岡県教育委員会に関する財務事務の執行について（特殊学校費および保健体育費を除く）監査を実施している。

1. 福岡県教育委員会に関する財務事務は関係法令及び諸規程等に準拠し適切に実施されているか。
2. 教育財産の取得及び維持管理は適切に行われているか。
3. 各教育関係機関・施設の管理運営は経済的、効率的に行われているか。
4. 各教育関係機関・施設の事業内容には公益性があるか、現在の社会経済環境に合致したものであるか、また、今後のあり方はどうか。

詳細は、各監査対象の箇所にて個別の記載している。

V. 実施した主な監査手続

1. 福岡県教育委員会の概要を把握するため、担当者に質問した。
2. 過年度における経営状況を把握するために必要な書類等入手した。

詳細な監査手続に関しては、各監査対象の箇所にて個別の記載している。

VI. 外部監査従事者の資格及び人数

包括外部監査人	1 名
公認会計士	7 名
外部監査人補助者	1 名
公認会計士	9 名
アシスタント	
合計	<u>9 名</u>

VII. 外部監査の実施期間

平成19年4月から平成20年3月まで

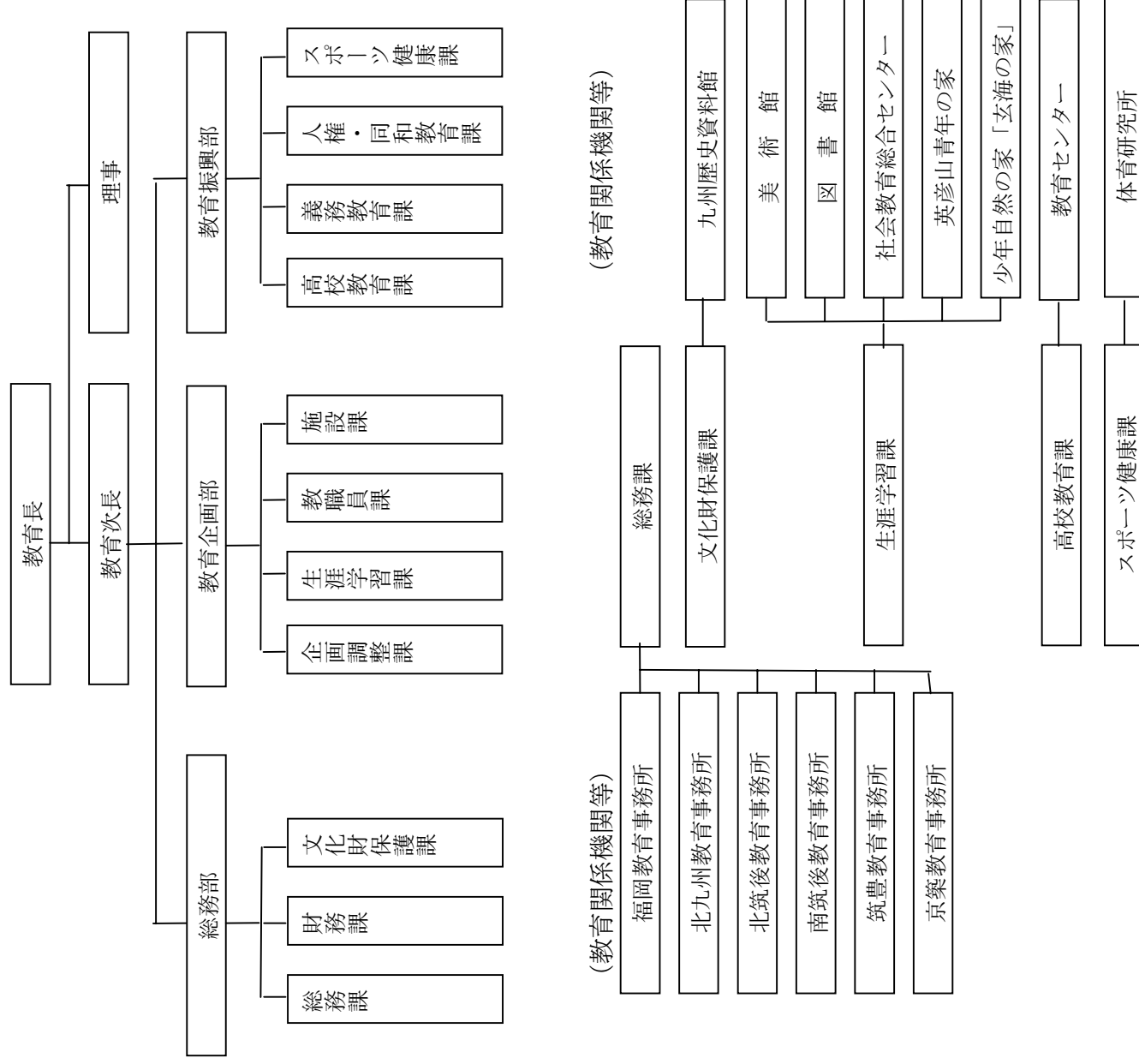
VIII. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2部 外部監査対象の概要

『福岡県教育委員会に関する財務事務の執行について（特殊学校費および保健体育費を除く）』

I. 福岡県教育庁の組織機構（平成19年4月1日現在）



II. 各課の主な業務内容

《総務部》

課名	業務内容
総務課	◎教育委員会会議、福利厚生、災害補償、公立学校共済組合、教職員互助会、公益法人、調査・統計・広報広聴、県議会、国際交流、行政組織・権限、人事・給与、服務（教員除く）、文書
財務課	◎予算・決算の総括、財務会計指導、県立学校運営予算、事務局・教職員給与費、県立学校授業料
文化財保護課	◎文化財の調査・指定・保護・活用、埋蔵文化財発掘調査

《教育企画部》

課名	業務内容
企画調整課	◎教育施策の企画・総合調整、学校教育制度の企画、学校設置・廃止（特別支援学校を除く）、県立高等学校・中高一貫教育校の受入計画・通学区域、情報化、教育改革
生涯学習課	◎生涯学習事業、社会教育振興、子どもの文化芸術活動推進、社会教育施設、団体・指導者育成
教職員課	◎小・中・高等学校等教職員人事・定数、採用試験、教職員給与、教育職員免許状、訟務、職員団体、栄典
施設課	◎県立学校施設・設備の整備、県立学校財産管理、市町村立学校施設・設備の整備指導助言

《教育振興部》

課名	業務内容
高校教育課	◎高等学校・中高一貫教育校教育内容指導助言、教員研修、教科書、入学者選抜、定通奨励費、奨学事業
義務教育課	◎就学（奨励）事務、特別支援学校設置廃止・受入計画、教科書、小・中・特別支援・幼教育内容指導助言、教員研修、就学指導委員会、教育相談、生徒指導、特別支援教育施策の企画・実施
人権・同和教育課	◎人権教育指導助言・総合調整、研修・啓発事業、関係機関・団体との連絡調整
スポーツ健康課	◎児童生徒の健康管理、学校体育・健康教育指導助言、スポーツ振興・指導助言、学校給食、団体・指導者育成

Ⅲ. 平成18年度当初予算目別集計（財務課より入手資料より抜粋）

（単位：千円）

1) 教育委員会総務費			
①教育委員会費	24,107		
②事務局費	3,901,740		
③教職員人事費	18,367,481		
④教育振興費	4,838,826		
⑤恩給及び退職年金費	824,481		
⑥福利厚生費	976,027		
⑦教育センター費	172,939		29,105,601
小計			
2) 小学校費			
①教職員費	141,812,105		141,812,105
小計			
3) 中学校費			
①教職員費	81,819,639		
②教育振興費	45,748		
小計			81,865,387
4) 高等学校費			
①高等学校総務費	58,450,403		
②全日制高等学校管理費	4,016,897		
③定時制高等学校管理費	129,934		
④教育振興費	168,875		
⑤学校建設費	9,382,867		
⑥通信教育費	7,624		
⑦水産高校実習費	136,207		
⑧農業高校実習費	93,230		
小計			72,386,037
5) 特殊学校費			
①盲聾学校費	4,345,719		
②養護学校費	21,828,971		
③教育振興費	501,321		
④特殊学校建設費	252,999		
小計			26,929,010
6) 社会教育費			
①社会教育総務費	2,166,789		
②社会教育施設費	607,004		
③文化財保護費	877,107		
④九州歴史資料館費	126,687		
⑤文化振興費	18,111		
⑥美術館費	101,190		
⑦図書館費	258,529		
小計			4,155,417
7) 保健体育費			
①保健体育総務費	505,945		
②体育振興費	394,079		
③体育施設費	533,953		
小計			1,433,977
合計			357,687,534

IV. 福岡県立学校一覧（『福岡県の教育』より 平成18年5月1日現在）

	学校数	生徒数	本務教員数	事務職員等数
中学校	2	705	37	2
高等学校	全日制	74,794	5,073	1,251
	定時制	3,651	343	67
	通信制	2,008	35	7
	専攻科	82		
中等教育学校	1	346	21	3
特別支援学校	盲学校	141	137	79
	聾学校	292	184	58
	養護学校	1,641	819	243

V. 社会教育施設等一覧（『福岡県の教育』より）

1. 福岡県内の社会教育施設設置数（平成17年10月1日現在）

	設置数	
公民館	391	
図書館	96	
博物館等	歴史博物館	7
	美術博物館	9
	その他	10
青少年教育施設	少年自然の家	10
	青年の家	14
	児童文化センター	3
	その他	20
女性教育施設	6	

2. 福岡県内の公共スポーツ施設設置数（平成16年10月1日現在）

	設置数
陸上競技場	23
野球場・ソフトボール場	149
球技場	10
運動広場	186
水泳プール	100
体育館	175
柔剣道場	91
庭球場	160
すもうちょう	22
卓球場	17
弓道場	53
ゲートボール場	62
オリエンテーリングコース	7
自然遊歩道	33
ランニング・サイクリングコース	41
キャンプ場	48
その他	87

第3部 監査の結果及び意見

I. 教育庁重点事業

<監査の概要>

福岡県教育庁が実施している事業のなかで、平成18年度事業年度において重点事業として位置づけられているものを中心に以下の事業について監査を実施した。

1. 学力実態調査事業 (予算額58,092千円)

県内全小中学校で学力実態調査を実施し、結果を分析、公表することにより、児童生徒の学力向上や効果的な教育施策の企画・立案、各学校が教育の成果に責任を負う体制の確立を図る。

1) 実態調査の概要

(1) 調査の目的

- ・ 全県的な義務教育の水準維持・向上のため、県内の児童生徒の学力の定着状況を把握・分析することにより、県教育委員会が実施している学力向上の施策及び事業の成果を検証し、その改善を図る。
- ・ 全県的な学力の定着状況との関連において、各教育委員会及び各学校の教育及び教育施策の成果や課題を把握し、学力向上に向けた取組の改善を図る。

(2) 調査の内容

- ・ 学力実態調査(学力テスト)及び学習状況調査(児童生徒質問紙調査)当該市町村、自校の状況を的確に把握し、学校及び個人の課題を明確にし、各市町村(中学校組合)教育委員会、各学校において、全県的な学力の定着状況を図るとともに、今後の学力向上に向けての具体的な取組を明確にすることができるように、対象の全児童生徒が参加できる調査とする。

小学校 第5学年 約47,000人 国語・社会・算数・理科

中学校 第2学年 約46,000人 国語・社会・数学・理科・英語

- ・ 指導状況調査(教師質問紙調査)

当該学年・学級の対象教科を担当している教師を対象に調査

(3) 結果の生かし方

- ・設問ごとの正答率を期待正答率と比較し、課題のある内容を抽出する。
- ・内容領域、評価の観点のまとまりとしての定着状況の傾向をみる。
- ・集計結果をもとに正答率が低い原因の分析・考察と指導改善のポイントを整理する。
- ・今後の方針等を決定する。

2) 実施した監査手続

- (1) 学力実態調査事業についての概要のヒアリング
- (2) 地方分権研究会統一学力テスト実施協議会の設置要綱、予算書、業務委託契約書等の確認
- (3) 福岡県小・中学校学力実態調査、学習状況調査、指導状況調査報告書の確認

3) 事業の現状

学力実態調査事業においては、岩手県、和歌山県との相互連携による、地方分権研究会において学力調査実施協議会を設置し、その元で実施された。協議会は、各県から地方分権研究会教育ワーキングチームのメンバーを委員として組織しており、各県一人を監事として選出している。協議会の事務局は岩手県に設置されており、会長は岩手県の委員が就任している。事業費に関しては実施協議会で必要とされる委託費を各県が依頼内容に応じて負担をおこなっている。統一学力テストの本事業の一部（調査問題の作成、発送・回収、調査結果の採点・集計、県全体の分析等）は、業者に業務委託をおこなっている。業務委託先との契約の主体は協議会となっており、業者の選定については福岡県は関与していない。業務契約は随意契約でおこなわれている。報告書は作成されており各関係先に提出されている。

4) 監査結果及び監査意見

学力実態調査事業は全県の小学校 第5学年生 約47,000人、中学校 第2学年生 約46,000人を対象に実施されている。調査事業の目的については記載の通りであり、事業目的に関しての問題はないと判断される。調査方法に関しては岩手県、和歌山県との相互連携による実施協議会で実施されており、各県で依頼内容に応じて費用負担していることに関して、効率性の観点からも問題ないと判断される。協議会と業務委託先との随意契約については事業の特殊性から協議会の判断で選定されているという

ことであるが、今後は指名入札も検討すべきかと思われる。報告書に関しては学力実態調査、学習状況調査、指導状況調査の結果とともに今後の取り組みが示されている。報告内容に関しては調査目的に即したものであると判断される。以上より学力実態調査事業に関しては特に問題ないと判断される。

2. 発展学習ふくおかプログラム開発事業（予算額6,165千円）

学習指導要領の内容を十分身に付けた児童生徒をさらに伸ばすために、学習指導要領に示された内容にとらわれない学習を実施する。

1) 発展学習ふくおかプログラム開発事業の概要

(1) 事業の目的

・学習指導要領の内容を十分に身に付けた児童生徒に対し、児童生徒の興味・関心や課題に応じて、学習指導要領に示された内容にとらわれない学習等を行うことにより、さらに知識を深め、技能や思考力・判断力・表現力等を高めるために、発展的な学習のカリキュラム開発を行う。

(2) 委託期間

・平成18年度から平成20年度の3年間とする。ただし、事業の委託は年度ごとに行うものとする。

(3) 事業内容

・県内の小中学校における発展的な学習の充実を図るために、発展的な学習の指導事例や指導カリキュラム等を例示した「発展学習モデルカリキュラム」を作成し、県内の各小中学校に提示し、その普及を図る。県内から16地区（6教育事業所管内及び2政令市から、それぞれ2地区）を指定し、中学校1校につき小学校1～3校を指定する。

- ・対象学年 小学校4～6年、中学校1～3年
- ・対象教科等 算数・数学・理科、英語、英語活動
- ・発展学習モデル授業の開発
- ・福岡県版「発展学習モデルカリキュラム」の作成

(4) 事業の推進方法

・実践的研究にあたる推進校を指定するとともに、各地区における地区学力向上推進会議の中で発展的な学習のカリキュラム開発に向けた研究の内容・方法及び進捗状況等について協議する。

2) 実施した監査手続

- (1) 発展学習ふくおかプログラム開発事業についての概要のヒアリング
- (2) 発展学習ふくおかプログラム開発事業実施要項、モデル事業推進校募集要項、モデル事業推進校推薦書、開発事業委託契約書の確認
- (3) 検査調査、モデル事業推進校説明会資料、発展学習ふくおかプログラム開発事業実施要領の確認

3) 事業の現状

各市町村の教育委員会から事業推進校の推薦書の提出によりモデル校を選出している。平成18年度はモデル事業推進校として小学校27校、中学校16校が選出されている。事業は各市町村との委託契約により市町村が実施している。計画書に基づき各市町村独自のプログラムで実施されている。平成18年度からの3ヶ年の事業であり、平成19年の時点で最終の報告書の作成はおこなわれていない。

4) 監査結果及び監査意見

モデル校の選定に関しては福岡全域から選定されており、特に地域的なばらつきはないように思われる。福岡市の場合、外部講師による講演や英語ネイティブスピーカーの授業が実施されており、事業費はその講師への謝金とテキスト代、消耗品費となっている。モデル指定地域である福岡市の成果として、「英語の音に慣れ、実際に伝えてみたいという話す喜びを味わう子どもが育つことにつながった」、「コミュニケーションの基礎となる力を付けるために、学習展開場面において支援策が整理できた」、「物語の続きやスピーチ等を書かせたり、創作させたりすることとで、表現する力、読む力を育成することができた」、「英語で小中学校が、お互いの授業を見たり、会合を持ったりしたことで連携を深めることができた」といった4項目の成果が記載されている。3ヶ年事業の初年度であり即成果という判断は難しいかと思われるが「学習指導要領に示された内容にとらわれない」「発展的な学習のカリキュラムの開発」を行う上での実践事例として役に立っていると判断される。以上より発展学習ふくおかプログラム開発事業に関しては特に問題ないと判断される。

3. 21世紀人材育成推進事業（予算額10,114千円）

1) 21世紀人材育成推進事業の概要

(1) 事業の目的

- ・的確なものを見方考え方を身に付け、社会に貢献できる志を育むとともに目標実現のための学力向上を図り、本県及び我が国の将来を担うリーダー的役割を果たす人材を育成する。さらに、その成果をすべての県立高等学校に普及することにより、各学校における教育活動のさらなる向上に資する。

(2) 期間

- ・平成18年度より3年間

(3) 事業内容

- ・高校生人材育成プログラム、県立高校8校を「高校生人材育成プログラム推進校（FSH 福岡スーパーハイスクール）」に指定し、人材育成のために次の取組をおこなう。

①社会に対する幅広い知識や関心を有し、もの見方考え方を身につけ、社会に貢献できる人材として必要な資質を養う「フロンティア講座」の開設。

②各自の研究テーマに基づき夏季休暇等を利用したハイレベル合宿の実施や、九大等と連携した研究室等の訪問の実施。

③教員を対象としたスキルアップ講座の開催・大学教授・予備校講師招聘

④教育課程の弾力化、特進クラスの導入や習熟度別指導の徹底。

2) 実施した監査手続

- (1) 21世紀人材育成推進事業についての概要のヒアリング
- (2) 事業説明資料、各高校提出の事業計画書、実施報告書の確認

3) 事業の現状

(1) 指定校

①選考方法 各高等学校作成の学力向上計画書（学力向上プラン3年間）を基に、社会に貢献する志の育成と、それを実現させるための学力向上に向けて強い意欲を持つ高等学校の内8校を「人材育成プログラム推進校」（FSH 福岡スーパーハイスクール）に指定し実践研究を実施させる。

②人材育成プログラム推進校

小倉・東筑・福岡・筑紫丘・修猷館・明善・伝習館・嘉穂

③学力向上推進校

京都・小倉商業・若松・八幡・宗像・福岡魁誠・香住丘・福岡工業・
春日・筑紫・三池・大牟田北・八女・福島・朝倉・田川

(2) 取組の内容

①「人材育成プログラム推進校」の取組

- ・「フロンティア講座」 各界一線の人物を招聘しての講座やワークショップ等を実施し、社会に対する幅広い知識や関心、社会に貢献できる人材として必要な資質を育成。
 - ・「ハイレベル合宿」 学問の最先端に触れるとともに学問研究の面白さ等についての講義や意見交換を通して、将来のビジョンを明確なものにする。
 - ・「スキルアップ講座」 大学・予備校等と連携し教員の教科指導力の向上を図る。
 - ・「教育課程の弾力化等」
- ②「学力向上推進校」の取組
- ・各校の学力向上プランに則った研究実践
 - ・「教育課程の弾力化等」

4) 監査結果及び監査意見

(監査意見)

人材育成プログラム推進校（小倉、東筑、福岡、筑紫丘、修猷館、明善、伝習館、嘉穂の8校）に関して、「フロンティア講座」の実施を実施計画書に基づき実施している。大学教授・予備校講師・有識者などの外部講師を招聘してテーマを決めて講座の実施がおこなわれている。

しかし高校によってフロンティア講座事業の実施内容にばらつきが認められる。各高校のフロンティア講座の本数は小倉10講座・東筑16講座・福岡5講座・筑紫丘1講座・修猷館4講座（ただし卒業生を中心とした出前授業では各講座で30名の講師に依頼）・明善17講座・伝習館3講座・嘉穂10講座と、筑紫丘と伝習館の講座数が他の高校に比べて少なく報償費の実績も少ない。筑紫丘に関しては「独自難関大学入試問題分解集」の費用に委託料のほとんどの予算が充当されている。スキルアップ講座に関しても各高校では小倉5講座・東筑4講座・福岡2講座・筑紫丘1講座・修猷館4講座・明善11講座・伝習館4講座・嘉穂4講座と講座数と報償費にばらつきが見られる。指定校独自のプログラムを実施することは問題ないと思われるが講座の報償費以外の予算（委託料）については需用費（消耗品費、印刷製本費等）として使用されることが多

く本来の21世紀人材育成事業として使用されたかどうかは報告書で見
る限りでは明確に判断できない。また、学力向上推進校16校（京都、小
倉商業、若松、八幡、福岡魁誠、香住丘、福岡工業、春日、筑紫、
三池、大牟田北、八女、福島、朝倉、田川）においては委託料のみの令
達となっていて、その使用方法は様々となっている。需用費（消耗品費、
印刷製本費等）のみの使用の高校は若松・八幡・香住丘・八女・田川で
ある。その意味では事業に対する予算の使われ方に疑問が生じてくる。
事業に対する予算が単なるばままきの予算ではなく、あくまでも事業目
的に応じた使用とその実施について適正に報告される体制は必要である
と考える。

4. 外国大学進学支援事業（予算額7,608千円）

1) 外国大学進学支援事業の概要

(1) 事業の目的

- ・世界で活躍できる人材の育成方策として、高校生の外国の大学への進
学を支援するため、外国の優れた大学に関する情報を積極的に提供す
る等、高校生の進路指導の充実を図ることを目的とする。生徒に英語
による大学の授業を受けさせる等により、高度な語学力を身に付けさ
せ、外国大学への進学を支援し、将来国際人として活躍できるたくま
しい人材の育成に資する。

(2) 経緯

①外国大学進学者数推移（県立高校 過去3ヶ年）（単位；人）

国名	平成16年度3月	平成17年度3月	平成18年度3月
アメリカ合衆国	25	27	19
大韓民国	1	3	1
中華人民共和国	3	2	4
ニュージーランド	1	2	1
オーストラリア	2	1	3
オーストリア	-	1	-
イギリス	2	-	1
カナダ	1	-	1
スウェーデン	1	-	-
合計	36	36	30

②外国大学進学高度人材育成事業（平成15年度～16年度）について

(イ) 事業の概要

進学に必要な正確で総合的な情報の収集・提供のため、外国の優れた大学に調査団を派遣。

(ア) 第1回米国大学訪問（平成15年10月13日～16日）

スタンフォード大学等4校

(ハ) 第2回米国大学訪問（平成16年10月17日～24日）

ボストン大学等6校

(ニ) 第3回米国大学訪問（平成17年2月6日～12日）

3大学との提携書交換。提携内容としては本県担当者とは当該大学の対福岡県担当者間で、定期・不定期かつ継続的に情報交換を行う。今後さらなる連携強化に向けて本県と当該大学間で協議を継続する。

③高校生の外国大学進学を支援する取組（平成17年度）

外国大学進学高度人材育成事業の成果を受け、高校生の外国大学進学を支援する具体的な方策として出願準備講座等を実施した。

2) 実施した監査手続

(1) 外国大学進学支援事業についての概要のヒアリング

(2) 事業説明資料、プレリミナリ・ステージ、アカデミック・ステージ及びフェューチャー・ステージの概要及び委託契約書の確認

3) 事業の現状

県内の高等学校に在籍している者を対象にプレリミナリ・ステージ、アカデミック・ステージ及びフェューチャー・ステージの3講座を実施した。講座の運営については委託事業として業者に委託している。すべての講座について全て委託事業としている。委託する理由は同事業を短期間で効果的に実施するためには、専門のプログラムやノウハウ、実践的な教授法を身に付けた講師を擁する専門機関に委託して行うことが最適であるために委託業務として実施するものである。プレリミナリ・ステージ、アカデミック・ステージについては株式会社アイエスエイに随意契約で委託している。フェューチャー・ステージについては栄陽子留学研究所に随意契約で委託している。

(1) プレリミナリ・ステージ

英語による大学の授業を受講するのに必要な基本的な知識・スキルを身につけるための準備講座「スタディスキル・セミナー」の実施。

(2) アカデミック・ステージ

実用英語検定試験 2 級合格レベル程度以上の英語力を有している者を対象に実施。

日本国内にある国際的な大学（立命館アジア太平洋大学（APU））で大学の寮に宿泊し、外国人学生と寝食を共にしながら、短期集中的に大学教員等による英語による授業を受け、外国大学を体験する英語合宿「APU キャンプ」の実施

(3) フェューチャー・ステージ

外国大学への進学を希望する者を対象に実施

・進学準備指導と入学後のサポート

① 「出願準備セミナー」の実施

② 提携大学志願者を県教委が当該大学へ紹介

③ 「入学予定者セミナー」の実施

④ 「入学後コンサルティング」の実施

・合格者対象の語学研修「ランゲージ・トレーニング」

・提携校拡大・関係強化

4) 監査結果及び監査意見

高度な語学力を身に付け、将来国際人として活躍でき、世界で羽ばたく意欲を持ったたくましい青少年・人材を育成するために必要な事業として位置づけられると判断される。外国大学進学という生徒への進路選択肢を拡大させることも意義あると判断される。現在、福岡県との提携大学は米国のボストン大学、ペンシルベニア州立大学、マサチューセッツ大学アマースト校の3校であるが、平成19年度に5校の提携予定がある。今後、提携大学の拡大も含めて事業の継続は必要と判断できる。講座の委託についての随意契約に関してであるが国際教育交流、留学サポート及び外国大学との提携等の専門性が要求されることより同事業を効果的かつ効率的に実施するためには問題ないかと判断される。

5. 科学教育推進事業 （予算額 13,396千円）

中学生・高校生の科学技術に対する関心や能力を高め、科学技術の発展を担う人材の育成を図るために科学講座や理数コンクールを実施する。

1) 科学教育推進事業の概要

(1) 事業の目的

中学生を対象に最先端の科学技術を研究する発展学習の在り方について調査研究や、高校生を対象に国際的科学技术コンテストにつなげるコンクールの行うことにより、科学技術に対する関心や能力を高め、科学技術の発展を担う人材の育成を図る。

(2) 概要

①サイエンス・チャレンジ・スクール (中学生対象)

(イ) 研究チームの編成

(ロ) サイエンス・チャレンジ・スクール

- ・最先端の研究成果を観察・体験できる4泊5日の集中合宿講座

- ・受講者40名(4チーム)

(ハ) フォローアップ研修会

- ・大学教授等から生徒が作成したレポートの内容についてアドバイスを受けるフォローアップ

(ニ) サイエンス・チャレンジ・スクール研究発表会

- ・参加中学生代表による研究発表

- ・ノーベル賞受賞者を講師とする科学講演会

②理数コンクール・能力アップ講座 (高校生対象)

(イ) 理数コンクール

- ・国際的科学技术コンテスト(理科・数学オリンピック)につなげるコンクールを行い、学習意欲の喚起や科学技術の発展を担う人材育成を図る。

- ・対象者約400名(公立高校)の1年から3年、学校推薦により募集

- ・数学、理科、科学総合(リテラシー)の3部門

(ロ) 能力アップ講座

- ・スーパーサイエンスセミナーの実施。対象者40名、九大及び九工大で20講座開設

- ・能力開発道場。効果的なシンポジウムや、東大・京大等で行われている先端技術体験への参加支援。対象者20名(理数コンクール成績上位者)

2) 実施した監査手続

- (1) サイエンス・チャレンジ・スクールについての概要のヒアリング
- (2) 理数コンクール・能力アップ講座についての概要のヒアリング
- (3) サイエンス・チャレンジ・スクールについての予算書、実施要項、実施報告書、決算書の確認
- (4) 理数コンクール・能力アップ講座についての予算書、実施要項、実施報告書、決算書の確認

3) 事業の現状

サイエンス・チャレンジ・スクール事業に関しては財団法人福岡県教育文化奨学財団（理事長 海老井悦子）に契約金額 3,350 千円で業務委託している。科学技術・理科について興味関心が高く、資質や能力が優れた中学生を対象に九州工業大学大学院及び福岡安川電機と連携して、最先端の科学技術を学ぶことができる科学講座を実施し、科学技術・理科に対する関心・能力等を伸ばすとともに、チャレンジ精神に満ちた創造性豊かな人材を育成することを目的としている。4泊5日の合宿形式による科学講座を実施し、その後、講座担当の先生方から研究内容のまとめ方についてアドバイスを受けるフォローアップ研修会を2日間実施するなど、発展的・継続的な研修を行っている。また、ノーベル物理学賞受賞者の江崎玲於奈氏による科学講演会を実施した。理数コンクール・能力アップ講座に関しては高校生科学教育推進事業実行委員会（会長 石村國芳）に契約金額 10,046 千円で業務委託している。理科・数学の興味・関心、創造的問題解決能力を評価し、真の科学技術者の発掘を行う理数コンクールを実施した。また、能力アップ講座として理数コンクール参加者の中から希望者を対象とし、九州大学、九州工業大学での実験・実習を通し、国際科学技術コンテストに対応できる能力を伸長するスパーサイエンスセミナーを実施した。更に理数コンクール入賞者を対象とし、東京大学・京都大学で行われるシンポジウムや先端技術の講座等に参加させる能力開発道場を実施した。

4) 監査結果及び監査意見

サイエンス・チャレンジ・スクール事業においては科学技術や理科に興味・関心のある生徒が最先端の科学技術を学び、普段の学校生活では経験できない先端技術との遭遇や意欲的な生徒同士による意見交換など、科学技術や理科に対する関心が一層高まった点は評価できる。また、科学の奥の深さ、未知の世界を感じることで、探究心を醸成し、自学自習の大切さを理解し実践するなどチャレンジ精神に満ちた創造性豊かな人材の育成の一助と

なっている。科学講演会としてノーベル物理学賞受賞者の江崎玲於奈氏に「君たちへのメッセージ」との演題での講演も好評であった。

理数コンクールにおいては参加生徒数が706名という人数で実施され、その中から更に選りすぐりの41名により能力アップ講座が実施された。また、理数コンクール入賞者を対象とした東京大学・京都大学でのシンポジウムや先端技術の講座に参加させる能力開発道場に19名の参加があり成果があるが、と思っていると思われる。

ただし、入り口の理数コンクール受験者のところで高校によって参加者にばらつきがみられる。福岡市内で見ると、福岡高校38名、筑紫丘高校53名、修猷館高校14名、城南高校6名、西南高校2名、福岡大学附属大濠高校43名と高校によって参加者を多く受験させている高校と積極的でない高校があるように思われる。

高校生科学教育推進事業については高校生科学教育推進事業実行委員会に10,046,000円で委託されている。収支決算書を見ると、平成19年1月12日に事業報告書印刷の支出がおこなわれた以降においてもその他需用費として委託期間ぎりぎり支出されているその他需用費が散見される。平成19年2月以降において、平成19年2月13日「理数コンクール作業用参考書籍代」として147,605円、平成19年2月19日「事務局用筆記用具等消耗品代」として70,087円、平成19年2月28日「事務局用消耗品代」として635,922円、平成19年3月23日「理数コンクール問題作成作業用パソコン等購入代」1,916,100円、平成19年3月27日「理数コンクール間作用参考ソフト代①」99,000円、平成19年3月30日「理数コンクール間作用参考ソフト代②」15,315円、「理数コンクール間作用パソコンHD代」45,340円、「事務局消耗品代」19,522円、「事務局消耗品代」183,340円の支出がおこなわれている。以上の支出については単に予算消的な支出のように思われる。高校生科学教育推進事業実行委員会への随意契約での委託契約ではあり、契約に際して第9条において「委託事業の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求め、監査することができるとともに、事業の実施について必要な指示をすることができるとなっており、当事業に本来に必要な費用であったのか単なる予算消化の支出であったのかを調査・確認する必要があると思われる。

6. レインボー・アンビシャス・プロジェクト (予算額 125,747千円)

1) レインボー・アンビシャス・プロジェクトの概要

(1) 事業の目的

グローバル化や少子高齢化、IT革命、地球環境問題など様々な社会の構造的変化が進展しており、青少年をめぐる環境にも大きな変化がもたらされている。こうした時代背景のもと、若者の将来に対する目的意識の未熟さ、精神的・社会的自立の遅れが課題となるところであり、児童生徒の夢や志の実現に向けた目的意識を培うことで職業感・勤労感の育成を図り、今後の社会の変化に自ら対応できる心豊かで幅広い視野をもったたくましい青少年の育成に資する。

(2) 内容

一人一人の生徒や学校・地域の特性を生かした自主性・創造的な取組をとおして、教育活動の特色化・活用化を推進し、学校教育に一層の充実を図る。また、生徒の夢や志の実現に向けた目的意識を高揚させ、今後の社会の変化に自ら対応できる心豊かで幅広い視野を持った人間の育成を図る。

(3) 経緯

本事業の前身であるレインボープロジェクトは平成5年度から開始されている。

- ・生徒一人一人の個性を生かす活動
- ・郷土・地域を愛する心を育てる活動
- ・福祉・ボランティア活動
- ・豊かな国際性を養うための活動

上記のような事業等を実施した。これによって、生徒と教職員が一体となった自主的な活動による特色ある学校づくりが進み、通常の授業では得ることのできない成果を得ており、学校活性化に大きく寄与している。

2) 実施した監査手続

- (1) レインボー・アンビシャス・プロジェクトについての概要のヒアリング
- (2) 事業資料、事業説明資料の確認
- (3) 各高等学校の事業計画書及び実績報告書の確認

3) 事業の現状

平成5年度より県立高校110校を対象にレインボープロジェクトとしてスタートし、平成17年度においては県立高校107校、特殊教育学校23校合計130校を対象に実施されている。事業手法は各高校・特殊教育学校内にある企画委員会との委託契約になっている。また各校ごとにプロジェクト

ト評価委員会が設置されプロジェクトに対して事前評価及び事後評価をおこなっている。地域の理解及び連携を強化する事業として各校とも福祉・ボランティア・環境問題への理解を求める活動を中心に事業を実施している。

4) 監査結果及び監査意見

(監査意見)

小倉・東筑・福岡・筑紫丘・修猷館・明善・伝習館・嘉穂の事業計画書と実績報告書を確認した。各校とも独自の事業計画に基づき事業の実施をおこなっていた。事業目的から逸脱した事業の実施が行われた様子は見られなかった。ただし、嘉穂高校に関しては評価委員会の業務実績評価書の総合評価がCという評価になっている。同校の事業は平成9年度からの継続事業として、同校の敷地並びに道路・河川との境界面に花木の植栽を実施することと、校内整備だけでなく周辺地域の除草作業が中心となっていない。事業がパターン化していることにより事業の評価が上がっていない可能性もあり校内での今後の改善は必要と思われる。また、福岡高校に関しても勤労感・職業感を形成・確立することができている活動となっていたかという評価項目でC評価となっており、その結果、総合評価がB評価となっている。C評価の項目については改善が必要と思われる。

7. 専門高校生実践力育成事業 (予算額4,694千円)

1) 専門高校生実践力育成事業の概要

(1) 事業目的

商業・農業・水産・水産・家庭の基礎基本の上に、県商工部・農政部・水産林務部と連携し、科学技術を応用した実践的専門教育及び経営能力育成教育を推進することにより、志と得意技を身に付けた専門高校生を育成する。対象高校(筑豊、朝倉東、八女農業、水産、糸島農業、嘉穂総合、小倉商業、田川科学技術、行橋、若松商業、折尾、遠賀、宇美商業、福岡農業、久留米筑水、東鷹16校)

(2) 内容

① 空き店舗等を活用した有店舗経営

(1) 筑豊高校：須崎町商店街の空き店舗を活用、毎週金曜日と毎月5

日にTシャツやバッグなどの生活雑貨を販売。

(ロ) 朝倉東高校：甘木鉄道甘木駅の待合室を活用、毎週月・木曜日と毎月第1、3土曜日に全国の商業高校が開発した食品等を販売。

②校内販売所等を活用した有店舗経営

(イ) 八女農業高校：校内販売所「みらい館」において校内で生産した野菜や草花を販売、週2回営業。

(ロ) 水産高校：学校近くの「お魚センター」にてマグロ（実習船「玄洋丸」で捕獲）を販売。

③電子商取引

(イ) 小倉商業高校と田川科学技術高校：教科「商業」を学ぶ生徒が、「課題研究」の時間などを利用。地元特産物を販売。

(ロ) 糸島農業高校と嘉穂総合高校：農業、商業や情報に関する学科と連携し準備中。

④福岡県オリジナルブランド商品開発

(イ) 朝倉東高校ビジネス情報科生徒：平成17年11月に、プリンに地元秋月の名産品の葛を入れ、黒蜜と黄粉をかけて食す「秋月の星葛」を考案、地元菓子店の協力を得て商品化、同店舗で販売。平成19年4月に登録商標

(ロ) 八女農業高校：自校茶園で10年前からお茶の無農薬栽培に取り組み、ペットボトルのお茶として平成18年7月に「八女農茶」として商品化、約4万本すべて完売。

(ハ) 行橋高校：平成18年11月に、メロンの栽培方法で工夫、通常のマスクメロンより色が白く糖度も高いメロンを開発、「白雪めろん」のネーミングで販売。

⑤経営能力育成授業

有店舗経営及び無店舗経営を行う8校：地元専門家による授業を1年間に6時間程度実施、生徒の経営能力を育成。

⑥商業教員等集中研修（販売士養成）

県立高校の商業科教員等を対象、日本商工会議所主催販売士検定1級取得の集中研修を実施、教員のマーケティング指導能力の向上を図る。

2) 実施した監査手続

- (1) 専門高校生実践育成事業についての概要のヒアリング
- (2) 事業資料、事業説明資料の確認

(3) 各高等学校の実施計画書の確認

3) 事業の現状

筑豊高校、朝倉東高校においては、地元商店街と連携して空き店舗を利用した生産物の販売をおこなっている。予算は180万円が計上されている。筑豊高校においては内装工事などの工事請負費として114万円、店舗賃借料として28万円、その他経費として残りを使用されている。朝倉東高校においては店舗改装の工事請負費として47万円、店舗賃借料として106万円、その他経費として残りを使用されている。八女農業高校、水産高校、行橋高校はオリジナルブランド商品の販売をおこなっている。八女農業高校は40万円の予算に対して消耗品費のほか商標登録申請費用としての支出が見られる。水産高校は40万円の予算に対して水産物を商品化するための加工費（缶詰代等）としても支出が見られる。行橋高校は40万円の予算に対して生産物を加工するための費用としての支出が見られる。

4) 監査結果及び監査意見 (監査意見)

各高校それぞれ販売の実績を残している。平成18年度の売上げは筑豊高校が約30万円、朝倉東高校が約100万円、八女農業高校が約100万円、水産高校が約70万円、行橋高校が約12万円の実績を上げている。各高校の売上については毎回、「調定決議書」において生産物売収入もしくは雑入で現金収納されている。ただし、事業に対する総括的な事業報告書の提出は各高校からされていない。よって入金されている金額が全ての売上であるかどうかの網羅性の確認についてはおこなうことができない。同事業に関しては収入が発生し金銭の動きも生じることから最終的な損益に関しては主管に適正に報告をおこなう必要があると同時に主管としても報告に対しての確認をおこなう必要がある。

8. 高校生ものづくり技能育成事業（予算額8,659千円）

1) 高校生ものづくり技能育成事業の概要

(1) 事業目的

工業高校の教諭等に対する高度なものづくり熟練技術養成のための集中研修や、工業高校生に対するものづくり技能体験学習、「高校生名工の技術への挑戦フェア」の開催、モデル校への三次元CADシステム

の導入等により、ものづくり技能後継者及び先端設計技術者の育成を図る。

(2) 内容

近時の就職構造の変化、海外における工業化の進展による競争条件の変化など経済の多様かつ構造的な変化による影響を受け、国内総生産に占める製造業の役割が低下し、ものづくりに従事する労働者が減少している。また、若年者を中心としたものづくり離れやものづくり熟練技能者の高齢化等により高度なものづくり技術・技能の承継が困難になっている。しかしながら、ものづくり熟練技能者は、わが国の製造業の基盤技術の担い手として、その水準の維持及び向上のためには重要な役割を果たしており、高付加価値の製品の最終仕上げなどでは高度熟練技能者による手作業が不可欠であり、今後ともその必要性は変わらない。このため、工業高校生の職業感・勤労感の醸成やものづくり技能・技術の習得など推進し、ものづくり技能後継者として育成し、即戦力として活躍できる人材の育成が産業界からも要請されている。

①教員等集中研修

研修期間：夏季休業中10日間

対象者：工業高校教員等60名（40歳未満の教諭および実習助手）

研修場所：ポリテクセンター八幡

研修内容：普通旋盤、フライス盤、電子機器組立、配電盤・制御盤組立作業、大工工事

②ものづくり技能体験学習

工業高校および工業系学科を有する学校(15校)において年1回、各校3名の熟練技能者を招聘し、ものづくり実技指導を実施。

③高校生名工の技術への挑戦フェア

コンテスト7部門（旋盤作業、電子回路組立、自動車整備、木材加工、電気工事、橋梁模型製作、科学分析）の開催、生徒作品の展示、ものづくり体験コーナー

2) 実施した監査手続

- (1) 高校生ものづくり技能育成事業についての概要のヒアリング
- (2) 事業資料、事業説明資料の確認
- (3) 支出負担行為決議書、見積書、仕様書等の確認

3) 事業の現状

工業教員等集中研修については独立行政法人 雇用能力開発機構 八幡職業能力開発促進センターと随意契約にて委託している。平成18年6月に事前研修全6コースに始まり平成18年7月から8月にかけて前期の集中研修（普通旋盤、フライス盤、電子機器組立、配電盤・制御盤組立）および平成18年11月から平成19年1月にかけて後期の集中研修（大工事、建築配管）が実施された。科学分析については株式会社 九州テクノリサーチ（新日本製鐵㈱ 八幡製鐵所から分社した会社）と随意契約にて委託している。平成18年7月から8月にかけて小倉工業高等学校にて実施された。高校生各工の技術への挑戦フェア及びものづくりコンテスト福岡県大会に関しては浮羽工業高等学校内にもものづくりフェスティバル委員会を設置し委託している。

4) 監査結果及び監査意見

工業高校教員等集中研修は工業高校の教諭及び実習助手が厚生労働省の2級技能検定資格取得を目指すとともに、授業・実習等において生徒に対する高度な技術指導が可能となるためのものづくりの技術・技能・知識を習得することを目的とするものである。事業を短期間で効果的・効率的に実施するために独立行政法人 雇用能力開発機構 八幡職業能力開発促進センター（科学分析については株式会社 九州テクノリサーチ）に委託している。随意契約となっている理由は、当該業者が厚生労働省所管の独立行政法人が設置・運営する公共職業能力開発施設であり、労働者の職業生活設計に即した職業能力の開発及び向上を推進し、能力開発セミナー等の実施を通して、労働者の雇用の安定や経済の発展に寄与しており、その活動は本事業の趣旨・目的に合致しているということであり問題ないと判断される。科学分析については㈱九州テクノリサーチを業者選定した理由として、同社は、新日本製鐵㈱八幡製鐵所から分社した企業であり、環境系から材料系に至るまで化学分析において幅広い技術を有する国内屈指の企業であり、外部に対し科学分析関係の研修会を実施する県内唯一の企業であり随意契約とすることに關しては問題ないと判断される。

9. 学習等特別支援事業（予算額4,207千円）

小・中学校等の通常の学級に在籍している学習や生活上の困難を有する幼児児童生徒に対し、保護者等との連携を図りながら、一人一人の教育的

ニーズに応じた適切な教育的支援をおこなう。

1) 学習等特別支援事業の概要

(1) 事業目的

通常のきめ細かな、工夫改善した授業で指導効果が得られない児童生徒に対し、保護者からの依頼により、一人一人の教育的ニーズに応じた特別な教育的支援をおこなう。

(2) 事業概要

①県特別支援連携協議会の設置

小・中学校における LD (学習障害) 等の児童生徒の支援に対応するために、教育、福祉、医療、大学等関連機関等の連携協力による県レベルの横断的組織である県特別支援連携協議会を設置する。

②地域特別支援連携協議会の設置

地域において専門家や実務担当者のネットワークを整備するため、各教育事務所単位で地域特別支援連絡協議会を設置する。

(イ) 特別支援教育コーディネーターの養成研修の実施

各小・中学校における校内や関係機関、保護者との調整役として、教員等に対し特別支援教育コーディネーター養成研修を実施する。

(ロ) 専門家派遣による判断・支援体制の整備

各地域ごとに LD 児等の把握や対応に詳しい医師等の専門家を登録し、巡回教育相談として地域や各学校に派遣する。

(ハ) 盲・聾・養護学校との連携

各盲・聾・養護学校は、地域支援の役割を担う特別支援教育センターとして、専門家と連携し、小・中学校の保護者や教員に対する教育相談や情報提供の他、個別の教育支援計画の策定の支援を行う。

2) 実施した監査手続

(1) 学習等特別支援事業についての概要のヒアリング

(2) 事業説明資料、予算書の確認

3) 事業の現状

読む・書く等特定の領域での習得、集団参加への困難や、多動性を有する児童生徒は小・中学校の通常の学級に在籍している。このような子どもたちの学習や生活上の困難への対応には、正しい理解と指導方法内容等の工夫が必要とされる。症状や障害の改善には低年齢、低学年であれば一層の効果があるとともに、不適切な対応により生じる症状の悪化や学校不適

応等の二次障害を起ささないためにもできる限り早期の取組が不可欠である。そのために県特別支援連携協議会の開催を年2回、特別支援教育コーディネーターの養成を年間250名、各教育事務所での検査器具の整備、専門家派遣による巡回教育相談の実施などがおこなわれている。

4) 監査結果及び監査意見

事業の効果として、小・中学校及び地域における専門家や実務担当者のネットワーク化が推進されることで、実態の把握や教員及び保護者に対する望ましい教育的対応が整備され、発達障害の正しい理解及び自立、社会参加の促進が図られている。また、不登校や引きこもり等の二次的な障害が改善され、同時に保護者の不安解消、学校の組織力の向上が期待できる。事業費4,207千円のうち報償費(講師、巡回相談員への謝金)として3,468千円が予算計上されている。報償費として一人当たり時給ベースで6千円での支払いが行われている。単価的な検討をおこなったが、専門家としての講師、巡回相談員は、医師、大学教授、臨床心理士が担当している。また、一回あたりの相談時間が2時間から3時間であることを考慮すれば特に報酬が高額であるとは思われない。以上より学習等特別支援事業に関しては特に問題ないと判断される。

10. 障害児体験活動支援事業 (予算額4,626千円)

1) 障害児体験活動支援事業の概要

(1) 事業の目的

完全学校週5日制の下、各地において子どもの体験活動の機会と場の充実が図られているが、障害のある子どもを対象にした取組はほとんど実施されていない状況にある。そこで、アンビシャス運動12の提案「地域ぐるみで子どもを育てよう」「自然を体験しよう」を踏まえて、障害のある子どもたちが地域社会の一員として、生涯にわたって様々な人と交流し、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくために、コミュニケーションサイポーターを配置し、障害のある子どもたちの地域活動支援を行っていくとともに、週末等を活用した自然体験・交流体験・生活体験等、体験活動支援事業を実施し、もって障害のある子どもたちの体験活動の機会と場の拡充を図る。

(2) 内容

①コミュニケーションサイポーター配置事業

特殊教育諸学校の児童生徒が地域行事に参加しやすい体制を構築するため、各教育事務所にボランティアバンクを設置し、アンビシャス広場や地域行事に参加する際のサポートを行う。

②障害児体験活動支援事業

(1) 週末を活用した障害児の体験活動支援事業

内容：青少年教育施設を活用した1泊2日の宿泊体験活動

会場：県立社会教育総合センター、県立英彦山青年の家、県立少年

自然の家「玄海の家」

対象者：社会教育総合センター 盲学校小学校高学年、中等部

英彦山青年の家 養護学校小学部高学年、中等部

少年自然の家「玄海の家」 豊学校小学部高学年、中等部

(ロ) 「障害児体験活動支援事業」連絡会の設置

2) 実施した監査手続

(1) 障害児体験活動支援事業についての概要のヒアリング

(2) 事業説明資料、予算書の確認

3) 事業の現状

平成14年度から実施された学校週5日制では、子どもたちがゆとりある生活の中で、地域において様々な体験活動を行い、真の「生きる力」を身につけることにある。しかし、現状では障害のある子どもたちの体験活動の機会や場については、ほとんど整備されていない状況である。そこで青少年アンビシャス運動12の提案を踏まえ、アンビシャス広場や地域行事への参加支援を行うとともに、青少年教育施設が持つ様々な体験活動プログラム等教育的機能を十分に生かし、週末等における障害のある子どもたちの活動の機会と場の拡充を図る必要がある。

4) 監査結果及び監査意見

(監査意見)

コミュニケーションサポート配置事業は、学校週5日制の下、盲・聾・養護学校関係者及び保護者の「地域活動参加」「体験活動への参加」に対する要望が多いことから、各教育事務所コミュニケーションサポーターのバンクを設置し、必要に応じてサポーターを地域に派遣することにより、アンビシャス広場や地域行事等への参加促進を図ることができる。週末を活用した障害児の体験活動支援事業は、学校週5日制の下、週末を利用した四季折々のプログラムなど非日常的な1泊2日の体験活動の機会を、公立特殊教育諸

学校の小中学部及び高等部の児童生徒に提供することで、障害のある子どもたちの豊かな心やたくましく生きる力を育むことを目的とする。また、こうした障害のある子どもたちの体験活動の場と機会の充実により、新たな仲間づくりや自己発見などにつながるとともに、親相互の定期的な交流の場を提供することができる。教育課程で行われる学習活動とは異なり、学校外活動として展開する宿泊体験活動は、県内でもほとんど実施されていないため障害のある子どもたちのアンビシャス運動推進事業として位置づけることができる。さらに「障害児体験活動支援事業」連絡会の主な目的のひとつは、事業実施に当たっての配慮事項、プログラム検討を事前に行うことにある。しかし一方で今後、県内各地に定着させていくためのモデル事業としても位置づけており、モデルとなる体験プログラム、組織、チャート、配慮事項等々、基本マニュアルづくりも必要と考えている。そのため、行政職員・担当職員だけでは不十分であり、学識経験者、社会福祉協議会職員、関係NPO職員を含めたモデル的連絡会を組織する必要がある。事業の費用対効果ということを計ることは難しいと思われるが、同事業の社会的な必要性については十分にあるものと判断される。

1 1. 児童生徒の規範意識育成事業 (予算額 10,440 千円)

児童生徒に規範意識の醸成を図るため、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の実態を踏まえた非行防止学習を実施する。

1) 児童生徒の規範意識育成事業の概要

(1) 事業の目的

児童生徒に社会のルールや自分の行動に責任をもつこと等の規範意識の醸成を図るとともに、非行行為への誘惑や勧誘を断る判断力等を育成するため、学校・地域の実情に応じ、小中学校・高等学校・盲・聾・養護学校における発達段階を踏まえた非行防止学習の実施と、その効果的な実践を図るための指導資料の作成を推進する。

(2) 事業の概要

①規範意識の醸成

現状の教育活動において道徳の時間の中で非行をしてはいけないことを含めた指導をおこなう。道徳の指導方法として (イ) 話し合い (ロ) 教師の説話 (ハ) 読み物の利用 (ニ) 視聴覚機器の利用 (ホ) 動作化、役割演技等の児童生徒活動。(イ)、(ハ)、(ニ)を学校内で工夫・改善することによりさらに道徳教育の充実を図っていくとともに学校において臨

場感のある場面設定が困難な(ロ)、(ホ)について非行防止学習を実施し、例えれば非行歴のある人物を外務講師にし体験談を児童生徒に聞かせたり、万引きをされる店員の役割を児童生徒に体験させること等で規範意識の醸成を図り、非行防止対策を推進している。

②非行防止学習推進協議会の開催

非行防止学習の実施に関する具体策や推進方法等の検討。児童生徒の発達段階に応じたテーマ別(万引き、乗り物盗・占有離脱物横領、シンナー等薬物乱用、性の逸脱行為)の防止にかかる指導資料の作成・配布

③市町村立小・中・養護学校における研究実践

8 地域をモデル地域として指定し、地域内全ての小・中・養護学校で非行防止学習の実施

④県立高校、盲・聾・養護学校における研修実践

全校において非行防止学習の実施

2) 実施した監査手続

(1) 児童生徒の規範意識育成事業についての概要のヒアリング

(2) 事業説明資料、予算書の確認

3) 事業の現状

福岡県の現状として少年非行に関する検挙輔導人員は平成17年度全国4位、非行者率は17.2%と全国1位の状況である。事後の対処だけでなく警察等の関連機関と連携し、小学校中・高学年からの発達段階に応じた非行防止に関する学習が重要である。事業手法として非行防止学習推進協議会は直接執行しており、小・中・養護学校で非行防止学習の実施は、市町を単位とする地域との委託契約に基づいて行われている。

4) 監査結果及び監査意見

効果として、児童生徒の規範意識の高揚及び基本的生活習慣の改善、暴力行為の発生件数、発生率の減少、非行率の減少、犯罪被害児童生徒数の減少、家庭・地域へのアプローチに伴う地域の家庭力の向上などが挙げられている。費用に対する効果が非常に見えにくい事業ではあると思われるが、検挙輔導人員は平成17年において全国4位、非行者率は17.2%と全国1位であるというのは事実であり、その不名誉な事実を少しずつ解消していくかなければ、事業としての効果があがったとは言えない。今後も継続して行うべき事業であり、非常に効果を期待される事業である。

1 2. いじめ・不登校総合対策事業

いじめ・不登校問題の予防・解決を図るため、相談体制及び指導内容や環境の整備・充実を図る。教育相談活動と学校づくりに分かれ、教育相談活動が①スクールカウンセラー活用事業（予算額 249,957 千円）、②小学校の教育相談体制等の充実事業（予算額 14,305 千円）、③「子どもホットライン24」相談事業（予算額 8,121 千円）、④不登校生徒等地域支援事業（予算額 22,995 千円）、学校づくりが⑤不登校対応のための「マンツーマン方式」によるきめ細やかな対応、⑥子どもの人関係能力を育成するための「ピア・サポート」活動等の実践による人間関係づくりの推進、⑦関係機関・地域との連携（予算額 696 千円）を行っている。このうち、⑤及び⑥については児童生徒への指導方法に関するものであり、予算化された事業ではない。

1 2-1. スクールカウンセラー活用事業

1) スクールカウンセラー活用事業の概要

(1) 事業の目的

学校における教育相談機能を高め、いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題の未然防止や早期発見・早期解決を図る。

(2) 事業の概要

スクールカウンセラー活用事業として国庫補助二分の一で実施されており、今年度の予算は約 2 億 5,000 万円で半分の約 1 億 2,500 万円は国庫補助となっている。学校における教育相談機能を充実するため、平成 13 年度から 5 ヶ年計画で臨床心理士等を、公立中学校においては 3 学級以上の全ての学校（政令市を除く）に、県立高校においては各地区の拠点校 4 校に各 1 名を配置している。スクールカウンセラーとしては、・財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定を受けた臨床心理士、・精神科医、・児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第 1 条に規定する大学の学長、副学長、教授、助教授又は講師（常時勤務をする者に限る）の職にある者とされている。

2) 実施した監査手続

- (1) スクールカウンセラー活用事業についての概要のヒアリング
- (2) 実施要項、設置要綱の確認

(3) 事業説明資料、予算書の確認

3) 事業の現状

スクールカウンセラーの配置は公立中学校においては、平成13年度43校から平成14年度86校、平成15年度129校、平成16年度175校、平成17年度218校と増加してきている。高校についても平成13年から平成17年度まで4校に配置している。平成18年度の相談件数も公立中学校で34,936件となっている。

4) 監査結果及び監査意見

心に悩みをもつ児童生徒の心の安定を図るため全ての公立中学校218校、及び県立高等学校4校にスクールカウンセラー（主として臨床心理士）を配置した結果、児童生徒の心の安定や教員及び相談員等のカウンセリングに関する資質向上に大きな効果を上げている。相談件数の年々の増加や様々な問題を抱えた児童生徒の悩みを解決するためには、教員や相談員と専門家が連携して対応に当たることが必要かつ効果的であることから、今後も継続したスクールカウンセラーの配置は必要である。

12-2. 小学校の教育相談体制等の充実事業

1) 小学校の教育相談体制等の充実事業の概要

(1) 事業の目的

いじめ・不登校等心に悩みをもつ児童・保護者の心の安定のための相談体制及び相談環境の整備・充実を図るとともに、生徒指導体制の充実と関係機関との連携強化を図る。

(2) 事業の概要

①子どもと親の相談員の配置

不登校などの未然防止及び早期発見、早期対応を図るために子どもと親の相談員を配置している。公立小学校30校に配置。市町村・学校が積極的にその改善に取り組んでおり、効率的に相談員を活用できる学校が対象とされている。

②生徒指導推進協力員の配置

生徒指導体制の充実と関係機関との連携強化を図るため、生徒指導推進協力員を配置している。県内の7地域（中学校区）に配

置。暴力行為等問題行動の多い小学校を有する地域が対象とされている。

2) 実施した監査手続

- (1) 小学校の教育相談体制等の充実事業についての概要のヒアリング
- (2) 事業説明資料、予算書の確認
- (3) 委託契約書、調査研究実施計画書、調査研究実績報告書の確認

3) 事業の現状

小学校の教育相談体制等の充実事業として文部科学省から福岡県教育委員会に委託されており平成18年度は13,050千円で契約が行われている。同事業は地域の人材の中からの適任者の選考、及び地域の実態や各校の実情に応じた調査研究の取組を実施することから、各地域の実態や実情を把握している各市町の教育委員会への委託が必要であるため、各市町への再委託がなされている。

4) 監査結果及び監査意見

各市町からの報告によれば、「児童が相談に来るようになった」、「児童の居場所ができた」、「児童・保護者を多面的に捉え指導の方向性を決定できた」、「生活指導体制の充実に繋がった」、「不登校・暴力行為等の未然防止、早期発見、早期対応につながった」、「児童虐待への対応につながった」、「警察等関係者とのネットワークが緊密となった」等々の成果がでてきている。今後も継続した事業実施が必要と思われる。

12-3. 子どもホットライン24相談事業

1) 子どもホットライン相談事業の概要

(1) 事業の目的

いじめ・不登校等心に悩みをもつ児童生徒や保護者の心の安定のための相談体制の整備・充実を図る。

(2) 事業の概要

子どもホットライン24の充実。児童生徒や保護者からの相談が多い夜間の相談体制を充実に、24時間の相談システムを整備する。

2) 実施した監査手続

- (1) 子どもホットライン24相談事業についての概要のヒアリング

(2) 事業説明資料、予算書の確認

3) 事業の現状

心の問題に関する相談内容が多様化、複雑化する中、気軽に相談できる環境が未整備の現状がある。このため、相談環境の整備・充実のために電話相談を充実させるために、昼間は教育事務所の相談室において電話相談と面接相談の実施、夜間は相談員の自宅において各教育事務所からの転送によって電話相談を実施している。また平成19年2月からは、深夜早朝（0時から9時）も電話相談を実施し、24時間の相談体制の整備を図っている。

4) 監査結果及び監査意見

昼夜を問わず心に悩みをもつ児童生徒や保護者の相談を常時受けるために、平日及び土日祝日の相談員の配置をおこなっている。いじめ・不登校等の早期解決及び様々な悩みを抱える児童生徒や保護者のケアを行うためには、昼夜を問わず迅速な対応が効果を上げており当該事業の継続実施が必要であると判断できる。

12-4. スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業

1) スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業の概要

(1) 事業の目的

いじめ・不登校等心に悩みをもつ児童生徒の心の安定のための相談体制及び指導環境の整備・充実を図るとともに、教員や相談員等の力量向上をめざす。

(2) 事業の概要

不登校対策に関する中核的機能（スクーリング・サポート・センター）を充実し、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムを整備する。

①不登校問題に取り組むネットワークの中核的機能の整備

(イ) 広域スクーリング・サポート・センター（県教育センター） 基礎調査研究、モデルプログラム開発等

(ロ) 地域スクーリング・サポート・センター（県内12地域） 不登校児童生徒への訪問指導、保護者への相談対応・助言等

②不登校児童生徒への効果的な訪問指導の在り方について調査研究を

行うため、広域及び地域スクーリング・サポート・センターに訪問指導員を配置。

③事業推進のための協議会等の設置

- (イ) スクーリング・サポート協議会 事業推進の方策の検討等
- (ロ) 評価検討会議 スクーリング・サポート・センター等の取組、指導助言

2) 実施した監査手続

(1) スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業についての概要のヒアリング

(2) 事業説明資料、予算書の確認

3) 事業の現状

スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業として文部科学省から福岡県教育委員会に委託されており平成18年度は19,591千円で契約が行われている。同事業は更に直接執行する広域スクーリング・サポート・センターと再委託する地域スクーリング・サポート・センターとに分かれている。

4) 監査結果及び監査意見

県内の不登校児童生徒については、平成17年度は、小学校736名、中学校4,060名、計4,796名、平成18年度は、小学校793名、中学校4,157名、計4,950名となっている。今後も学校・家庭・適応指導教室等の関連機関が連携し、引きこもりがちな児童生徒への訪問指導、保護者からの相談の対応等不登校問題解消に向けたきめ細やかな対応を行うために、継続した事業実施が必要と思われる。

12-5. いじめ・不登校相談事業

1) いじめ・不登校相談事業の概要

(1) 事業の目的

いじめ・不登校等心に悩みをもつ児童生徒の心の安定のための相談体制及び指導環境の整備・充実に、教員や相談員等の力量向上をめざす。

(2) 事業の概要

児童生徒の相談に携わっている専門機関等の連携を強化し、それ

その専門性を生かしていじめや不登校などの児童生徒の心の問題の解決を支援する相談ネットワークの形成を図るため県及び地区教育相談ネットワーク会議の運営をしている。

2) 監査の概要

- (1) いじめ・不登校相談事業についての概要のヒアリング
- (2) 事業説明資料、予算書の確認

3) 事業の現状

平成18年4月21日、9月15日、平成19年2月23日に吉塚合同庁舎において関係機関（九州大学、福岡県医師会、福岡県精神病院協会、福岡県臨床心理士会、民間相談機関）で教育相談ネットワーク会議の開催がおこなわれた。

4) 監査結果及び監査意見

各教育事務所において教育相談ネットワーク会議の開催がおこなわれている。それにより、いじめ・不登校等の早期解決のための相談機関相互のネットワーク化が図られ、各関係機関による総合的な相談体制の整備が行われている。今後も継続した事業実施が必要と思われる。

1 3. アンビシャスふくおか家庭教育宣言事業（予算額 3,457千円）

1) アンビシャスふくおか家庭教育宣言事業の概要

(1) 目的

子育てに不安を持つ親の増加や児童虐待の問題の深刻化等、家庭の教育力の低下や「子育ての危機」が各種の調査結果等から指摘されている。そのような中、国の教育改革国民会議や中央教育審議会等においても「家庭は子ども教育に第一義的に責任がある」としながらも、家庭教育の問題は座視できない状況にあるとして、「社会全体での子育て支援」や「教育行政の役割としての家庭教育の充実」が提言された。県行政としても、関連機関・団体等と連携しながら、すべての親にきめ細かな家庭教育支援を行うとともに、家庭教育に関する県民の意識を醸成する必要がある。そこで、「すべての教育の出発点」である家庭教育を充実するため、P T A・学校等との連携協力のもと、父親の教育参加を積極的に促しながら、小・中学校での家庭の教育力の向上を

図る実践活動に取り組む。さらに、県民への啓発を通して、「地域・家庭の教育力向上県民運動」への展開を図る。

(2) 内容

① アンビシャスふくおか家庭教育推進協議会の設置

(イ) 委員は学識経験者、PTA関係者、NPO法人、行政関係者（社会福祉局）、学校教育関係者、青少年教育関係者、社会教育関係者で構成する。

(ロ) 本事業を円滑に実施するため、事業内容の検討や各期間との連絡調整、実施状況の把握、評価等を行う。

② 「アンビシャスふくおか家庭教育宣言」事業

(イ) 県PTA連合会等と連携しながら、希望する小・中学校のPTAが中心となって、家庭の教育力を高めるための取組を自主的に宣言・実践する。

(ロ) これまでの関心の高い親への学習機会の提供だけでなく、研修会等に参加しない課題のある親を巻き込む取組を展開する。

(ハ) 実施校は実態把握（事前・事後のアンケート調査）、実態に応じた事前研修会による実践活動の意欲付け、具体的な家庭教育宣言、実践活動、事後研修会による評価、成果の確認を行う。

2) 実施した監査手続

(1) アンビシャスふくおか家庭教育宣言事業についての概要のヒアリング

(2) 事業説明資料、予算書の確認

(3) 事業計画書、委託業務実績報告書の確認

3) 事業の現状

アンビシャスふくおか家庭教育推進協議会がPTA関係者、NPO法人、行政関係者（社会福祉局）、学校教育関係者、青少年教育関係者、社会教育関係者で構成され、小・中学校のPTA等が中心となって、子どもの生活リズムを取り戻すための取組などを学校・地域ぐるみで自主的に宣言・実践する「家庭教育宣言事業」の実施に関してその委託をおこなない報告を受け評価するという作業をおこなっている。アンビシャスふくおか家庭教育宣言事業としては県内138校でPTAを中心に地域や家庭の実態を踏まえた実践活動に取り組むことで、父親をはじめ親自身の家庭教育に関する意識が高まるとともに、学校・家庭・地域が一体となった「家庭教育支援」の体制づくりや気運の醸成を図る。先進的な実践活動に、市町村各1校で取り組みることにより他の学校への波及効果が期

待できる。

4) 監査結果及び監査意見

アンビシャスふくおか家庭教育宣言事業の実施にあたって、県内の市町村において計 138 校で実施が行われている。事業報告書によれば各実行委員会とも 10 数名の実行委員により 5, 6 回の開催の事業をおこなっている。予算のほとんどは外部講師の謝金として使用されている。PTA が受託していることも影響しているかと思われるが、30 千円という予算の割には非常に効果的な事業の実績を残していると判断され効果的な事業であると判断される。

1 4. 人権感覚育成モデル校事業 (予算額 2,000 千円)

1) 人権感覚育成モデル校事業の概要

(1) 目的

平成 18 年度から平成 20 年度の 3 年間、県内の小・中・高等学校から 10 校をモデル校として指定し、各学校において、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害等、新たな人権課題に対応する児童生徒の人権感覚を育成するための効果的な指導方法について研究開発する。

県教育委員会においては、最終年度に、各モデル校の研究実践をとりまとめ、児童生徒の発達段階に応じた効果的な指導方法の確立をめざした「指導書」(仮称)を作成し、県内の各学校に配布することにより、事業成果の普及を図る。また、この過程において、指定校間の授業交流や検証授業等を行い、各モデル校の研究の深化充実を図る。

(2) 内容

①モデル指定校 (10 校)

- (イ) 小学校 4 校 那珂川町立岩戸北小学校・柳川市立中山小学校・飯塚市立上穂波小学校・宮若市立宮田東小学校
- (ロ) 中学校 4 校 宗像市立玄海中学校・久留米市立屏水中学校・糸田町立糸田中学校・築上町立築城中学校
- (ハ) 高等学校 2 校 福岡県立嘉穂総合高等学校・福岡県立田川高等学校

②事業期間

3 年間 平成 18 年度～平成 20 年度

③予算額

- 1・2年次 200千円×10校
- 3年次 100千円×10校

④実施方法

各小・中学校単位に設置する「人権感覚育成モデル校事業実行委員会」並びに県立学校を単位として実施する。その際、県と実行委員会は本事業に係る委託契約を締結する。

⑤研究の内容

新たな人権課題（インターネットによる人権侵害等）の解決に必要な知識・態度・実践力を身に付けるために効果的な指導方法についての研究

⑥取組の内容

- 1年次：基本構想・研究計画書の作成、指導方法の検討と授業実践
- 2年次：授業実践、指定校間での交流、効果的な指導方法の検討及び研究実践の整理
- 3年次：「指導書（案）」の検証、研究のまとめ、最終報告書の作成「指導書」（仮称）の作成、研究成果の提供等

⑦事業の効果

- (イ) 小・中・高等学校の児童生徒の発達段階に応じた効果的な指導方法の在り方について明確にすることができる。
- (ロ) 県教委として、「指導書」（仮称）を作成・配布することで、モデル校の成果を県内の各学校に普及することができる。

2) 実施した監査手続

- (1) 人権感覚育成モデル校事業についての概要のヒアリング
- (2) 事業説明資料、予算書の確認
- (3) 事業計画書、委託業務実績報告書の確認

3) 事業の現状

新たな人権課題（インターネットによる人権侵害等）の解決に必要な知識・態度・実践力を身に付けるための効果的な指導方法についての研究が中心となっている。福岡県立田川高等学校においては実態把握とインターネットを検索して同校の掲示板を見つける作業を行った。その過程で、ある生徒に対して誹謗中傷が書き込まれるという事象が起こった。

こういった誹謗中傷に対して教員がどう対処し、生徒に対していかに指導していくかといった教員側のスキルの方向性も取り組みを進める中で

次第に確立させていった。宮田東小学校においては研究主題を「豊かな心を育てる教育の創造」、副主題を「教科・人權・総合的な学習の時間を中心としたセルフエスチームの育成をめざして」とし校内研究を進めている。同校は、かつて産炭地として栄えた土地にある。炭鉱閉山後から、生活環境の改善が進んできたが、子どもたちを取り巻く生活状況には未だ厳しい状況が見られる。同校では1998年度から学力実態調査をおこなない2001年度よりセルフエスチーム・生活習慣・学習理解力の三つの観点から実態調査を行った。これらの調査の結果、セルフエスチームでは自己価値観の項目の低い子が35%にのぼり同校の課題であることがわかった。同校では全職員が一丸となった学力保障の取り組みを推進すると共に、自尊感情を高めるために、地元の教材を生かした総合学習の取り組みを計画的に実施してきた。ここで実施された地元炭鉱教材「ぼた山とともに」は県同教や県教委、全同教等で発信し、いただいた意見を生かしながら研究を進めている。糸田中学校においては「豊かな心をもち、他の人ともによりよく生きようとすする力を育てる人權感覚育成の指導の在り方について」（生徒の心に響く道徳教育中心にして）との研究主題で委託事業を実施している。平成18年6月に基本構想・研究計画書の作成をおこなない、第1回校内授業研修会（第3学年：道徳の時間）を実施。8月に校内研修（人權感覚育成モデル校事業、今後の研究の取組について）を実施。9月に人權感覚等実態調査の実施・分析。10月に第2回校内授業研修会（第1学年：道徳の時間）11月に第3回校内授業研修会（第2学年：道徳の時間）を実施している。

4) 監査結果及び監査意見

所管事務の概要として「人權教育及び人權啓発の推進に関する法律」に基づき、国の「人權教育・啓発に関する基本計画」及び「福岡県人權教育・啓発基本指針」を踏まえ、様々な人權問題の解決と、人權が尊重される社会の実現を目指し、学校教育及び社会教育を通して、県民が人權尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるように、人權に関する学習の推進に努めている。

その中で学校教育における人權教育の推進について①小・中・高等学校教職員を対象に人權問題の正しい認識と理解を深めるための研修会を開催し、学校における人權教育の推進に努めている。②公立幼稚園長及び職員を対象に人權問題の正しい認識と理解を深めるための研修会を開催し、就学前における人權教育の推進に努めている。③新たな人權課題に対応する人權感覚の育成のために「人權感覚育成モデル校事業」等を設け、効率

的な指導方法の研究実践を進めている。

今回上記③の新たな人権課題を主たるテーマとして事業を実施し、その中の最大のテーマがインターネットの匿名性を悪用した人権侵害に対応する児童生徒の人権感覚を育成することが研究課題であった。福岡県立田川高等学校においてはテーマ通りのインターネットの匿名性に関する事業の実施がおこなわれた。宮田東小学校においてはインターネットによる人権侵害に関して直接事業を実施した形跡は認められなかったが、研究主題を「豊かな心を育てる教育の創造」、副主題を「教科・人権・総合的な学習の時間を中心としたセルフエスティームの育成をめざして」として児童の人権感覚に関する実態調査を実施し、分析結果に応じた手だてを実践している。糸田中学校においては計画書、報告書から「豊かな心を持ち、他の人ともによりよく生きようとするとする力を育てる人権感覚育成の指導の在り方について」（生徒の心に響く道徳教育中心にして）との研究主題での人権感覚等の実態調査の実施・分析が実施されていることを確認した。以上より人権感覚育成モデル校事業に関しては特に問題ないと判断される。

なお、重点事業のうち

①学校防犯体制整備事業（スポーツ健康課）、②総合型地域スポーツクラブ設立推進事業（スポーツ健康課）及び③国際スポーツ指導者派遣事業（スポーツ健康課）は、今回監査対象外である。

また、④ふるさとの文化遺産活用推進事業（文化財保護課）及び⑤大宰府文化発信事業（文化財保護課）は、**X.九州歴史資料館**をご参照いただきたい。

II. 教職員人件費について

1. 監査の視点

「教職員等の人件費に関する事務の執行は関係法令に従って適切になされているか」

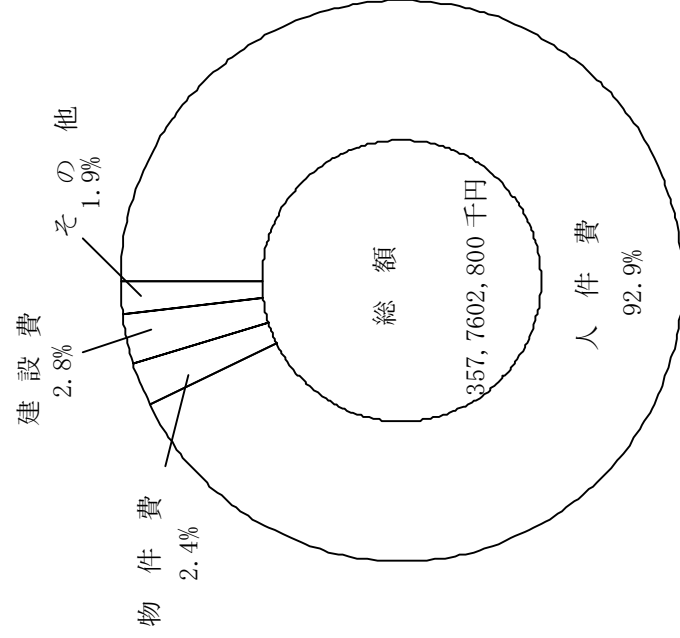
福岡県の教育委員会所管の当初予算は、3,577億6,028万円であり、前年度と比較して11億6,811万円、0.3%増となっており、県の一般会計予算に占める教育委員会所管予算の割合は26.2%であった。

この教育委員会所管予算3,577億6,028万円を費目別に比較すると小学校費39.6%、中学校費22.8%、高等学校費20.2%、特殊学校費7.5%、その他9.9%となっている。

また、全体を性質別に比較すると人件費92.9%、物件費2.4%、建設費2.8%、その他1.9%と、人件費が教育委員会所管予算の大半を占めていることがわかる。

このように教育予算に占める人件費の割合は、非常に高く金額的にも重要でかつ義務的経費でもあり、人件費の多くが小中高の教職員の給与等であること、教職員給与の在り方に関する検討が文部科学省でもなされていること等に鑑み、特に高等学校の教員に支給される給料及び諸手当に関する事務の執行が関係法令に従って適切になされていることを確認するとともに、他道府県における教員給与の見直し及び見直し検討状況を知ることは有益であると判断した。

平成18年度一般会計最終予算のうち教育委員会所管性質別比較表



2. 監査要点及び実証した監査手続

「教職員等の人件費に関する事務の執行は関係法令に従って適切になされているか」の視点から、次の監査要点を設定した。

1) 監査の要点

- (1) 給料及び諸手当（退職手当を含む。）等に関する予算執行は適切に行われているか。
- (2) 給料及び諸手当（退職手当を含む。）等の支出は、関連する条例、規則等に準じているか。
- (3) 昇格及び昇給は適切に行われているか。
- (4) 給料及び諸手当（退職手当を含む。）等の支給金額は、条例、規則等に準拠して適正に算出されているか。
- (5) 特に特殊勤務手当等の支給金額は妥当か。
- (6) 財政状況の悪化に伴い、給料及び諸手当（退職手当を含む。）等の削減及び抑制の措置がとられているか。

2) 実証した監査手続

- (1) 人件費の現況に関するヒアリングを実施した。
- (2) 人件費に関する条例、規則等の閲覧を実施した。
- (3) 質問及び入手資料の閲覧等により、人件費に関する事務処理手続を確認した。
- (4) 主として、平成18年度の人件費支給実績に関し、高等学校4校を選定し、所定資料、決議書等の閲覧及び質問並びに証憑突合等を実施することにより、その適法性及び妥当性を検討した。

3. 往査対象の概要

- 1) 教育費予算の高等学校費のうち、人件費を主とする高等学校総務費について給料及び職員手当等の5年間の予算推移表

(単位：千円)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
ア.報酬	1,194,755	1,061,521	1,008,126	901,478	938,454
イ.給料	33,791,812	33,036,420	32,320,222	30,927,216	30,318,643
ウ.職員手当等	20,646,544	19,970,634	18,713,838	18,043,994	17,983,871
エ.共済費	8,535,571	8,715,359	8,409,382	8,505,919	8,492,178
オ.賃金	258,725	236,387	222,096	210,186	210,854
カ.報償費	37,003	34,757	25,594	23,581	21,410
キ.旅費	547,679	533,325	492,685	483,111	473,041

(データは、予算書の10款 教育費の説明欄に記載されたものである)

<予算計上される費目名に対する補足説明>

7. 報酬：教員免許取得者も含めてすべての非常勤の職員に対して支給されるもの

4. 給料：教職員に対して支給されるもの

給料表の種類は次のとおり（福岡県公立学校職員の給与に関する条例第六条）

1. 教育職給料表

イ 教育職給料表（二）（1級～4級）（高等学校等の教育職員）

ロ 教育職給料表（三）（1級～4級）（小・中学校の教育職員）

2. 行政職給料表（1級～7級）（学校事務職員）

3. 医療職給料表（二）（1級～5級）（学校栄養職員）

ウ.職員手当等：以下のものがある

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、退職手当、児童手当

エ.共済費：地方公務員災害補償基金に対する負担金、地方公務員共済組合に対する負担金、報酬・給料及び賃金に係わる社会保険料

オ.賃金：臨時職員に対して労働の対価として支給されるもの

カ.報償費：報償金等一般には役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する代償として支払われるものうち、「報酬」に該当するものを除いたもの

キ.旅費：公務のための旅行に要する経費を償うことを目的としておおむね「給料」の支給を受ける職員に対して支給されるもの

給料及び職員手当等の合計の対前年比の減少割合は、2.6%、3.7%、4%、1.4%と毎年減少し、4年前と比較すると544億円から483億円と61億円の減少、比率では11.2%と大きく減少していることがわかる。

報酬及び賃金の合計は対前年比の減少割合は、10.7%、5.2%、9.6%と減少し、H18年度は、3.4%の増加となった。これは報酬の増加によるものである。しかし、4年前と比較すると14億円から11億円と3億円の減少となっており、比率では20.9%と大きく減少していることがわかる。

2) 高等学校の教職員費、人員、平均単価、教職員等退職手当の5年間の予算推移表

(単位：千円)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
職員費	65,005,282	63,581,903	61,184,915	59,088,808	58,432,915
人員	7,749	7,532	7,350	7,038	6,885
平均単価	8,389	8,442	8,324	8,396	8,487
教職員等退職手当	19,228,761	17,251,595	16,855,567	14,317,920	18,111,783

(データは、予算書の10款 教育費の説明欄に記載されたものである)

- (1) 職員費の対前年比の減少割合は、2.2%、3.8%、3.4%、1.1%と減少しており、4年前と比較すると650億円から584億円と66億円の減少、比率では10.1%と大きく減少している。
- (2) 人員の減少は、前年度との差では、217名、182名、312名、153名の減少となっており、4年前と比較すると7,749名から6,885名と864名、比率では11.1%の減少となっている。
- (3) 人件費の平均単価は、ほぼ840万円前後となっている。
- (4) 教職員等退職手当のH18年度増加は、団塊の世代のはしりである教育職の定年退職者増によるものであり、教員の定年退職者のピークはH30年頃からと予想されている。

3) 高等学校総務費の職員手当等の4年間の予算推移表

(単位：千円)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
7. 扶養手当	959,303	922,208	892,238	883,641
4. 地域手当				860,076
(イ. 調整手当)	1,028,780	922,183	891,781	
ウ. 通勤手当	978,167	970,110	871,342	883,212
エ. 住居手当	572,147	571,967	565,622	560,389
ホ. 管理職手当	292,973	287,319	277,935	275,402
ハ. 期末手当	10,050,687	9,061,279	8,766,580	8,702,012
ニ. 勤勉手当	4,308,761	4,209,944	4,055,206	4,080,698
ク. 特殊勤務手当	167,994	166,918	164,707	166,666
ケ. 休日勤務手当	4,304	4,762	4,559	4,524
コ. 宿日直手当	22,989	26,463	25,298	25,187
カ. 産業教育手当	352,147	334,622	318,211	298,984
キ. 義務教育等教員特別手当	971,088	955,294	930,819	923,856
ク. 定時制通信教育手当	188,262	195,283	193,644	205,184
ケ. 単身赴任手当	552	696	972	1,320
コ. 児童手当	72,480	84,790	85,080	112,720

(データは、予算書の10款 教育費の説明欄に記載されたものである)

＜予算計上される項目に対する補足説明＞

7. 扶養手当：扶養親族のある職員に生計費の補給として支給される生活給的な性格を有する手当であり、支給対象については配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子・孫・弟妹、60歳以上の父母・祖父母、重度心身障害者である。なお、支給額については次のとおりである。

- ・ 配偶者 13,000円
- ・ 子等のうち1人目（配偶者無の場合） 11,000円
- ・ 子等のうち1人目（配偶者有・手当無） 6,500円
- ・ 子等のうち1人目（配偶者有・手当有） 6,000円
- ・ 子等のうち2人目 6,000円
- ・ 子等のうち3人目以降 5,000円
- ・ 16歳から22歳までの子の加算額 5,200円

4. 地域手当：当該地域における民間賃金水準等を考慮して、在勤する職員に支給される。

支給額＝（給料＋教職調整額＋扶養手当＋管理職手当）×支給割合
支給割合・・・ 福岡市 3.5/100

福岡市を除く県内の地域 2.5/100

（4.調整手当）は、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例により平成18年度に廃止され、新たに地域手当を設けた。

ウ.通勤手当：交通機関等を利用し、又は自動車等を使用することを常例とする職員（併用利用者を含む）に支給される実費弁償的性格を有する手当であり、徒歩による通勤距離が2km以上の通勤者に対して支給される。

なお、支給額については次のとおりである。

- ・ 交通機関利用者：運賃相当額
- ・ 交通用具使用者：自動車等の使用距離及び交通用具に応じた人事委員会規則で定める額（自動車・自転車）
- ・ 併用者：上記運賃相当額と自動車等の使用距離及び交通用具に応じた人事委員会規則で定める額の合計額

エ.住居手当：住宅を借り受け、一定額（月額12,000円）を超える家賃を支払っている職員（借家居住者）又は世帯主である職員で自らの所有に係る住宅に居住する職員（持家居住者）に支給される手当で、生活給的な性格を有する手当である。

なお、支給額については次のとおりである。

①借家居住者

- ・ 23,000 円以下の家賃の場合：家賃－12,000 円
- ・ 23,000 円を超える家賃の場合：(家賃－23,000 円)/2 ＋11,000 円
(2分の1加算限度額：16,000 円)
(支給限度額：27,000 円)

②持家居住者 4,900 円

ホ. 管理職手当：職務の困難・責任と勤務態様の特殊性に基づき、管理、監督の地位にある職員に支給される。なお、支給率については次のとおりである。

- ・ 校長 12%、14%、16%
- ・ 教頭 10%、12%
- ・ 事務長 10%、12%

カ. 期末手当：民間における賞与等のうち一律支給に相当する給与であり、基準日(6月1日・12月1日)に在職する職員(基準日前1月以内の退職者、死亡者を含む)に支給される。支給対象については、職員のうち無給退職、刑事退職、停職、専従退職以外の者である。

キ. 勤勉手当：民間における賞与等のうち成績査定分に相当する給与であり、基準日(6月1日・12月1日)に在職する職員(基準日前1月以内の退職者、死亡者を含む)に支給される。支給対象については、職員のうち無給退職、刑事退職、停職、専従退職以外の者である。

支給額＝期末手当基礎額×期別支給割合×在職期間別支給割合

ク. 特殊勤務手当：以下のものがある。

i. 漁獲手当：実習船に乗り組み漁労に従事した乗組員に支給される。なお、支給額については、1航海ごとに、総水揚げ高×18.3/100を手当総額とし、職員ごとの支給基準率の範囲内で、その者の勤務成績を勘案して、その都度定められる。

ii. 実習船乗船手当：実習船に乗り組み生徒の実習指導等に従事した教育職員に支給される。(1日：6,160円)

船内の衛生管理に従事した職員に支給される。

(1日：180円)

iii. 教員特殊業務手当：教育職員(教諭、養護教諭、助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員等)が非常災害時等における緊急業務等に従事した場合に支給される。1日当たりの手当額は次のとおり。

- ・ 非常災害 3,200 円
- ・ 特に甚大な非常災害 6,400 円
- ・ 負傷、疾病 3,000 円
- ・ 補導 1,500 円
- ・ 修学旅行 1,700 円
- ・ 対外試合 1,700 円
- ・ 部活動 1,200 円
- ・ 入試 900 円

iv. 教育業務連絡指導手当：主任等に発令された教諭が主任等の業務に従事した場合に支給される。

教務主任等 1日 200 円

ク. 休日勤務手当：祝日法による休日等に勤務した教育職員以外の職員に支給される。支給額は、1時間当たりの給与額×135/100

コ. 宿日直手当：宿日直勤務を命じられた職員に支給される。

- ・ 一般の場合 5,100 円
- ・ 寄宿舎指導員の場合 5,900 円
- ・ 生活指導等の場合 7,200 円

カ. 産業教育手当：産業教育の振興を図り、優秀な教員を確保、養成する目的等から設けられた手当であり、農業、水産、工業に関する課程を置く高等学校において、当該科目の教科の授業及び実習を担当する教育職員に支給される。

支給額＝（給料月額＋教職調整額）×10/100

（但し、定通手当受給者、管理職手当受給者は6/100）

シ. 義務教育等教員特別手当：人材確保法に基づき設けられた手当であり、義務教育諸学校等に勤務する教育職員全員に支給される。

なお、支給額については、月額22,000円を超えない範囲内で、職務の級、号給の別に人事委員会規則で定められた額となっている。

ス. 定時制通信教育手当：職務の複雑困難性にかんがみ、その苦勞に報いるとともに、人材を誘致・確保することを趣旨として設けられた手当であり、定時制課程及び通信制課程に勤務する職員（校長・教頭・教諭・助教諭・助教諭・実習助手等）に支給される。

支給額＝（給料月額＋教職調整額）×10/100

（但し、管理職手当受給者は8/100）

エ. 単身赴任手当：異動に伴い、やむを得ず単身で生活することとなった職員（異動前の住居と公署との距離が 60 km 以上のものに限る。）に支給される二重生活による経済的負担の軽減等を図るための生活給的な性格を有する手当である。なお、支給額は次のとおりである。

- ・基礎額 23,000 円
- ・加算限度額 45,000 円

（加算額は異動前の配偶者の住居から職員の住居までの距離が 100 km 以上となる場合に支給）

リ. 児童手当：児童を養育している者に支給されるものであり、児童手当法に基づき支給される手当である。平成18年4月1日より児童手当法等の一部改正が行われている。

【なお、本県においても教職員に係わる特殊勤務手当等の見直しが以下のとおり行われており、一律に支給される諸手当のうち意義の薄れてきたものについては廃止・縮減の方向で、勤務実績や職務負担等に応じて支給される性格の手当のうち重要なものについては充実を図る方向で改正がなされている。】

(1) 特殊勤務手当

種別	支給条件・対象職員等	改正前	改正後	経過措置 (19年度)
教育職員の兼務手当	全日制の教員が夜間定時制の授業を行った場合等	1時間 2,880円	1時間 2,790円	
夜間定時制勤務手当	夜間定時制課程に勤務する事務職員等	給料月額 の4%（事務長 2%）	月額340円 （事務長日 額220円）	月額510円 （事務長 日額330 円）
通信教育指導 手当（面接指 導）	通信教育を行う学校及び協力校の教育職員（通信教育の本務職員を除く。）が面接指導を行った場合	1時間 2,880円	1時間 2,790円	
実習船乗船手 当（実習指導 等）	教育職員が実習船に乗り組み、生徒の実習指導等に従事した場合	日額 6,160円	日額 3,000円	

教員特殊業務 手当(緊急補導 業務)	児童又は生徒に対する 緊急の補導業務	日額 1,500円	日額 3,000円	
教員特殊業務 手当(修学旅行 等)	修学旅行等において児 童又は生徒を引率して 行う指導業務で宿泊を 伴うもの	日額 1,700円	日額 2,100円	
教員特殊業務 手当(対外運動 競技等)	人事委員会が定める対 外運動競技等において 児童又は生徒を引率し て行う指導業務で宿泊 を伴うもの等	日額 1,700円	日額 2,100円	
教員特殊業務 手当(部活動指 導)	週休日等に行う部活動 指導業務	日額 1,200円	日額 1,500円	
ほ場等管理業 務手当	労務職員が農業機械等 を操作してほ場等を管 理する業務に従事した 場合	月額 1,500円	日額 120円	

(2) その他の諸手当

種別	支給条件・ 対象職員等	改正前	改正後	経過措置 (19年度)
給料の調整額	1 旨・豊・養護学校 ・教育職員 ・事務職員等 2 特殊学級担当職 員等	調整数 3	調整数 2 (管理職手 当受給者1) 廃止 調整数 2	調整数 2.5 (管理職手当 受給者2) 調整数 0.5 調整数 2.5
産業教育手当	農業、水産、工業の 教科の授業及び実 習を担当する教育 職員	給料月額 の 10% (定通手当 受給者6%) (管理職手 当)	給料月額 の 5% (定通手当 受給者3%) (管理職手 当)	給料月額 の 7.5% (定通手当受 給者4.5%) (管理職手当)

定時通信教育手当	定時制課程又は通信制課程に勤務する教育職員	当受給者6%) 給料月額 10% (管理職手当受給者8%)	当受給者 3%) ・夜間の定時制教育に従事する職員の給料月額の5% ・校長及び教頭給料月額の3% ・昼間の定時制教育及び通信教育に従事する職員給料月額の3%	受給者4.5%) ・夜間の定時制教育に従事する職員の給料月額の7.5% ・校長及び教頭給料月額の5.5% ・昼間の定時制教育及び通信教育に従事する職員は次のとおり 19年度 7.5% 20年度 5%
----------	-----------------------	--	--	--

4) 往査した4高等学校の概要

(単位：千円)

	水産高校	筑紫丘高校	福岡農業高校	稲築志耕館高校
学級数	15	30	16	18
生徒数	437	1,204	531	714
教職員数	79	75	69	63
(内教員数)	(50)	(68)	(58)	(58)
給料	344,623	369,035	303,108	255,670
期末・勤勉手当	146,828	158,018	126,857	109,219
その他の手当	53,294	47,598	60,735	42,603
合計	544,745	574,651	490,700	407,492
合計/生徒数	1,246	477	924	570

(データは、各学校の事務長より入手したものである)

生徒1人当たりの人件費は、水産高校と筑紫丘高校とでは約2.6倍の差がある。専門教科のある学校ほど生徒1人当たりの人件費は高くなり、さらに設備等の物件費を含めるとその差はさらに拡大するものと思われる。

4. 実施した外部監査の概要及び手続

1) 給与の支給

福岡県公立学校職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当等の諸手当からなる。

給料・諸手当の支給状況の妥当性を検討するために、以下の手続を実施した。

(1) 入手した教育職リスト（職名、氏名、年齢、級、号給の記載）より、各高校とも10名前後を抽出し、個人別給与支給調書記載上の給料、教職調整額、扶養手当、地域手当、通勤手当、通勤手当、住居手当等各種手当の金額を以下の各種証憑と照合検証した。

- ・給料は昇給昇格予定者名簿により級及び号給を確認し、教育職給料表（二）により給料月額と現給保障による給料支給金額の妥当性を検証した。

- ・教職調整額は一律4%の支給額を計算検証した。

- ・扶養手当は扶養手当認定書により内容を確認後、各種添付書類と照合計算検証した。

- ・通勤手当及び住居手当は通勤・住居手当認定書により内容を確認後、各種添付書類と照合計算検証した。

- ・その他地域手当、管理職手当等も上記同様照合計算検証した。

- ・期末手当及び勤勉手当は、期末手当及び勤勉手当支給調書により成績率通知等と照合計算検証した。

- ・特殊勤務手当（漁獲手当、実習船乗船手当、教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当）は、特殊勤務実績簿等により勤務内容を確認し計算照合した。

(2) 入手した行政職リスト（職名、氏名、年齢、級、号給の記載）より、各高校とも5名前後を抽出し、個人別給与支給調書記載上の給料、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当等各種手当の金額を以下の各種証憑と照合検証した。

- ・給料は昇給昇格予定者名簿により級及び号給を確認し、行政職給料表により給料月額と現給保障による給料支給金額の妥当性を検証した。

- ・時間外勤務手当は、パソコンに担当者が業務内容、従事時間等を入力し、

命令権者（事務長）がパソコン上で決裁することで自動的に計算するシステムになっており、記載内容及び計算は妥当になされていることを検証した。

- ・扶養手当等その他の手当は教育職と同様の検証を行った。

(3) 入手した労務職リスト（職名、氏名、年齢、級、号給の記載）より、給料等を労務職給料表等で支給額の妥当性を検証した。

2) 期限付教職員及び非常勤講師等の採用、報酬等の支給

(1) 福岡農業高校において平成18年度期限付教職員申請書提出一覧表を入手し、17名につき、免許状を要しない非常勤講師の採用、報酬の支払いについて、選考申請書、免許状を要しない非常勤講師任用調書、支給調書により、採用及び報酬支給額の妥当性を検証した。

(2) 稲築志耕館高校において日直代行員の任用について、任用伺い、辞令（兼任用通知）、支出命令書、臨時職員等支給調書、出勤簿、日直日誌により、採用及び報酬支給額の妥当性を検証した。

(3) A L T（外国語指導助手）の報酬が月額30万円、雇用保険及び社会保険控除後の263,337円が非常勤職員報酬として支払われていることを検証・確認した。

(4) 学校医報酬等が学校医報酬（年額）219,400円、学校歯科医報酬（年額）219,400円、学校薬剤師報酬（年額）154,200円、定期健康診断時の協力医報酬18,000円、定期健康診断時の常同看護師賃金5,320円が支払われていることを検証・確認した。

3) 人事評価制度及び昇格・昇給

(1) 人事評価制度

公正な人事行政に資するとともに、教員の育成及び能力開発を図り、もって学校教育の活性化を目的とする教員の人事評価制度が導入され、2年間の試行を経て、平成18年4月1日より施行されている。人事評価の実施方法は、自己評価及び業績評価から構成されている。

自己評価の基準日及び業績評価の対象者及び評価者は次のとおりである。

＜自己評価の基準日等＞

内容	内容に関する面談の実施時期	
目標設定	4月1日	6月末日まで（当初面談）
中間評価	9月1日	面談者が必要と認めた場合において、面談者が定める時期（中間面談）
自己評価	1月1日	管理職については、1月末日まで（最終面談） 教諭等については、2月末日まで（最終面談）

＜業績評価＞

対象者	評価者	評価方法
校長、教頭	教育長	5段階評価
教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員	所属する学校の校長	5段階評価

自己評価は具体的・客観的な目標を設定し、目標の達成・課題の解決状況を自己評価表に記入し、校長による業績評価は、S、A、B、C、Dの5段階評価によって行われる。教員に対する評価は、Sを付けた学校2校、他はA及びBのみであり4校ともC及びDの評価は無かった。

また、本年は評価制度実施の初年度であり、校長と教諭とのコミュニケーションの向上に有益であったとの感想を得たが、本制度を利用して、適材適所の校内配置・異動を行うまでには至っていないと思われる。

(2) 昇格・昇給

- ・高校教員に適用される教育職給料表（二）の職務級は、1級、2級、3級、4級の4段階しかなく1級は講師等であり、2級は教諭等、3級は教頭、4級は校長となっている。
- ・必要経過年数等に達した者が管理職試験を受けない限り昇格することはできない。
- ・昇給は「福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」第四章昇給に（昇給日）、（昇給の号給数）、（研修、表彰等による昇給）、（特別の場合の昇給）が定められている。
- ・往査した4高校ともほぼ全員が同規則第三十条第一項第二号にいう勤務成績が良好である職員として4号給の昇給が4月1日になされていた。

また、往査した4高校とも対象者については、同規則第三十二条にいう特別の場合の昇給としての「永年勤続表彰(20年)による特別の場合の昇給」として4号給、「永年勤続表彰(30年)による特別の場合の昇給」として1～2号給の昇給をしていた。

4) 教職員等退職手当

教職員の退職金の支払いについては、福岡県職員の退職手当に関する条例及び同施行に関する規則に定められている。

下記の高校教員4名を調査対象に選定した。

(単位：千円)

氏名	退職時年齢	退職事由	勤続期間	退職時給料	特例措置	退職手当額
A	60歳6月	定年退職	36年0月	2級145号給	無し	28,865
B	60歳2月	定年退職	37年0月	2級141号給	無し	28,692
C	54歳7月	勸奨退職	28年0月	2級130号給	有り	24,849
D	34歳0月	自己都合退職	12年0月	2級51号給	無し	3,299

退職手当計算方法に次のとおりの変更がなされていた。

平成18年4月1日から退職手当の計算方法が変更され、退職手当の基本額に「退職手当の調整額」の要素を加えて下記のとおり算出することになった。

【旧制度】平成18年3月31日まで

退職手当＝退職日給料月額×支給率

【新制度】平成18年4月1日から

退職手当＝基本額(退職日給料月額×支給率)＋調整額(退職日前60

月の職務の段階に応じて算出)

しかしながら、新制度の退職日給料月額、現給保障額ではなく本来の給料月額が適用されるため、調整額を加算した退職手当全体の額は、現に退職した理由と同じ理由で新制度切替前日(H18.3.31)に退職したと仮定した場合の手当額(施行日前日額)よりも低くなる場合があり、その場合は施行日前日額が保障される。

退職手当額の支給額の妥当性を検討するために、以下の手続きを実施した。

上記4名につき、履歴書、退職時給料表、福岡県職員の退職手当計算内訳等の証拠により計算の妥当性、条例及び上記計算方法の変更等に準拠していることを確認した。

5. 監査結果及び監査意見

監査を実施した範囲において、教職員等の人件費に関する事務の執行は関係法令に従って、全体として適正に処理されていた。また、人件費は給料表・諸手当の見直し及び55歳昇給抑制等を通じて縮減の方向にあったが、以下の事項が認められた。

1) 特別の場合の昇給について（監査意見）

平成17年度以前から永年勤続表彰を受けた職員に対して実施していた特別昇給（永年勤続特昇）が、昇給制度改正後も処遇上の均衡を図るとの観点から、人事評価システムが確立するまでとして福岡県人事委員会の承認を得た上で従来どおり実施されていた。

昇給制度改正の趣旨からすれば、永年勤続表彰を受けた職員に対する特別の場合の昇給は、勤務成績に基づくものとは言えないことから、福岡県行政改革大綱において計画されている人事評価制度に基づく処遇への反映が本格実施された際には、本事由に基づく特別の場合の昇給は廃止される方向で検討される必要がある。

平成17年度に福岡県人事委員会から「昇給制度の見直し」の勧告をうけ、「福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」の改正が以下のとおり行われていた（下線部分に変更及び削除されている）。

現 行	平成17年度以前
<p><u>（特別の場合の昇給）</u> 第32条 前2条に規定する場合を除くほか、勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める日に昇給させるこ</p>	<p><u>（特別昇給）</u> 第32条 前2条に規定する場合を除くほか、勤務成績が良好である職員が次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、昇給期間を短縮し、若しくは2号給以上昇給させ、又はそのいずれをもあわせて行うことができる。 1 昇任した場合</p>

とができる。

- 2 長期にわたり職務に精励し、公務に対する貢献が顕著であると認められる場合
- 3 生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合
- 4 3号に掲げるもののほか、その他特に必要があると認められる場合

平成19年度においても、「福岡県教職員の永年勤続表彰による特別の場合の昇給実施要領の一部改正について（通知）」が福岡県教育委員会教育長名で、各市町村（学校組合）教育委員会教育長、教育庁各教育事務所長、各県立学校長宛に通知されていた（19教教第629号平成19年6月1日）。

その内容は、昇給対象者は、20年勤続表彰、30年勤続表彰を受けた職員であり、昇給は、4号給以内とされ、20年勤続表彰特昇は4号給、30年勤続表彰特昇は1又は2号給の昇給とされていた。

特別の場合の昇給実施人員（県立学校）の6年間推移は以下のとおりであった。

<教育貢献特別昇給>

年 度	4/1現在の職員数	特昇実施人員	全職員に占める割合
14年度	6,636人	282人	4.2%
15年度	6,448人	257人	4.0%
16年度	6,289人	223人	3.5%
17年度	6,157人	248人	4.0%
18年度	6,085人	220人	3.6%
19年度	5,974人	182人	3.0%

<永年勤続表彰特別昇給（20年）>

年 度	4/1現在の職員数	特昇実施人員	全職員に占める割合
14年度	6,636人	273人	4.1%
15年度	6,448人	247人	3.8%
16年度	6,289人	271人	4.3%
17年度	6,157人	268人	4.4%
18年度	6,085人	272人	4.5%
19年度	5,974人	235人	3.9%

＜永年勤続表彰特別昇給（30年）＞

年 度	4/1現在の職員数	特昇実施人員	全職員に占める割合
14年度	6,636人	145人	2.2%
15年度	6,448人	117人	1.8%
16年度	6,289人	147人	2.3%
17年度	6,157人	183人	3.0%
18年度	6,085人	256人	4.2%
19年度	5,974人	167人	2.8%

永年勤続表彰を受けた職員に対する特別の場合の昇給に伴う6年間の昇給所要額の推移は、昇給に伴う各種手当や退職金等を除いて、以下のとおりであった。

なお、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年福岡県条例第1号）及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年福岡県条例第27号）が平成18年3月31日公布、平成18年4月1日から施行され、そのなかで給料の切替に伴う経過措置として現給保障が行われていることから、18年度以降は概算計算を行っている。

（単位：千円）

年 度	永年勤続20年	永年勤続30年	計
14年度	39,626	4,524	44,150
15年度	26,687	3,119	29,806
16年度	33,189	4,036	37,225
17年度	38,378	7,101	45,479
18年度	26,000	4,000	30,000
19年度	22,000	2,000	24,000
合 計	185,880	24,780	210,660

なお、18年度、19年度の概算計算は、以下の仮定に基づいて計算をしている。

20年勤続者は、新卒22歳とし毎年4号昇給を仮定し $4 \times 20 = 80$ 号の昇給時点での給与を前提に昇給6千円とした。同様に30年勤続者は、1千円の昇給とした。

20年勤続者：(18年度)6×16ヶ月×272人=26,112

(19年度)6×16ヶ月×235人=22,560
30年勤続者：(18年度)1×16ヶ月×256人=4,096
(19年度)1×16ヶ月×167人=2,672

2) 昇給制度について (監査意見)

福岡県公立学校職員の給与に関する条例によれば、昇給は、勤務成績に応じて、4号給を標準として決定するものとされており、平成17年度に福岡県人事委員会から「昇給制度の見直し」の勧告をうけ、「福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」の改正により、勤務成績が特に良好である職員には5号給以上、勤務成績が良好である職員には4号給、勤務成績が良好であると認められない職員には3号給以下とされた。

しかし、平成19年度において、約96%の人員が4月1日に4号給の昇給をしていた。このことは平成19年度より実施されている「勤務状況報告書」や「勤務日数報告書」によっては、適切に勤務成績を評価し得ているとは言えないことから、本県においても早急に、適正な人事評価制度の確立と運用が望まれる。

昇給については、「福岡県公立学校職員の給与に関する条例」に、次のように定められている。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

- 第8条 3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 5 五十五歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「二号給」とする。

平成19年4月1日における県立学校教育職員の昇給号給数別人員を示すと、次のとおりである。

昇給号給数	人数 (人)	割合 (%)
0号給	168	2.81
1号給	38	0.64
2号給	376	6.29
3号給	76	1.27
4号給	5,319	88.99
合計	5,977	100.00

(最高号給に達して標準昇給号給数の4号給昇給できないもの(0～3号給)及び55歳昇給抑制により2号給の昇給となる職員を除けば、約96%の職員が標準昇給号給数である4号給の昇給となっている。)

なお、最高号給に達して標準昇給号給数の昇給ができない場合及び55歳昇給抑制により2号給の昇給となる場合以外で号給数を減じられるのは、勤務成績判定期間に以下の事由以外の事由によって勤務成績判定期間の全日数のうち勤務しなかった日数の割合に応じて「減ずる号給」が別表1に定められている。

- (1) 勤務時間条令第12条に掲げる休暇のうち、年次休暇、公務災害に起因する病気休暇、通勤災害に起因する病気休暇等人事委員会が別に定めるもの
- (2) 学校職員給与条令第22条第1項及び第5項の適用を受ける休職
- (3) 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除された場合
- (4) 派遣職員の派遣

さらに、勤務成績判定期間に懲戒処分等を受けた場合として別表2に定められている。

別表1

勤務しなかった日数	減ずる号給	
	右記以外	55歳昇給抑制該当者
6分の1未満	0号給	0号給
6分の1以上4分の1未満	1号給	1号給
4分の1以上2分の1未満	2号給	1号給
2分の1以上4分の3未満	3号給	2号給
4分の3以上	4号給	2号給

別表2

処分内容	減ずる号給	
	右記以外	55歳昇給抑制該当者
戒告・減給	1号給	1号給
停職	1号給以上	1号給以上

上記別表1及び別表2に基づき、「勤務状況報告書」・「勤務日数報告書」が作成されて昇給の基準とされており、上述の4号給の昇給をしなかつたものは、上記表に該当したものと推定され、勤務成績に応じた昇給とはなっていないと考えざるを得ない。

3) 教員等の人事評価について（監査意見）

人事評価制度は、評価結果を昇給・昇格等公正な人事行政に反映させる必要がある。

本県において教員等の人事評価制度は、地方公務員法第40条第1項の規定に基づいて平成18年4月1日より本格導入されており、地方公務員法第40条は次のとおり規定している。

（勤務成績の評価）

- 第40条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評価を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。
- 2 人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案その他勤務成績の評定に関し必要な事項について任命権者に勧告することができる。

上記によれば、任命権者は、勤務評定の結果に応じた措置を講じなければならぬとされており、勤務成績の評定結果が、昇給、昇格、勤勉手当の査定及び分限処分の資料として用いられること等が求められていると考えられる。

確かに、教員の評価は、民間企業で行われるような成果主義的な評価にはなじみにくいという教員の特殊性もある。

しかし、教員が自らその教育活動を見直し、自発的に自己改善に結びつけるとともに（自己評価）、教員1人1人の能力や業績が適正に評価を受けること（業績評価）は、評価結果が処遇等に反映されてはじめて教員

に意欲と自信を持たせ、個々の教員の質の向上につながるものである。

本県の人事評価制度の項で述べたように校長による業績評価を直ちに、昇給・昇格に反映させることは難しくとも、勤勉手当の成績率の決定等には、5段階評価による反映が可能であろうと思われる。

また、今後業績評価を継続的に実施するならば、その集積と分析結果は、貴重な人事記録となり、昇任や配置転換の重要な資料となりうるものである。ところが、「福岡県立学校職員の人事評価に関する実施要領」の第11 評価書類の保存には、評価年度末の翌日から1年間とされている。この点は、業績評価の継続性や集積の観点からは、改訂の必要があると思われる。

各都道府県及び政令指定都市における新しい教員評価システムの取組状況は次のとおりである（平成18年10月現在）。

	新しい評価システムを法令に基づき勤務評定として実施	新しい評価システムの従来との勤務評定を併用	新しい評価システムを実施していない
<内訳>	27	33	2
評価結果を処遇へ反映している	6	1	0
評価結果の処遇へ反映を検討中	15	17	0
評価結果の処遇へ反映は未定	6	15	2

（教職員給与の在り方に関するワーキンググループの資料より）

4) 教職調整額について（監査意見）

教職調整額については、教員の勤務実態に合わせ支給率に差を付ける方向で検討する必要がある。

「教職調整額」は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号）第3条の規定を受けて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第3条に基づき支給されるものである。支給対象は福岡県公立学校職員の給与に関する条例別表第一教育職給料表のイ教育職給料表（二）又はロ教育職給

料表 (三) の適用を受けるものうち、職務の級が1級又は2級であるものがその対象者である。

教員に支給されるこの「教職調整額」は、その職務と勤務態様の特殊性から時間外勤務手当の支給になじまないため、労働基準法の割増賃金の規定を適用除外し、正規の勤務時間内外を問わず、包括的に評価して支給する給料相当の性格を有する給与である。従って、「教職調整額」は、給料に含まれるので給料を基礎として計算する諸手当や休職者の給与計算の基礎とされ、退職手当の基礎にもなっている。

支給額は以下のとおりである。

支給額＝給料月額×4/100

教職調整額の本来の趣旨は、児童・生徒と直接にかかわり、その職務に教員としての特殊性が認められ、かつ、超過勤務が想定されることを前提として支給されるものである。

従って、学校以外に勤務するもの又は指導力不足教員に認定されて学校に勤務しない教員までに、その職務を包括的に評価し教職調整額を他の教員と同率に支給することは、適当ではないと思われる。

他道府県の見直し状況は次のとおりである。

都道府県	教職調整額
東京都	4%、2% (長期研修等)、1% (指導力不足教員と認定された者)
岡山県	4% (休職 2% 「平成 18 年度は経過措置で 3%」)

(教職員給与の在り方に関するワーキンググループの資料より)

なお、中央教育審議会初等中等教育分科会の「教職員給与の在り方に関するワーキンググループ」からの最終答申では、「教員の職務と勤務態様の特殊性も踏まえつつ、教育現場及び時間外勤務の実態に即した制度となるように留意することが重要である」としているが、意見の集約まではないに至っていない。

教職調整額の見直しについては、上記のとおり現在国においても検討が行われているところであり、国の検討結果や他県の動向にも注視しながら検討を行っていく必要がある。

5) 船舶職員人件費について（監査意見）

航海時以外の出勤日については、その勤務時間、勤務内容又は業務内容を明瞭に示す業務日誌等を整備する必要がある。

玄洋丸の職員は、船長及び機関長等の行政職と主任技能員等の労務職とからなっており、その主たる業務は、5月、6月と8月、9月の2度のハワイ沖の実習航海となっているが、この他に沖縄への航海や体験航海等がある。

また、航海時以外の日は、船舶の係留地である長浜が主たる勤務地であり、その他ドック・学校等への出張がある。船長のそれは71日間あり、そのうち39日が長浜、残り32日がドック・学校等への出張となっており、2ヶ月半程度が航海勤務外となっていた。

平成18年度の船舶職員の人件費は、次のとおりである。

	人員	金額
正規職員	20名	135,266千円
臨時職員	1名	2,319千円
合計	21名	137,586千円
平均賃金		6,551千円

船舶職員全員から平成18年度の航海勤務外の業務報告書を入力したが、報告書の「当日の業務内容」欄の記載は業務分析等を行う資料としては不十分と思われる。

今後は、業務日誌等を整備することにより、業務内容を分析し他業務との連携をはかるなど、人材の有効活用を図る必要がある。

なお、現在、長崎県、山口県及び本県の3県で共同運行する船舶建造を検討中とのことであり、その場合、人件費負担は半減するものと期待される。

6) 退職手当の将来負担について（監査意見）

教職員の退職予定者のピークは、平成30年頃と予想されるが、勸奨退職者も加えると退職金支給額の増大は、財政に大きな影響を与えることが予想されるため、財源確保等の対策の必要がある。

事務局・小中高及び特別支援の定年退職予定者の退職手当見込額を試算

していただきたいところ、次のとおりとなった。

(今後の退職手当見込額)

年度	定年退職者	退職手当額	勸奨退職者 予想	退職手当額 予想
H19	440 人	124 億円	440 人	110 億円
H20	573 人	159 億円	570 人	140 億円
H21	626 人	175 億円	600 人	150 億円
H22	732 人	204 億円	700 人	180 億円
H23	978 人	269 億円	900 人	240 億円
H24	1,011 人	278 億円		
H25	1,321 人	363 億円		
H26	1,418 人	390 億円		
H27	1,542 人	424 億円		
H28	1,652 人	454 億円		
H29	1,698 人	467 億円		
H30	1,715 人	472 億円		
H31	1,583 人	435 億円		

なお、H24年度以降は、H23年度の1人当たりの平均値2,750万円に退職者数を掛けて計算した概算数値である。

(退職手当所要額調より)

(単位：千円)

	17年度決算額		18年度年間所要見込額			
	人員	単価	金額	人員	単価	金額
定年退職	249	28,266	7,038,172	331	28,181	9,327,944
勸奨退職	287	25,752	7,390,816	363	25,652	9,311,675
普通退職	3,578	510	1,825,210	3,561	458	1,631,621

勸奨退職者の動向は、上記の表から見て取れるように勸奨退職者は定年退職者を上回っている。従って、今後5年間の予想として定年以外の退職による退職者が同数程度発生するもの仮定し、退職手当額は定年退職額の90%として計算すると、上記表の退職手当見込額によれば、H23年度頃には、定年・勸奨の退職手当額の合計は500億円程度と予想される。これは高等学校の教職員費にはほぼ匹敵する金額となる。

民間企業にあつては、急激な退職手当金の負担に備えて退職給付債務を認識しその負担に対応している。本県にあつても18年度は一般財源の他に県債16億円を発行しているが、今後予想される急激な退職者増によ

る退職手当金に対する財源確保等の対策が必要になるものと思われる。
従って、その前提となるより正確な将来の退職手当負担見込額の算定が
望まれる。

Ⅲ. 高等学校費

1. 監査実施高等学校
稲築志耕館高等学校
鞍手竜徳高等学校
小倉商業高等学校
水産高等学校
筑紫丘高等学校
福岡魁誠高等学校
福岡工業高等学校
福岡農業高等学校
明善高等学校

学校建設費については下記の高等学校

- 設計・・・城南高等学校、福岡高等学校、
- 工事・・・浮羽求真館高等学校、城南高等学校、青豊高等学校
筑紫丘高等学校、福岡高等学校

なお、平成18年度福岡県立高等学校は107校である。

2. 選定理由

普通科2校、工業科、商業科、農業科、水産科各1校、学科開設が新しく比較的予算規模の大きい総合学科より3校、予算規模、地域性等を考慮して選定した。

学校建設費については、工事一覧表より金額の大きいものや、工事内容等を考慮し主要なものを選定した。

3. 監査要点及び実証した監査手続

県立高校の管理運営は法令、条例、規則等に基づき適正に運営されているか、また、経済的、効率的に行われているか等の視点より監査を行った。

監査に当たっては、会計帳簿の閲覧、質問、現場の視察、分析等を行った。

4. 監査対象の内容と説明

1) 授業料（公費）及び学校徴収金（私費）について

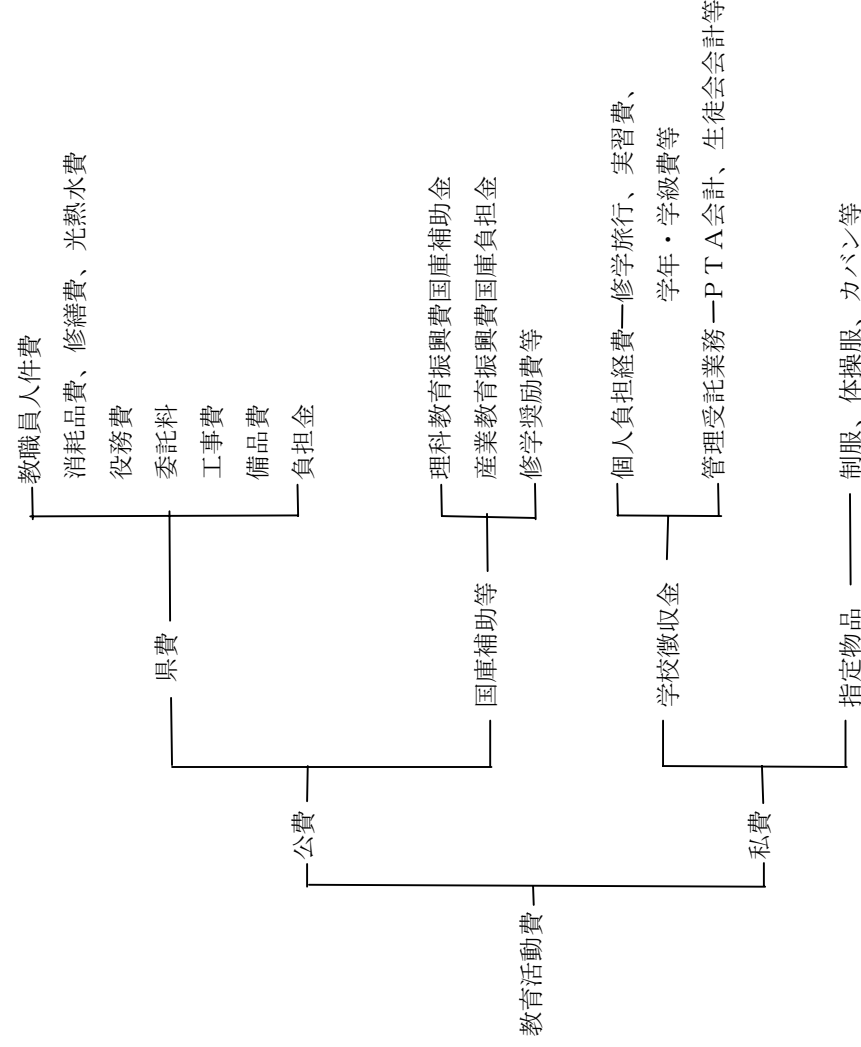
(1) 授業料は、「福岡県立学校授業料等徴収条例」により、入学料とともに規定されている。

平成18年度入学生にかかる授業料等は全日制で下記のとおりである。

授業料	月額	9,600円
入学料		5,550円

全国的にも、授業料では大阪府（12,000円）および鳥取県（9,300円）を除いて同額である。入学料は、大阪府（5,500円）、福岡県他7県（5,550円）を除き、その他は5,650円である。

(2) 福岡県教育委員会の学校徴収金等取扱マニュアルによると下記のとおり公費と私費は役割区分されている。今回はこのうち公費について監査を実施した。



(3) 公費と私費の区分についての説明

①公費負担を原則としているもの

教職員の人件費、学校の管理運営及び教育活動に係る経費
学級、学年、学校単位で共用又は備え付けとするもの
その他管理・指導のための経費

②私費負担を原則としているもの

(イ)生徒個人の所有物に係る経費（学校、家庭いづれにおいても使用
できるもの・生徒個人が教材教具として使用するもの）

例：制服、体操服、カバン、個人用図書、補助教材、学習用具等

(ロ)教育活動の結果として、その教材、教具そのもの、または、そこ
から生じる直接的利益が生徒個人に還元されるものに係る経費

例：修学旅行や遠足等の参加費、実習教材費、学年・学級費、進
路指導費、日本体育・学校健康センター加入費、高等学校安全振
興会費等

(ハ)生徒会活動費や部活動に係る経費

生徒会主催の諸行事に要する費用

文化祭、体育祭における諸経費

文化部・体育部における生徒の活動に要する経費

(ニ)その他

P T A 等団体の活動経費

5. 監査結果及び意見

1) 現物寄付の受入手続について（監査結果）

卒業記念の現物寄付（テント等）の受入処理が規定どおりなされてい
なかった。

また、他の事例では、記念事業積立金から支出された吹奏楽部楽器
(2,785,189円)や玄関前ロータリーの工事(5,250,000円)は、同私費会
計からの寄付受入であり、適切に受入処理すべきであった。(A高校)

「福岡県財務規則」では、寄付物品受納調査により審査し、受納決定し
なければならず、時価30万円以上の物品の受納の決定については、
総務部長の承認を受けなければならない。したがって、上記事例は、この
規程に違反している。また物品管理上も、必要な手続を行うべきである。

2) レインボーアーンビシヤスプロジェクトについて

(1) 平成5年度より開始され13～14年間にわたり、重点事業として実施されてきたが、事業効果を更に高める観点から実施内容や対象校について見直しを検討することが望まれる。(監査意見)

当該事業は毎年度各校700,000円～1,200,000円程度(平成18年度全体で125,747千円)を委託料として予算化し、委託を受けた各校の「レインボーアーンビシヤスプロジェクト企画委員会」により企画・実行されている。

企画委員会には、生徒の代表を2名以上必ず含むこと、校長・事務長は委員に充てないこと、可能な限り保護者や地域の人の参加を求めるとしている。生徒の自主性、社会性、地域との結びつきを目的としていることがうかがえる。

その企画内容については各校独自性をもって取り組んでいることは評価できるが、重点事業として実施するには一応の年数が経過したのではないか。なかには、その目的を果たし日常化したものもある。重点事業も長く続くとパターン化し、そのインパクトも薄れてくると考えられる。

例えば、実施細目にも記載してあるが、複数校が集まり合同で実施することや、全校すべてではなく、企画優秀校何校かに絞って実施する等見直してはどうであろうか。

各校の企画委員会は「委託料」で一括して予算を受けることにより、実際の支出に当たっては細かい予算科目に縛られることなく、弾力的な予算執行が可能となっているが、それは平成19年度より取り入れられた分権予算制度で対処できる。各校ある程度自由に予算を組むことが可能となっている。

(2) 評価委員会が開催されていないところがあった。(監査意見)

実施要項では、評価委員会で計画段階、事業実施後に審理、評価することが定められている。しかし、実際には評価委員会は開催されず、持ち回りの承認を行っているのみであった。(B高校)

(3) 事業と直接には関係のない支出があった。(監査意見)

メイン事業が2月10日に終了しているのに、当該事業とは直接には関係のない費用(例えば印刷・インク等の事務用品)が3月末に約350,000円支出されていた。(B高校)

3) 随意契約の見積もり合わせのための予定価格算出について (監査結果)

床ワックス塗りの予定価格算出で、財団法人建設物価調査会の物価資料2006年4月号を基に行っている。

上記資料によると、この料金は、専門業者に依頼した場合の諸経費込みの金額である。よって、予定価格はこの料金価格にすべきであると考えられるが、この料金に直接物品費4% (47,044円)を加算して設定している。これは、財団法人建築保全センターの建築保全業務積算基準を参考にしたこととであるが、上記料金はこれらの直接物品費を含めた金額である。そもそも加算する必要はない。この加算額を除くと、決定額1,200,000円は予定価格を少額ではあるが上回ることになる。(B高校)

4) 予定価格を下回ったことによる追加契約 (監査意見)

生徒実習用パソコンのリース契約が予定価格を大幅に下回ったため、下回った分追加リースを組み周辺機器(2,053,800円)を購入している。

予定価格設定が実際の取引価格を反映していなかったのではないか。特にパソコン関係は市場の競争が激しいので値動きに注意すべきである。(B高校)

5) リース契約の再リース契約について (監査意見)

年度途中でファクシミリのリース期間満了を向かえ再リース契約をしたが、この再リースの期間が当該年度末までの平成18年9月1日～平成19年3月31日となっていた。そして平成19年度新しいリース契約を契約していた。

担当者に質問したところ、本来再リースはしないが、年度途中であったため年度末までの再リース契約をしたこと。再リースにより予算が減少したら、再度新規のリース契約のとき予算化が難しいためのものである。

再リースにより年間のリース料は10分の1ぐらいい減するのになぜ再リースをしないのであろうか。たしかに生徒実習用パソコンのように、より新しい機器が良い場合もあると思われるが、通常の事務で使用する場合は2年程度の再リースにより使用しても支障はないと考える。(B高校)

6) 警備料契約について (監査意見)

従来形式上単年度契約としていた警備料契約が平成19年度より長期契約

(5年)が可能となり、19年度より5年契約が入札により行われた。契約は各校ごとではなく一定地域のブロックで同一契約にすると割安になる可能性があるので、検討を要する。

7) 備品費としての図書について (監査意見)

図書費は需用費と備品に区分され、それぞれ別々に予算化されている。単価2万円以上が備品となる。単価の考えはシリーズものは全シリーズで2万円以上かどうかを判断する。

しかしながら実際問題として、2万円以上の図書は限られてしまうのではないか。生徒が読みたい本、読ませたい本はほとんど2万円未満とのことである。

備品としての予算が余っても需用費としての図書に流用することができないので、需用費での図書費は不足し、備品としての図書費は購入図書に選定に困る状態となる。

『福岡県財務規則別表1 物品分類表、物品分類』の説明に下記のとおり規定されている。

1. 区分及び分類の方法

(1) 備品

下記に掲げるものを除く原則として取得価格または評価額が20,000円以上のものを備品とする。

ウ 図書については、その活用と管理との両面から考慮し、法規、例規等で加除式となっているものは取得価格又は評価額にかかわらずなく備品とし、または、全巻、セット、組みものとして販売されているものは、その合計額で区分し、それらをすべて取得する目的をもって、その中の一冊(巻)を取得した場合も備品として区分する。

なお、県立の大学の図書館で管理する図書は、雑誌、小冊子の類を除いてすべて備品とする。

20,000円の規定を引き上げるか、その引き上げが困難であれば、この、なお書き部分で規定する県立大学のようにすべて備品としてはどうか。

学校法人会計でも、図書は原則的に取得価額の多寡にかかわらず固定資産に属する図書として取り扱っている。

現在、各校の図書館では図書全点の「図書原簿」とそこから抜き出した20,000円以上を記入した「図書台帳」を作成している。「図書台帳」は福岡県財務規則で作成を義務づけられているので作成しているのであって、実際利用しているのは「図書原簿」である。

すべて、備品としての図書とすればこの「図書原簿」が「図書台帳」となり、利用しない無駄な台帳の作成がなくなると考える。

以上のような県立学校の実情を踏まえて、福岡県財務規則等の制度改正を検討してみてもどうか。

8) 行政財産から普通財産に移管した山林の管理者について (監査意見)

過去、学校の実習用の果樹園であった山林 (39,374 m²) 評価価格1,138,114円は、遊休地として売却可能な普通財産に移管されている。

財産主管課は教育庁施設課となっているが、財産管理者は学校のままでとなっている。上記土地の管理に関して、学校に隣接している土地であれば管理する合理性があるが、学校から離れた場所を高校の管理とすることは果たして現実的と言えるのか。

普通財産として売却を考えるのであるならば、施設課で管理する方が効率的であると考えるが、現在の状態であると、どちらも当事者としての意識が薄くなり、管理責任に関しても曖昧になってしまいう可能性があるので責任の所在を明確にすべきである。(C高校)

9) 随意契約の締結手続き (監査意見)

生産物委託販売契約については、農業協同組合と委託販売契約を締結しているが、見積書の徴収などを行っていない。委託費低減を図るためにも、対応可能な業者への見積合わせを実施すべきであったと考える。また、随意契約の締結について、理由書もなままに決裁されていたが、適切に理由書を作成し決裁をとり、契約を締結すべきと考える。(D高校)

10) 教員の私用パソコンの利用 (監査意見)

教員の私用パソコンの利用については、県予算の制約があり、やむを得ず許容されている実態があるとの事である。

しかし、個人情報漏洩やセキュリティ上の問題もあり、私用のパソコン利用は望ましくない。
なお、教員の公用パソコンについては、今後計画的に配備していくことが望まれる。

1 1) 臨時職員の雇用について（監査意見）

臨時職員については、私費と公費で期間を分けて雇用するという事例があった。

当該職員の職務内容の一部に、公費と私費のいずれで負担すべきか区分しがたいものが含まれており、その業務範囲・負担取り決めについて、明確化すべきと考える。

1 2) 学校建設費（監査意見）

(1) 建築設計業務の随意契約 (契約締結手続き)

建築都市部が所掌する建築及び建築設備工事に係る設計及び工事監理等の業務を委託するにあたり、当該業務の目的及び内容に最も適した者を、公平かつ的確に選定する方法について必要な事項を定め、あわせて当該業務を円滑かつ迅速に遂行し、もって良質な公共建築物の整備に資することを目的とし「福岡県建築都市部建築設計等委託業務受託者選定基準」（以下、「選定基準」）が定められ、これに則り、受託者選定が行われている。

この選定基準では、受託者選択方式として、以下の方式を定める（選定基準第4条）。

① プロポーザル方式

プロポーザルで選定した受託者と随意契約を行う方式。「公募型プロポーザル方式」、「指名型プロポーザル方式」、「簡易指名型プロポーザル方式」などがある。

② 見積合型随意契約方式

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号又は第2号により、設計担当課長が複数の受託候補者を選定し、福岡県財務規則第163条により、見積書を徴して受託者を決定する方式

③ 特命型随意契約方式

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号又は第2号により、設計

担当課長が委託業務の内容に応じ、1者の受託候補者を選定し、福岡県財務規則第163条により、見積書を徴して受託者を決定する方式で第1号以外の方式

④指名競争入札方式

地方自治法施行令第167条第1項第2号による方式

が定められている。このうち④指名競争入札については、当分の間見合わせるものとされている。

このように建築都市部の建築等設計は随意契約により委託が行われている。

随意契約とする理由は、以下の通りである。

「建物の設計業務は、施設の用途、規模、敷地条件等の諸条件を基に、施設の目的に最も適した機能（価格、性能、品質、安全性等）や外観を有する建築物を創造するものである。したがって、設計者の創造性、技術力、経験等に基づく創意工夫により、県民共有の財産としてより質の高い文化所産の形成をとするものである。よって、設計料の多寡により業者の選定を行う競争入札方式にはなじまないと思われる。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」の規定に基づき、福岡県財務規則運用要綱第163条関係1(2)により設計委託先は随意契約により施行するものとする。」

また、業者の選定については、創造性、技術力、経験等を検討し建築都市部設計業務等見積り者選定委員会において行われている。

受託候補者の選定方針は、選定基準に基づき以下の点を配慮して行われている。

ア) 当該業務の委託料 イ) 地理的条件 ウ) 過去の選定及び受注の状況 エ) 次に掲げる事項 あ) 技術職員の状況 い) 建築設計業務等の受注状況 う) 公共建築設計の実績 え) 公的賞の受賞実績（建築設備工事は除く。） お) 業務成績 か) 技術研鑽・事務所装備等の状況 き) 受託候補者としての適性

具体的な運用については、さらに詳細な運用基準を定め、それに基づき決定している。

建築都市部の設計担当課長は当該選定基準等を勘案し、受託候補者を設計業務等見積り者選定委員会に諮り、当該委員会において選定された後、

受託候補者から見積書を徴して受託者を決定している。

業者選定の方針の中で、重視されていると思われるのが地理的条件への配慮である。見積合型方式による受託者選定にあたっては、当該土木事務所管内の設計者から選定を行っている場合が多く見られる。

随意契約の理由としては、「建物の設計業務は、施設の用途、規模、敷地条件等の諸条件を基に、建設の目的に最も適した機能（価格、性能、品質、安全性等）や外観を有する建築物を創造するものである。したがって、設計者の創造性、技術力、経験等に基づき創意工夫により、県民共有の財産としてより質の高い文化遺産の形成をすすめるものである。よって、設計料の多寡により業者の選定を行う競争入札方式にはなじまないと思われる。」とされているが、実際は地域事情に精通した地元企業を優先して選定している。

建物の設計業務の特殊性は確かにあると思われ、平成19年度からプロポーザル方式の対象範囲を拡大する改善を行っているが、創意工夫の少ない設計の場合には、経済性を重視し、地域性への配慮も狭く捉えず、広い範囲でより多くの業者候補選定を行い、競争原理で業者を選定できる余地もあるのではと思われる。

(2) 設計共同体の結成

「設定基準」では、次に掲げるような各構成員の優れた能力を有する分野を分担するなど、長所を寄せ合い短所を補う必要があるとして設計共同体活用することができるとされる。

①地元設計者のアイデアや能力を生かすことが適当であると認められる業務

②技術的に優れている複数の設計者の能力を組み合わせて活用することが、適当であると認められる業務

③前一号及び2号の設計者の能力を組み合わせて活用することが、適当であると認められる業務

しかし、実際の設計共同体の結成は、委託料が500万円以上の設計業務においてすべて行われている実情で、本来の趣旨に則り、共同体を結成することができるよう業者選定の運用についての検討が望まれる。

(3) 黒板工事の分割発注

同一高校の新築工事に係る黒板工事について、工区を4つに分け、工区別に業者選定を行っている。

黒板工事については従来から「建設工事附帯業務」の業者として、指名競争入札に準じて分割発注してきたところ、平成16年度に黒板工事の業者選定の基本的見直し（「建設工事附帯業務」から「建設工事」へ）を行い、業者に建設業許可（内装仕上工事業）を取得させ、「経営事項審査」を受け「県の指名業者」となることを求めたが、事務手続き、及び周知期間も必要と考えられるため平成18年度まで経過期間を設けていた。

平成19年度には黒板業者のすべてが建設業許可を取得し、建設業者として入札参加資格者名簿等に登録されたため、指名競争入札により執行されている。

今後は工事発注する場合の工事発注単位（分割発注の是非を含む）については、業者育成の必要性もあるが、経済性も重視して検討し、定めることが重要と考える。（E 高校）

(4) 校地整備工事

本工事の入札参加対象者は工事箇所の上木事務所管内の土木一式業者を対象とし、地元中小企業育成及び当該市にAランク業者がいないことから登録名簿Bランク業者が対応可能な金額基準を目安に分割発注されている。

本工事では次のように設計変更が行われている。

工区	当初設計額 (円)	設計変更額 (円)
1	47,722,500	49,969,500
2	46,181,100	51,471,000
3	40,135,200	38,010,000
4	36,305,850	39,532,500
5	15,378,300	16,349,550
6	41,820,450	50,622,600
7	39,631,200	51,363,900
8	44,133,600	48,116,250
計	311,308,200	345,435,300

これらの変更については、主に学校との協議の結果、グラウンド全体を当初予定より広げた等の理由により、排水溝、側溝、擁壁工、外柵フェンス等に増加が生じたものであった。

確かに、公共工事の品質を確保するためには、施設利用者等の意見、要望を十分に反映させる必要があり、当初の設計段階で十分な調整を行った場合でも工事着手後に新たな要望等が出された場合には、制度や予算上可能な範囲で要望等に対応する必要性はあるが、設計変更が行われると、当初の入札と競争条件に変更が生じる側面もあり、当初の設計段階での関係各方面と十分な事前調整が特に重要と考える。

また、設計変更の中には新たに工事内容を追加したものがあつた。

第6工区では当初設計に入っていないなかつたさく井工事（直接工事費6,884,300円）が、学校との協議により、グラウンド散水用の給水設備の水源の安定供給のために追加されている。

この工事は、施工環境上可能であれば追加の入札を検討すべきであつたと考えられる。（F高校）

IV. 福岡県教育センター

1. 監査の視点

福岡県教育センターは、県立学校及び市町村立学校の教員の資質の向上を
目指し、研修・研究、教育相談、教育情報の整備・発信の業務に取り組んで
おり、今後ますます重要性が増しており、監査する必要があると判断し監査
対象とした。

2. 実証した監査手続

- 1) 人件費の現況に関するヒアリングを実施した。
- 2) 人件費に関する条例、規則等の閲覧を実施した。
- 3) 質問及び入手資料の閲覧等により、人件費に関する事務処理手続を確認し
た。
- 4) 主として、平成18年度の人件費支給実績に関し、所定資料、決議書等の
閲覧及び質問並びに証憑突合等を実施することにより、その適法性及び妥
当性を検討した。

3. 往査対象の概要

- 1) 教育センターの5年間の予算推移表

(単位：千円)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
教育センター費	157,249	150,303	145,471	146,144	145,836

(データは、予算書の10款 教育費の説明欄に記載されたものである)

教育センター費は、H17年度に若干増加しているが毎年減少傾向にあり、
1億4500万円程度となっている。

教育センター費は、庁舎管理業務の委託費とサーバー及びネットワーク等
パソコン関連のリース料が約6割程度を占めている。
なお、教育センター費の中には、職員等の人件費は含まれていないため、
教育センター全体の行政コストを表してはいない。

2) 福岡県教育センターの概要

(1) 平成18年度概要

①沿革

- 昭和25年2月 福岡県教育研究所開所
- 昭和45年3月 福岡県教育研究所廃止
- 昭和45年4月 福岡県教育センター開所
- 昭和47年11月 情報処理教育センター附設
- 昭和54年4月 特殊教育センター附設

②施設

敷地面積 73,584 m²
 建物延面積 14,735 m²

③組織及び職員数

	行政職		教育職	再任用	研修員 (生)	合計
	行政系	教員系				
所長	1	-	-	-	-	1
副所長	1	-	-	-	-	1
総務課	4	-	-	-	-	4
企画部	5	2	6	2	7	22
教育指導部	-	8	9	-	14	31
教育経営部	-	10	7	-	16	33
情報教育部	-	3	8	-	8	19
特別支援教 育部	-	1	7	-	12	20
計	11	24	37	2	57	131
行政職員 11名	県立 31名	義務 30名	長期研修員 (生) 57名	再任用 2名		
	行政 3	行政 21	義務 41			
	県立 28	県立 6	県立 16			
		あて指 3				

④研修事業 (5,243名) (平成18年5月1日現在の公立学校教員数 32,675名)

(イ) 基本研修 (10年経過教員研修会等11事業) 1,606名
(ロ) 専門研修

キャリアアップ講座 3,398名
スペシャリスト養成講座 166名
リーダー養成講座 73名

⑤相談事業

(イ) 教育相談 1,121件
(ロ) 授業なんでも相談 809件

⑥図書資料 (平成18年3月31日現在)

図書 29,986 雑誌 35,538 研究報告書 36,901
新聞等 13,048 CD 60 ビデオ 9

(2) 平成18年度執行決算額

(単位：千円)

区分	決算額	備考
報酬・共済費・賃金	13,254	
報償費	7,274	
旅費	16,684	
光熱水・需要費他	43,315	
委託費	41,299	庁舎管理業務、庁舎清掃業務、庁舎警備業務
使用料・賃借料	81,643	端末機器、サーバー及びネットワークシステムのリース料
合計	203,469	

4. 実施した外部監査の概要及び手続

- 1) 給料等の支払い状況の妥当性を検証した。
- 2) 重要物品 (購入金額100万円以上) について、現物実査を行った。
- 3) 賃貸借契約の一覧及び委託料に関し、入札結果調書等の通査・閲覧を行った。

- 4) 宿泊棟施設の利用状況を宿日直命令簿等で確認した。
- 5) 企画調査班、教育指導班、教育相談班、情報教育班、及び特別支援教育班それぞれから業務内容をインタビューした。

5. 監査の結果及び意見

監査を実施した範囲において、事務の執行は関係法令に従っており、全体として適正に処理されていたが、以下の事項が認められた。

1) 長期派遣研修員等について（監査意見）

1年間の長期研修期間を終えて長期研修員が各学校に復帰した場合、人事評価上で相応の措置がはかれるような人事管理システムの構築が望まれる。

教育センターの長期研修事業は、「福岡県教育公務員の長期にわたる研修規則」に基づき、教育実践の場における諸問題に関する研修を行い、各学校や地域における研修・研究の推進力となるよう教職員としての教養を深め、資質の向上を図ることを目的とし、教育活動を担うことのできる実践的な指導力や経営能力の向上を目指すものとされている。この目的のもとに4月1日から翌年の3月31日までの1年間の長期にわたる研修活動を行う。

現在の研修内容は、「主題研究を中心とした研修」「一般研修」「実務研修」の3つの研修から構成されており、研修分野別に関係する各班に配属され、指導主事の指導助言の下に研修活動を行い、3月に研修報告書を県教育委員会に提出している。

教育センターは、次のとおり長期研修員等を受け入れている。

年 度	長期研修員	研修生	合計
平成18年度	50名	7名	57名
平成19年度	49名	7名	56名

(研修生とは、指導力不足の教員のことである。)

(1) 長期研修員

長期研修終了後の経歴等について、次のとおりの報告をうけた。

①研修終了後の職歴 (回答 34 名中) (平成 13 年度)

研究主任	13
教務主任	13
管理職	3
指導主事	9
教科主任、学年主任	6
主事 (保健・生徒指導・進路)	6
初任者指導	3
付属・他機関研修	2
特別支援教育コーディネーター	1

②研修終了後の教育研究等の実績 (論文応募・実践発表・研究会での公開授業・著作等)

センターでの実践発表	15
論文応募	14
実践発表	19
研究会での公開授業	12
著作	4
他校への講演・指導	6
他機関で継続研究	2
なし	4

③長期研修員の研修後のアンケート

- 研究したことがすぐに発揮できる雰囲気ではない。
- 他都市に出るとまた1からの出発となり、意見を聞いてもらえるまでに、最低2年はかかる。
- 異動が研究したことを考慮したものではないだけに、力を発揮出来ないのが現状である。
- 現場への還元を心がけているが、まだまだ力量不足である。

長期研修員全員の1年間の研修コストは、研修員自身の年間給与と教育センター全体の物件費と研修員以外の74名の人件費相当額の半分程度(他の研修等もあることから)を負担すべきことを考えると、その費用

=平均給与 8,500 千円×50 人+ (145,000 千円+8,500 千円×74 人) ÷2
=812,000 千円と約8 億円となる。

従って、研修後の実状を考慮するならば、費用対効果の面からも、それに見合うべき効果を長期研修員が発揮できるような人事管理システムを構築する必要がある。何故ならば、研修結果が適切に評価され、教員の志気が高まれば、教育活動も自ずから活性化され、その結果として長期研修の成果がもたられることになるからである。

そのためには長期研修員に対するカリキュラムの見直し、復帰後の研修員の位置づけ等を検討していくことも必要になると思われる。

(2) 指導力不足教員（研修生）

ここに、研修生とは、教育公務員特例法第25条の2により本庁判定会議により指導が不適切と認定した教諭等に対して行われる研修を受ける教員である。

指導力改善対象教員の研修結果として、次のとおりの報告をうけた。

(平成19年6月26日作成)

年度	職場復帰	研修継続	退職	分限免職	免職採用
平成18年度	1	2	4		

指導力不足教員の判定手続は、各学校の学校長からの報告を受けて県立学校については地区判定会議からの報告を受け、市町村立学校は市町村教育委員会、教育事務所判定会議からの報告を受け、指導力不足教員審議会の審議結果報告をもとに本庁判定会議が判断することになっている。今後は平成18年4月1日に導入された「福岡県立学校職員の人事評価に関する規則」に定められた業績評価がDと判定される教員がその対象者となっていくものと思われる。昨今の教育に対する厳しい指摘に耐えうるような指導改善の兆しが見えない場合には厳しい処置が望まれるところである。

2) 宿泊棟施設の利用状況について（監査意見）

利用状況の低い宿泊棟があり、今後の利用活用に関し検討が必要である。

施設の収容定員は128名である（宿泊部屋数64室×2人=128人）。年間最高稼働日数を200日とすると、その収容人数は25,600人である。ところが、平成18年度の宿泊者数は261人であり、稼働日数も15日であった（年間予定は、28日となっていた）。宿泊研修は常時行われるわけで

はないが、諸事情を勘案しても利用率は低すぎると言わざるを得ない。さらに、この宿泊のために宿直員が必要となるなど、人件費の負担も発生している。

宿泊研修は研修生から敬遠される傾向にあり、自家用車の保有率も増加していることから、宿泊して研修に参加するということも少ないため、今後も宿泊棟の利用状況は芳しくないと予想される。県民財産を有効に活用することを念頭に、宿泊棟の活用を検討されたい。

V. 福岡県立美術館

1. 概要等

1) 施設の目的

福岡県立美術館は、福岡県における美術活動の促進と県民の美術に関する知識と教養の向上に寄与することを活動の目的としている。

2) 福岡県立美術館施設概要

構造 鉄筋コンクリート造地上4階建（本館部分）
 鉄骨鉄筋コンクリート造地上7階建（収蔵庫部分）
 面積 敷地面積 5,645.95 m²
 建設面積 1,975.83 m²
 延床面積 6,929.08 m²

(展示部門)

階	展示室	面積 (m ²)	使用料 (1日)		摘	要
			有料展	無料展		
1	彫刻展示室	147	5,340	3,560	天井高 5.38m 搬入口W1.7×H2.6 (m)	
	展示室 1	298	10,560	7,000	天井高 3.25m	
	展示室 2	198	7,120	4,740	固定壁面 224m	
	展示室 3	189	6,760	4,510	壁面延長時 306m (最大)	
	展示室 4	131	4,510	2,960	(可動パネル使用)	
3	計	816			展示室 1 107m 展示室 2 80m 展示室 3 69m 展示室 4 57m 可動パネル W 1.66 × H 2.6 × D 0.95 (m)	
	4	常設展示室	441		観覧料 () 内は団体料金 一般 210円 (160円) 高大生 140円 (100円) 小中生 60円 (50円)	天井高 3.3m 固定壁面 119m 固定ケース 6.7m × 6
	合	計	1,404			
	4	ギャラリー	壁面 (傾斜角 30° の展示台) 19m			

(収蔵部門)

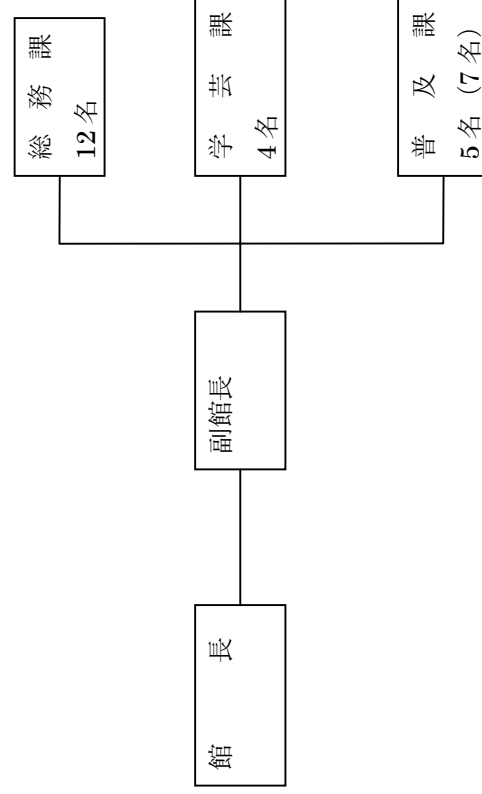
階	室名	面積 (㎡)	摘	要
収蔵庫 3～7	収蔵庫	245	49㎡×5室 搬出入エレベータ W 2.49×H 2.75×D 2.63 (㎡) (扉幅 2.0m)	
本館 1	作品保管庫	90		
合	計	335		

3) 事業内容

福岡県立美術館では、次の7つの事業を行っている。

- (1) 展覧会事業
常設展、企画展及び共催展を開催している。
- (2) 貸館事業
県内の美術家や美術団体などに作品発表の場として展示室、彫刻展示室、視聴覚室を貸与（有料）している。
- (3) 普及事業
美術図書室での2万冊の美術関係図書・展覧会図録・各種美術雑誌及び全国美術館刊行物を閲覧可能にしている。その他全国各地の展覧会情報を提供し、開催中の展覧会にあわせ、美術に関する講演や教養講座を開催している。
また、美術館ニュース「とっぷらいと」の発行を行っている。
- (4) 収集事業
福岡県を中心とした九州ゆかりの作家、そしてその芸術活動において深い関連をもつ作家などの作品を対象として収集活動を行っている。内容的には近世以降、特に近現代の作品が中心になっている。
- (5) 歴史資料調査事業
福岡県出身で最も重要な日本画家の一人である吉村忠夫資料の精密な調査とデータベース化事業を行っている。
- (6) 社会活動等
福岡県博物館協議会の運営、中高生の職場体験学習等の受入れ、博物館実習の受入れ、館外での学術研究及び他組織（他美術館の美術収蔵委員会・館協議会の委員等）への協力を行っている。
- (7) 美術作品の貸出事業
美術作品の貸出を随時行っている。

4) 組織の状況



福岡県立美術館人員データ

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
職員	22名	22名	22名
非常勤職員※1	3名	3名	3名
合計	25名	25名	25名

※1 館長及び美術図書室担当者2名は非常勤勤務（月間16日勤務）

※ この他、総合受付として、6名（1日3名が勤務）が非常勤で勤務している

5) 平成18年度事業実績

入館者数一覧

(単位：人)

常設展	6,334
企画展	5,102
共催展	51,759
貸館展	58,917
小計	122,112
美術図書室	5,921
ビデオブース	2,812
ハイビジョンギャラリー	4,997
小計	13,730
合計	135,842

6) 平成18年度予算及び実績 (生涯学習課「所管事業の執行状況」より)
(単位; 千円)

	予算現額	実績額
歳入		
教育財産使用料	324	264
美術館使用料	6,358	3,654
雇用保険料納付金	74	69
公衆電話取扱料	1	1
庁舎等維持負担金	505	386
美術展覧会収入	29,685	11,980
歳入計	36,947	16,356
歳出		
報酬(非常勤9名分)	9,518	9,494
職員手当	6,579	6,340
共済費	645	604
賃金	5,052	4,799
報償費	2,712	2,634
旅費	1,263	1,092
需用費	21,283	21,154
役務費	7,372	7,095
委託料	43,970	43,911
使用料及び賃借料	2,128	1,987
備品購入費	99	86
負担金補助及び交付金	85	85
公課費	63	59
歳出計	100,769	99,344

注：歳出の中には職員給与費を含めていない。

7) 過去3年間の執行額 (歳出の中に職員給与費を含めている)

(単位; 千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
歳入			
教育財産使用料	324	324	264
美術館使用料	3,479	4,042	3,654
雇用保険料納付金	68	68	69
公衆電話取扱料	1	1	1
庁舎等維持負担金	523	482	386
美術展覧会収入	13,224	20,028	11,980
歳入計	17,621	24,948	16,356

歳出			
職員給与費（常勤職員分）	190,236	190,505	190,353
報酬（非常勤職員分）	9,366	9,446	9,494
職員手当等	5,771	6,168	6,340
共済費	577	621	604
賃金	5,201	5,252	4,799
報償費	2,537	1,776	2,634
旅費	1,319	924	1,092
需用費	20,405	20,803	21,154
役務費	7,072	3,964	7,095
委託料	46,237	49,350	43,911
使用料及び賃借料	2,119	1,904	1,987
備品購入費	391	383	86
負担金補助及び交付金	85	85	85
公課費	50		59
歳出計	297,143	297,354	296,038

8) 業務委託の状況

平成18年度委託料執行実績 (単位；千円)

業 務 名	金 額
清掃業務・電気設備保守管理業務	14,913
ハイビジョン機器保守点検業務	2,646
昇降機保守業務	2,501
星野富弘展開催業務	8,000
移動美術館展開催業務委託	1,050
大岡信展開催業務	6,000
その他	8,800
合 計	43,911

9) 施設の利用状況

(1) 他県の県立美術館（政令指定都市がある県）との比較

館名	開館年	面積 (㎡)		入館者数		
		敷地面積	延床面積	展示室	H16年	H17年
福岡県立美術館	S39.11	5,646	6,929	1,404	129,294	160,614
宮城県美術館	S56.11	34,532	15,203	3,551	173,824	170,663
埼玉県立近代美術館	S57.11	46,457	8,640	2,709	99,403	106,047
千葉県立美術館	S49.10	33,058	10,664	4,296	29,121	25,640
神奈川県立近代美術館	S26.11	24,152	11,145	2,832	105,079	133,703
新潟県立近代美術館	H5.4	33,800	10,723	2,693	111,917	39,019
岐阜県美術館	S57.11	28,836	7,887	2,250	53,249	53,993
静岡県立美術館	S61.4	132,246	12,262	4,251	146,706	129,768
兵庫県立美術館	H14.4	19,000	27,461	4,985	388,803	488,343
広島県立美術館	S43.9	5,943	19,926	4,093	335,005	215,536

(2) 福岡県内の他の美術館、博物館との比較

	展示室面積	入館者数 (人)	
		平成16年度	平成17年度
福岡県立美術館	1,404 ㎡	129,294	160,614
北九州市立美術館	2,961 ㎡	278,834	261,092
福岡市美術館	4,184 ㎡	859,153	573,839
福岡市博物館	4,835.1 ㎡	346,772	389,995
九州国立博物館	5,400 ㎡	—	1,280,314 (H17.10～)

(3) 福岡市立美術館との比較（平成17年度データ）

	福岡市立美術館	福岡県立美術館
展示室面積	4,184 ㎡	1,404 ㎡
収蔵品数	12,348 点	2,356 点
来館者数(人)	573,839	160,614
職員数	20 名	25 名

2. 監査要点及び実施した監査手続

VI. 福岡県立図書館 2. 監査要点及び実施した監査手続を参照

3. 監査結果及び監査意見

1) エレベーター保守管理の契約について（監査意見）

県立図書館同様、県立美術館でもエレベーター導入以来、保守管理契約において導入時の業者からの単一の見積りしかとっていない。これについては、特殊の技術や、資材調達の側面からの単一業者のみの見積りとすることは理由として弱いと考えられる。従って、同系列の業者等からの見積もり合わせを行い保守管理契約を締結することが、契約価格設定の観点及び公平性の観点から望ましいと思われる。

2) 内部統制の運用状況の提案（監査意見）

現金領収証元符の取り扱いについて

図録等を販売する際には複写式の現金領収証を交付しているが、現金領収証の通し番号は元々印刷されている訳ではないため、本来、使用前に番号を記載、押印しておく必要がある。しかし、現状では受付担当者が現金領収証に記載する都度、番号を手書きで記載しているため、図録等について売上計上の網羅性を担保する内部統制が薄弱である。

3) 組織の合理性について（監査意見）

1-9) 施設の利用状況によると、福岡県立美術館の非常勤職員を含めた人員数は、市立美術館に比べ、5名多くなっている。展示室の面積、利用者数の実績を考慮すると、県美術館の職員数は比較的多いと考えられる。

また、運転手、ボイラー技師、監視業務等については県の社会教育施設は民間委託に切り替えている状況の中、県立美術館では県の職員が従事している。これらの業務については業務の性質や合理的に業務が実施されているかを考慮し、民間の業者に委託可能な部分については民間業者に委託することを検討することが望ましいと思われる。

例えば、美術館の運転業務については普通免許で対応できる公用車の運転であり、運転時間以外の時間は待機時間となっている。3月の勤務データをサンプルで集計すると、月間31時間20分運転業務に従事し、他は待機時間という結果であった。従って、県職員が専属で運転業務に従事するより、特別な美術品の輸送は民間業者に委託し、それ以外は専任の運転手でなくとも運転業務の遂行が可能であるように思われる。又、監視業務、ボイラー技師の業務についても、民間に委託した方が合理的ではないかを検討する必要があると考えられる。

4) 事業運営の合理化について

現在、県立美術館で行われている事業をすべて県で担うべきかについて、合理的な運営という観点から考察が必要である。住民の立場から見ると、県と市の美術館が同じような企画展を競合して行うメリットは小さいようにも思われる。現在、九州国立博物館をはじめ、福岡市立美術館、北九州市立美術館、福岡市博物館、他福岡県内の美術館、博物館は充実している。こうした状況の中、県立美術館は県が担う必要のある事業に特化し、県内の美術館の統括的役割を担うなど県全体の美術館の運営の合理化への方策も考慮すべきと考える。例えば、県展や県出身の作家の作品の収蔵品の展覧会をより充実させ、特化し、他の企画展等は市立美術館や市立博物館、九州国立博物館等に事業を任せることとも一案として考えられる。

また、現在の県立美術館は展示室面積が限られており、建物が古い、雰囲気暗い等の不満の声もアンケート調査で上がっている。確かに県立美術館は建築から約22年が経過しており、施設の老朽化が進んでいることも事実である。そのため、県ではH18年度から県立美術館将来構想検討事業を立ち上げて、新しい県立美術館の移転等も検討がなされているようである。しかし、県下の他の美術館が充実している状況下で早急に新しい県立美術館を建設する必要があるのかどうかについて、美術関係の専門家の意見だけでなく、県民の意見を収集する必要があるように思われる。

VI. 福岡県立図書館

1. 概要等

1) 施設の目的

福岡県立図書館では、次の5つの機能を柱として運営を行っている。

(1) 資料収集保存センターとしての機能

県民及び市町村立図書館等の要望に十分応えられる基本的図書館資料や新刊図書、視聴覚資料、外国資料等を収集・整理・保存して活用を図る。

(2) 資料情報センターとしての機能

市町村立図書館等と連携して、広範な資料や情報を収集、整理し、県民並びに市町村立図書館及び大学図書館等に対して、資料の紹介、提供、レファレンスサービス等を適切に行なう。

(3) 郷土資料センターとしての機能

福岡県に縁のある広範な資料を積極的かつ体系的に収集・整理し、保存及び活用を促進する。

(4) 市町村立図書館活動の援助センターとしての機能

市町村立図書館等からの相談に応じたり、職員研修等を積極的に推進し、市町村立図書館の設置促進や運営の助言を行い、あわせて福岡県公共図書館等協議会の活動を推進し、県内図書館活動の振興に寄与する。

(5) 子ども読書活動推進拠点としての機能

子ども読書活動推進のモデル的实践の場として福岡県立図書館子ども図書館の機能を高め、市町村立図書館や子ども読書に係わる団体へ支援を行うとともに、学校等との連携を行い、積極的な子ども読書活動の推進に努める。

2) 福岡県立図書館施設概要

住所 福岡市東区箱崎1丁目41番12号

《本館》

構造 鉄筋コンクリート造（地下1階・地上5階建）

敷地面積 3,329 m² 建築面積 1,747 m² 延床面積 7,945 m²

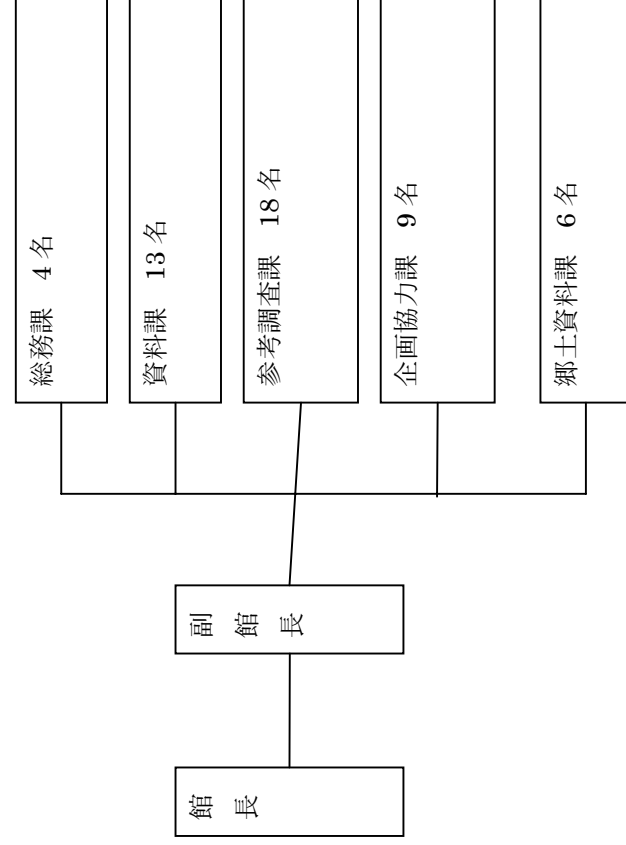
《別館》

構造 鉄筋コンクリート造（地上5階建）

敷地面積 1,653 m² 建築面積 809 m²

延床面積 3,269 m²（内子ども図書館増築分 150 m²）

3) 組織の状況（平成18年4月1日の状況）



	平成16年度	平成17年度	平成18年度
県職員	38名	36名	34名
事務嘱託 ※1	11名	14名	18名
合計	49名	50名	52名

※1 貸出、返却、収集整理等を担当

4) 平成18年度の予算及び実績（生涯学習課「所管事業の執行状況」より）
（単位；千円）

歳入	予算現額	実績額
教育財産使用料	172	173
複写手数料	3,004	3,439
公衆電話取扱料	3	3
庁舎等維持負担金	160	182
雇用保険料納付金	233	261
歳入計	3,572	4,060
歳出	予算現額	実績額
報酬	33,607	33,605
職員手当	2,457	1,579
共済費	4,139	3,990
賃金	2,631	2,603
報償費	498	345
旅費	1,601	1,568
需用費	41,607	40,753
役務費	2,020	1,935
委託料	60,866	60,676
使用料及び賃借料	45,256	44,994
備品購入費	63,534	63,533
負担金補助及び交付金	113	112
歳出計	258,329	255,697

項目の説明

- ・ 報酬 事務嘱託等報酬
- ・ 職員手当 休日勤務手当
- ・ 共済費 事務嘱託分社会保険料
- ・ 賃金 図書資料の整理等に係る賃金
- ・ 報償費 講演・セミナー等の謝金
- ・ 旅費 職員及び講師旅費
- ・ 需用費 光熱水費等
- ・ 役務費 運搬費、検査手数料等
- ・ 委託料 「業務委託の状況」参照
- ・ 使用料及び賃借料 図書館情報システム使用料、マイクロリーダープリンター・複写機リース等
- ・ 備品購入費 書籍代等
- ・ 負担金補助及び交付金 日本図書館協会等の会員負担金

5) 過去3年の執行額（実績）（歳出の中に職員給与等を含めている）
（単位；千円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
歳入額			
教育財産使用料	169	171	173
複写手数料	3,272	3,041	3,439
公衆電話取扱料	3	3	3
庁舎等維持負担金	157	152	182
雇用保険料納付金	-	210	261
歳入計	3,602	3,579	4,060
歳出額			
職員給与等	288,609	269,619	255,384
報酬	22,038	26,975	33,605
職員手当	-	1,821	1,579
共済費	2,409	3,203	3,990
賃金	2,933	2,716	2,603
報償費	546	434	345
旅費	1,864	1,819	1,568
需用費	43,633	42,645	40,753
役務費	1,412	1,294	1,935
委託料	62,555	61,226	60,676
使用料及び賃借料	31,596	45,211	44,994
工事請負費	2,804	-	-
備品購入費	60,963	62,982	63,533
負担金補助及び交付金	152	152	112
歳出計	521,521	520,102	511,082

6) 業務委託の状況

（単位；千円）

業務名	金額
市町村支援業務委託事業 ※1	6,545
総合管理業務 ※2	42,137
本館昇降機	1,732
本館冷暖房設備	1,029
空気自動制御	2,415
その他	6,816
合計	60,676

※1 相互貸借等の配本、協力車運行

※2 清掃、監視業務、機械の操作等

7) 施設の利用状況

(1) 他県の県立図書館との比較 (政令指定都市を含む県でかつ県立図書館1館の県との比較)

平成18年度分の他県データが入手できなかつたため、平成17年度分データで比較

(職員は平成18年4月1日、人口は平成18年3月31日時点)

図書館名	延床面積 (㎡)	奉仕人口 (千人)	職員		蔵書冊数 (千冊)	個人貸出		人口当たり 貸出数 (点)	職員当 り貸出 数(点)
			専任	非常勤・ 臨時・ 委託派遣		計	登録者 数(千人)		
福岡県立	11,214	5,014	34	20	645	68	178	0.03	3,296
宮城県立	18,101	2,348	39	39	1,007	215.1	997	0.42	12,782
新潟県立	8,845	2,446	28	8	638	22.9	133	0.05	3,694
静岡県立	8,696	3,774	36	9	586	48.7	143	0.03	3,177
愛知県立	19,604	7,063	51	28	889	55.2	398	0.05	5,037
兵庫県立	8,129	5,571	31	11	516	13.7	48	0.01	1,142
広島県立	6,524	2,868	22	4	646	150.3	185	0.06	7,115

(2) 福岡市立図書館との比較

(職員データは平成19年4月1日時点のデータ、その他のデータは平成18年度データ)

図書館名	延床面積 (㎡)	奉仕人口 (千人)	職員		蔵書冊数 (千冊)	個人貸出		団体貸出	
			専任	非常勤・ 臨時・ 委託派遣		計	登録者 数(千人)	貸出数 (千点)	団体 数
福岡県立	11,214	5,042	34	21	673	73	198	16	30
福岡市総合 図書館	24,121		37	92	1,142	278	2,051	—	218
東図書館	335		1	7	61	42	313	—	—
博多図書館	500		1	6	69	24	215	—	—
博多南図書館	563		1	6	85	20	271	—	—
中央図書館	450		1	7	64	34	89	—	—

南図書館	453	1	7	8	71	57	378	—
城南図書館	497	1	6	7	66	45	490	—
早良図書館	480	1	6	7	64	27	261	—
西図書館	590	1	6	7	72	46	457	—
和白図書館	630	1	5	6	70	16	361	—
			1,414					

2. 監査要点及び実施した監査手続

1) 全般的事項

(1) 各施設の財務事務が関係諸法令、条例、規則等に基づき、適正かつ効率的に行なわれているか。

(2) 各施設がその設置目的に即した有効的な行動を行なっているか。
(主な手続)

- ・各施設の運営方針（基本理念）、業務内容、平成18年度事業報告等についての質問
- ・各施設の組織、協議会等運営機関及び運営方法等の質問
- ・以下の各項目等について事務担当者等への質問、関連資料の閲覧、分析、視察、突合、実査等

2) 収入関連

(1) 施設利用料等についての収入手続きは適切に行なわれているか。
(主な手続)

- ・調定、収納についてその根拠となる証憑との突合、収納手続き等が適正に実施されているかの確認
- ・預金口座の管理状況の確認、出納帳等他管理帳票の閲覧、現金、預金の実査

(2) 利用料等の未納に関する督促手続は条例、規則等に基づき、適切に処理されているか。

(主な手続)

- ・施設利用料等の滞納状況、督促の方法、管理資料の閲覧

3) 支出関連

(1) 主な支出項目について内容の確認

(主な手続)

- ・報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金補助及び交付金等について具体的な内容を質問、関連帳簿により確認する。

(2) 委託料、備品購入費、需用費等の予算執行手続は、法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に処理されているか。また、経済性、効率性、公平性に配慮して執行されているか。

(主な手続)

- ・具体的な予算執行手続について質問、資料の閲覧、証憑と帳簿の突合。
- ・入札手続きの状況の質問、関連資料の閲覧。

4) 資産関連

(1) 教育財産の取得及び維持管理は適切に行なわれているか。また、有効に活用されているか。

(主な手続)

- ・資産購入手続の確認、備品（図書、美術品等）の公有財産台帳の閲覧
- ・管理状況の視察、現物実査
- ・遊休資産、不要資産、所在不明資産の有無確認
- ・用途廃止の手続きの確認。関連書類の閲覧

5) 情報システム管理

コンピュータシステムの利用に伴うセキュリティの管理は適切に行なわれているか。

3. 監査結果及び監査意見

1) エレベーター保守管理の契約について（監査意見）

福岡県立図書館ではエレベーターの保守管理業務（予算額 206 万円）について、1 社随意契約としている。

業務委託契約においては、予定価格が 100 万円を越えている場合には、原則として競争入札が必要とされている。また、100 万円を超える契約に関

しても一定の事由が認められれば随意契約によることも可能である。この場合であっても、「なるべく二人以上の者から見積もりを徴さなければならぬ」と福岡県財務規則第163条で定められている。

図書館では、1社随意契約の理由として、県立図書館の昇降機の製作会社の直系の専門メンテナンス会社であるため、メーカー独自のシステムやノウハウを熟知した専門的な技術を有していること、修理用交換部品の調達の迅速性等を挙げている。しかし、部品の調達に関しては導入業者の系列会社でなくとも、同種のエレベーターの保守業務を行っている業者であれば、調達もさほど困難ではないと思われる。

また、メーカーのシステムについてもそのエレベーターの保守業務を行っている会社であれば、ある程度熟知しうると考えられる。しかし、他面で、エレベーターの保守業務に関しては近年事故が相次いだこともあり、保安面に関しても十分留意が必要であろう。

そうであれば、県で一定の評価を得ている業者を選択し、見積もり合わせをすることは可能と考えられる。従って、単一業者のみの見積もりによる随意契約とするには理由が薄弱であると考えられる。

2) 図書館の利用者（監査意見）

(1) 1-7) 施設の利用状況の表(1)によると、人口一人当たりの貸出数は0.03点、職員一人当たりの貸出数は3,296点であり、表(1)の他県の県立図書館と比較し、少ない状況である。

また、表(2)により福岡市立図書館と比較した場合、蔵書数に比して個人貸出冊数が少ないと見ることができ。

しかし、これについては、市町村立図書館では世評で人気の高い書籍を中心に購入している一方、県立図書館は県内で他の図書館が購入していない専門図書や参考図書等の購入も行うため、蔵書の種類に差異があり、貸出数だけで一律に有効性を図ることはできないとも考えられる。

また、表(1)において職員当り個人貸出数は他県に比べ少ないものの、1-3)組織の状況ではここ3年間で県職員の数を減少させ、事務嘱託を活用するなど人件費削減の努力もみられる。

職員数は貸出数、利用者数のみならずも比例して配置されている訳ではなく、事業の種類、数等によって決定されると考えられる。

それでは、現在県立図書館で行われている事業の全てを必ずしも県立図書館が担わなければならないものかどうかの検討が必要ではないかと考えられる。県立図書館の地域には東区の図書館もあり、一般書籍貸出業務は

同地区である東区図書館と業務が重複している部分もある。

県立図書館独自の意義という点に鑑みれば、県の資料や古文書等、郷土資料の県資料保有は県図書館の欠くべからざる事業であろう。また、市町村立図書館活動の援助センターという点を考慮すると相互貸借による資料提供サービス、横断検索システムによる所蔵資料の情報提供サービスや市町村立図書館の人材の育成教育も県で行うべきであろう。

しかし、一般書の貸出機能については、市町村立図書館が有効に機能しているような状況が統計資料から伺えることから、県立図書館は、県民の一般書籍貸出業務を中心とした直接利用に対応する体制をより効率的に整備しつつ、その機能を、資料保存センターとしての機能及び、市町村立図書館の指導機能に重点化した見直しを行うべきであろう。事業内容を重点化していくことにより組織の規模も見直すことができうるため、県全体の公立図書館の編成を考慮した上での事業内容の再検討が必要なのではないかと考える。

Ⅶ. 福岡県立社会教育総合センター

1. 概要等

1) 施設の目的

県立社会教育総合センターは、昭和59年に少年自然の家との複合施設として設置されており、主として学校やグループ団体等での宿泊研修等を目的とする大規模な施設である。

この施設では、県民の生涯学習を支援する社会教育施設として①県民の学習活動支援、②子どもの育成支援、③社会教育関係者等の養成支援に取り組んでいる。

2) 福岡県立社会教育総合センター施設概要

(1) 建築概要

敷地面積 201,750 m²

建築面積 5,838 m²

建物延面積 12,492 m²

建築構造 鉄筋コンクリート造

1階	2,725 m ²
2階	4,958 m ²
3階	2,434 m ²
4階	2,315 m ²
P 1階 (塔屋)	60 m ²

(2) 施設設備

(宿泊施設・設備)

階	施設名	面積 (m ²)	定員	機能	設備
2～4階	宿泊室	延べ 1,262	316ベッド	宿泊	4人用 11 室 8人用 34 室
2・3階	談話室	延べ 241		交流・研修	
3階	浴室	155		大浴室・中浴室 身体障害者用浴 室	
駐車場			80台	第1・第2駐車場	

(研修施設・設備)

階	室名	定員 (人)	機能	設備
4階	視聴覚室	80	視聴覚研修	16シ・8シ映写機、ビデオ、ステレオ、モニターテレビ、スライドパソコン
	パソコンルーム・調整室	20	パソコン研修	
	ボランティアルーム		ボランティアの交流	机、応接セット、書棚
	第一会議室	16	会議	机
	大研修室	120	講義、研修	OHP、ビデオ(VHS)、16シ映写機、モニターテレビ
3階	音楽室	40	ミニコンサート、音楽練習場	ピアノ、アコーデイオン、ステレオ、円テーブル
	美術室	36	美術研修、工作	石こう像、版画プレス
	実習室	48	陶芸、七宝焼、木工の製作	陶芸窯、七宝焼炉、粘土ろくろ
	第5研修室	48	講義、研修	OHP、黒板、机
	和室(第3)	12	和式研修、茶道、華道	座テーブル、茶道道具
	講堂	500	大会、研修室、講演会、映写会	16シ映写機、スライド映写機、ピアノ、ステージ
	レストラン	238	茶話会、軽食、喫茶	パン工房
	第1研修室	18	講義、研修	OHP、黒板、机、移動式モニター
	第2研修室	18		
	第3研修室	30		
第4研修室	60			
自由研修室	60			
2階	和室(第1・第2)	45	和式研修室(16、20畳)	座テーブル
	体育館		バレー2面、バトミントン3面、バスケットボール1面(練習2面)フリーテニス(3面)	各種ネット、柔道置
	プレイホール		軽スポーツ、交流の場、レクレーション	オルガン
	資料室		生涯学習関係の図書、資料の閲覧	書籍、閲覧机
	交流ホール		交流、憩いの場、学習作品の展示	テレビ、応接セット、ピアノ、ビデオ

控室	講師控室、学習相談 所の管理運営	機、応接セット
所長室・事務室 視聴覚ライブラリー	視聴覚教材の貸出、相談	16シ映画、ビデオ教材
グラウンド	ソフトボール、サッカー	各種スポーツ用具
野外炊飯場	調理炊飯	炊飯用具一式
あじさい炊飯場	50 野外炊飯	調理台
野外劇場	60 キャンプファイヤー、 レクレーション、野外 音楽	
レクレーション広場	レクレーション	
野鳥観察小屋	30 野鳥観察	観察室
りんどろう小屋	20 自然観察、天体観測、 交流の場	荒天避難所
たけのこ広場	300 朝、夕のつどい、キャ ンプファイヤー	放送施設、全面舗装
あじさい小屋	20 工作	陶芸窯
あじさい広場	100 工作	テーブル

3) 事業内容

福岡県立社会教育センターでは次の3つの事業を行っている。

(1) 県民の学習活動支援

学習情報提供・学習相談の実施。社会教育基礎データ調査研究、学社連携・融合に関する実証的研究。成人等の学習・交流・ボランティア等支援。

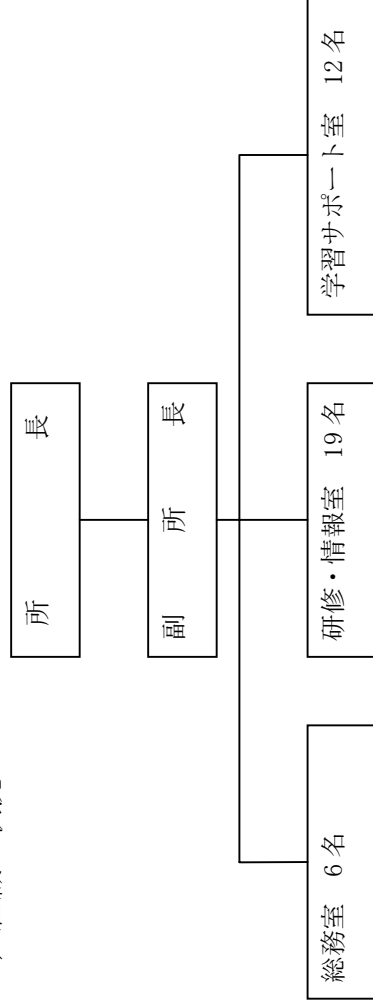
(2) 子どもの育成支援

1 泊2日の自然体験等子どもの様々な体験活動支援。家庭教育電話相談等を中心とした家庭教育支援。

(3) 社会教育関係者等の養成支援

行政職員等研修の実施。カウンセリング講座、野外活動、レク実践講座等の技能・技法研修の実施。社会教育専門講座、子育てアドバイザーセミナー等課題研修の実施

4) 組織の状況



	平成16年度	平成17年度	平成18年度
常勤職員	19名	19名	19名
非常勤職員 ※1	15名	14名	18名
臨時職員	3名	3名	2名
合計	37名	36名	39名

※1 このうち、指導員（月16日 8:30～17:15の勤務）、
夜間電話相談員（月10日 17:00～21:00の勤務）

5) 平成18年度の予算及び実績（生涯学習課「所管事業の執行状況」より）
（単位；千円）

	予算現額	実績額
歳入		
教育財産使用料	1,050	914
社会教育施設使用料	9,459	8,487
公衆電話取扱料	3	2
庁舎維持負担金	3,586	3,021
歳入計	14,098	12,425
歳出		
職員手当	3,174	2,427
共済費	4	2
賃金	754	717
報償費	803	803
旅費	1,489	1,066
需用費	35,593	35,144
役務費	2,168	2,110

委託料	45,305	44,626
使用料及び賃借料	1,186	1,147
工事請負費	31,491	31,183
備品購入費	79	75
負担金補助及び交付金	84	84
歳出計	122,130	119,387

項目の説明

- ・職員手当 休日勤務手当
- ・賃金 草刈、山の整備に対する賃金
- ・報償費 講師への謝金、電話相談員への給料
- ・旅費 職員及び講師旅費
- ・需用費 光熱水費等
- ・役務費 クリーニング代、産廃料
- ・委託料 「業務委託の状況」参照
- ・使用料及び賃借料 パソコン、複写機リース等
- ・工事請負費 雨漏り防水工事
- ・備品購入費 デジカメ、ホワイトボード
- ・負担金補助及び交付金 「全国少年自然の家連絡協議会」会員負担金

注：歳出の中には職員給与費が含まれていない

6) 過去3年間の執行額（実績）（歳出の中に職員給与費を含めている）
（単位；千円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
歳入			
教育財産使用料	1,045	1,050	914
社会教育施設使用料	7,883	9,568	8,487
公衆電話取扱料等	4	3	2
庁舎等維持負担金	3,022	3,627	3,021
合計	11,955	14,250	12,425
歳出			
職員給与費(常勤職員分)	159,141	167,285	159,813
職員手当	2,196	2,591	2,427
共済費	1	2	2
賃金	396	640	717
報償費	908	796	803
旅費	1,479	1,411	1,066
需用費	36,897	34,463	35,144

役務費	2,171	2,261	2,110
委託料	45,776	44,770	44,626
使用料及び賃借料	1,244	1,194	1,147
工事請負費	-	-	31,183
備品購入費	-	-	75
負担金補助及び交付金	108	83	84
公課費		8	-
合計	250,317	255,504	279,038

7) 業務委託の状況

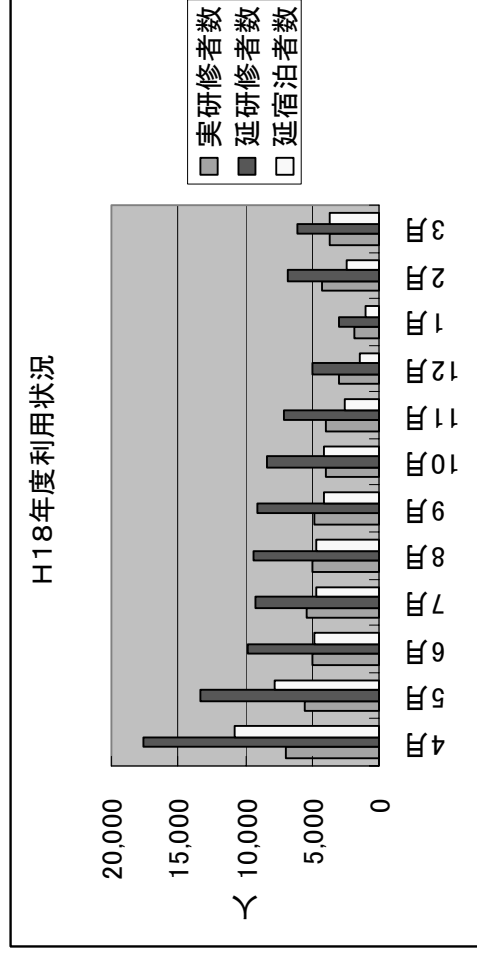
(単位；千円)

業務名	金額
ビル総合管理	33,056
合併処理設備保守点検	3,261
エレベーター保守点検	1,915
生涯ネット移設更新業務	1,260
その他	5,132
合計	44,626

8) 施設の利用状況

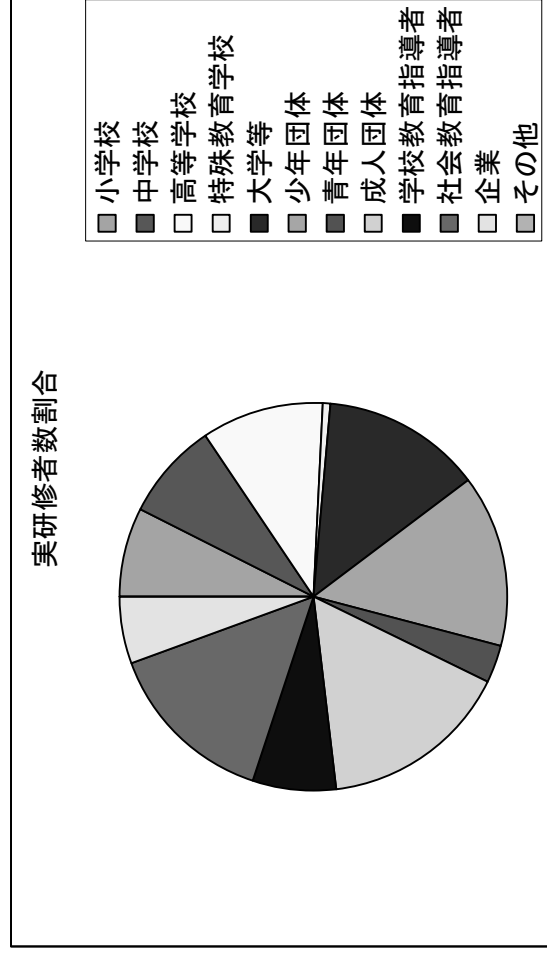
	平成16年度	平成17年度	平成18年度
実研修者数 (A)	57,024 人	59,676 人	53,365 人
延研修者数 (B)	110,840 人	144,405 人	104,823 人
延宿泊者数 (C)	50,046 人	49,990 人	52,084 人
団体数 (D)	1,180	1,283	1,228
開所日数 (E)	340 日	341 日	339 日
宿泊可能日数 (F)	323 日	324 日	320 日
研修者数 (B/E) → G	326.0 人	335.5 人	304.8 人
宿泊人数 (C/F) → I	154.9 人	154.3 人	158 人
宿泊率 (I/ベッド数316)	49.0%	48.8%	50%

月別利用実績



団体種別別内訳

区分	合計		割合 %
	団体数	研修者数	
小学校	108	3,973	7.4%
中学校	67	4,380	8.2%
高等学校	56	5,497	10.3%
特殊教育学校	11	260	0.5%
大学等	109	7,095	13.3%
小計	351	21,205	39.7%
少年団体	171	7,684	14.4%
青年団体	36	1,579	3.0%
成人団体	382	8,451	15.8%
学校教育指導者	42	3,770	7.1%
社会教育指導者	166	7,641	14.3%
企業	80	3,035	5.7%
その他	0	0	
合計	1,228	53,365	100.0%



2. 監査要点及び実施した監査手続

VI. 福岡県立図書館 2. 監査要点及び実施した監査手続を参照

3. 監査結果及び監査意見

1) 領収証紙納付書の運用方法について（監査意見）

福岡県社会教育総合センターの研修室等の使用料については、申込者が領収証紙納付書に証紙を貼付し、納付を行うこととされている。しかし、平成18年度の領収証紙納付書には通し番号が記載されていなかったため、すべての領収証紙納付書が収入としてデータ入力されているかどうかの網羅性を検証することはできなかった。

また、証紙金額欄と受付証（領収証）金額欄の合致の確認、割印、登録データの入力という一連の収入計上手続きをすべて担当者1名によりなされている状況であった。収入計上手続きにおける内部統制を考慮すれば、証紙領収と登録データの入力をそれぞれ別の職員が担当するか、上長が確認を行う等の工夫が必要と考えられる。

2) 委託業務（ビル総合管理）について（監査意見）

ビル総合管理については、5年ごとに指名競争入札を行っており、入札後翌年から4年間は随意契約となっている。この際の予定価格の算定方法は、前期の契約の実績額を委託料予算に応じて変動させて計算している。近年

は委託料予算自体が減少傾向にあるため、予定価格は年々減少しているものの、実績値のみを参考額とした予定価格の算定方法は市場価格等加味していないため妥当なものとは言えない。従って、市場価格を反映した適切な方法によって予定価格を算定すべきであると考えられる。

3) 備品管理について (監査意見)

備品の一部を実施し、備品台帳と照合手続きを実施した。その際、ホールに設置されているピアノについては、台帳記載はなされているが備品シールが貼付されていない状況であった (備品No.11201042 0262000001)。

また、資産内容としては備品に属するものと考えられる映写機で、センタ一建築当初取得したもの (大型で床に設置するタイプのものであるが、搬出可能なもの) について、備品シールは貼付されていないかった。これは資産区分として備品ではなく建物の取得原価に算入されている処理がなされているためであった。このような場合、可動可能な備品であっても台帳に記載されていないため、管理の観点からは問題がある。従って、資産の種類ごとに、明確に区分して管理すべきと考えられる。

4) 事業運営の合理化について (監査意見)

施設の利用状況宿泊数はほぼ50%でここ数年推移しており、現在はずみずの利用率といえるが、少子化による学生の利用の減少が将来的には懸念される。また、月別利用状況を見ていくと季節変動が著しく、冬場の稼働率が低いことが問題として挙げられる。他方で、センタ一開設後23年が経過し施設設備の老朽化がかなり進み、椅子等破損しているものが散見された。これは、県の施設は定期的な修繕という考えがなく減価償却費の計上もなされないため、設備維持の資金を確保することが難しいという状況にあるためと考えられる。

これに対してはまず、県全体の宿泊研修施設の見直しが必要であろう。少子化による学生数の減少という状況がある中、宿泊研修を学生が無料で行える施設は利用の状況をみて、ある程度絞り込んでいくことも必要と思われる。現在、県内には数ヶ所に海、山の宿泊施設がある。これらの施設は、少子化の傾向が続く中、将来遊休となる設備 (特に冬場) も増えてくることが予想される。宿泊施設を備えた研修設備を将来も維持していくためには、必要な施設だけを残していく、それに伴う組織の簡素化を図ることが一つの案として提案しうる。

また、統合により生じる遊休設備の有効活用として一部の施設に指定管理者制度を進めるということも一案として考えられる。確かに社会教育施

設という観点からは民間の事業運営はなじまないという考え方もあるかもしれない。しかし、成人団体の研修はもともと有料の施設である。これに機動的で柔軟な運営の確保、コスト意識を定着させるために指定管理者制度の導入も視野に入れるべきであろう。また、現在学校団体等が行う研修は使用料が免除されているが、幾分かの受益者負担も将来的には検討すべきことのひとつではないかと考える。

Ⅷ. 福岡県立英彦山青年の家

1. 概要等

福岡県立英彦山青年の家（以下「英彦山青年の家」という。）は、自然体験を基盤とした生きる力と豊かな心を持つ青少年を育成するために昭和46年に設立された社会教育施設である。

青少年や成人の宿泊を伴う体験活動や野外活動、研修などを受け入れ、生涯学習を支援している。

1) 「英彦山青年の家」所在地

福岡県田川郡添田町大字英彦山32-18

2) 「英彦山青年の家」施設の概要

- ・敷地面積 105,710 m²
- ・建築延面積 7,647.23 m²
- ・建築構造 鉄筋コンクリート造
- ・竣工 昭和46年11月
- ・定員 宿泊総定員 470名、 キャンプ場定員 100名
- ・その他 体育館、運動場の施設併設

3) 教育目標

- (1) 自然に親しむ心や敬虔な心を培い豊かな感性を育てる。
- (2) 集団生活をとおして、自立・友愛・公共の精神を培う。
- (3) 野外活動をとおして心身を鍛錬し自ら行動する態度を育てる。すなわち、「自然体験を基盤とした生きる力と豊かな心を持つ青少年の育成」をその教育目標とする。

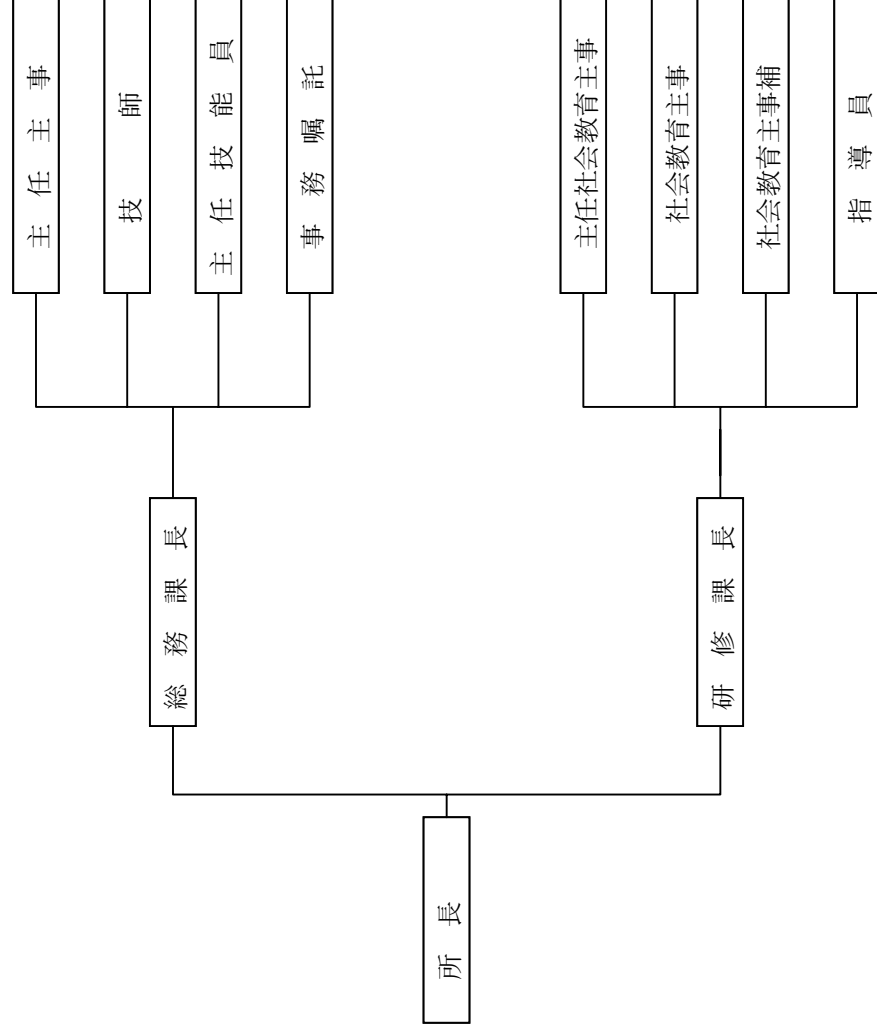
4) 運営方針

- (1) 自然体験活動の施設として、青少年の学習活動の支援。
- (2) 市町村・関係団体・学校との連携強化に努め社会教育・生涯学習の振興の推進。
- (3) 親しみやすく、頼りがいがある施設職員になるために、職員の資質の向上に努めること。

5) 「英彦山青年の家」沿革

昭和46年8月	英彦山青年の家準備室設置
昭和46年11月	竣工
昭和47年1月	研修団体受け入れ開始
昭和48年8月	キャンプ場管理棟竣工
昭和60年12月	多目的ホール「やまびこ」完成
昭和62年10月	管理棟外装工事第1期工事
昭和63年10月	管理棟外装工事第2期工事
平成2年9月	体育館屋根張替工事竣工
平成5年2月	大浴場新築
平成11年12月	本館屋上防水改修工事 本館外壁塗装工事
平成13年11月	30周年記念式典開催
平成19年3月	内部改修工事

6) 「英彦山青年の家」組織図



7) 「英彦山青年の家」利用状況

年度別利用状況

(単位：人)

区分 年度	実研修者数		延研修者数		団体数		開所日数		1日平均研 修者数	
	A	B	B	C	C	D	D	B/D	B/D	
17	26,610	69,428	69,428	337	337	346	346	200	200	
18	25,374	66,886	66,886	332	332	349	349	191	191	

実研修者数と延研修者数のカウン트의仕方として、例えば1人のが1泊2日で研修を行った場合、実研修者数は1人としてカウントし、延研修者数は2人としてカウントする。

《必要な経費》

- ・食事代： 朝食 390円、昼食 580円、夕食 660円
- ・シーツクリーニング代 140円
- ・宿泊料、研修室等使用料： 無料

《休所日》

- ・毎月第1月曜日、第3日曜日 年末・年始

《延べ研修者数月別推移》

(単位：人)

項目	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	年合計
延研 修者 数	17	13,170	15,169	9,268	6,879	10,561	5,070	69,428
		4,435	1,673	160	647	774	1,622	
		12,889	11,758	8,659	6,678	10,447	8,549	
	18	2,534	1,855	212	470	733	2,102	66,886
		10,100	11,100	12,100	1,100	2,100	3,100	
		10,100	11,100	12,100	1,100	2,100	3,100	

2. 監査要点及び実施した監査手続

1) 監査要点

- (1) 「英彦山青年の家」の事務手続きは、法令、条例等規則に適切に準拠して行われているか。
- (2) 「英彦山青年の家」の管理運営は適正かつ効率的に実施されているか。
- (3) 委託契約の方式や、予定価格の設定並びに契約相手方の選定は適正に実施されているか。
- (4) 固定資産の維持管理は適切に行われているか。

2) 実施した監査手続

「英彦山青年の家」の事務執行に関する法令、条例等に基づき、事務執行及び管理運営が適正で効率的に行われているか等に関係資料、帳簿を閲覧して確認し、適宜関係する会計伝票と証憑を突合した。

また、事務責任者や担当者に質問を行い、必要と認められた監査手続を実施した。

3) 監査結果及び監査意見

- (1) 民間企業の社内研修等の受入れについて（監査意見）

「英彦山青年の家」では5人以上の団体であれば、民間企業の社内研修や民間学習塾の勉強合宿等でも受入れている。企業によっては年に複数回利用しているケースもある。

「英彦山青年の家」は教育目標として「自然体験を基盤とした生きる力と豊かな心を持つ青少年の育成」を掲げる教育施設である。また、「英彦山青年の家」は食事代などのわずかな実費を利用者が負担すれば宿泊代、研修室等施設利用料は無料であり、それは結果的に税金で賄われていることになる。

こういったことを考慮すると、民間企業や民間学習塾に当該施設をホテルや貸会議室代わりに使用させるのには疑問が残る。

- (2) 適正な人員について

現在、「英彦山青年の家」総務課には課長以下職員6名、研修課には課長以下職員10名が配置されている。

一方、1-7)の延べ研修者数月別推移にみられるように「英彦山青

年の家」の利用者は11月から3月にかけては少ない。特に積雪や道路が凍結する12月から2月にかけては著しく少なく、平成18年度の実績でいえばこの3ヶ月間の「英彦山青年の家」の開所日数は78日であり、このうち利用団体が入った日はわずか23日である。受入れ団体数も、研修者数も極端に少ない。

(監査意見)

現状では必要以上に人員が配置され、その分、人件費も多く支出されている可能性がある。

総務課6名のうち、1名は技師（栄養士）であり、給食の献立とカロリ一計算が主な職務である。また、総務課6名のうち、1名は主任技能員（公用車運転手）である。平成18年度の運転日誌によれば年間の公用車使用日数は102日であり、1日のうち公用車を使用している時間は数時間程度である。

栄養士、運転手はその担当分野以外の勤務時間は、施設の庶務等に従事しているが、入所者が多い繁忙期の夏期、閑散期の冬期など施設の状況に応じ、人員の削減を含めた適切な配置を検討する必要がある。

(3) 工事請負契約について

「英彦山青年の家」は平成18年度に以下の改修工事を行っている。

工事内容	工事金額	工事期間
①建築・電気工事	30,219千円	平成18年11月～平成19年3月
②内部改修工事	7,455千円	平成19年2月～平成19年3月

(監査意見)

工事について、①建築・電気工事は金額が大きく福岡県の営繕課で所管され工事契約されているが、②内部改修工事は「英彦山青年の家」で直接、工事業者と契約されている。しかし、両工事の工事業者は同一業者であり、しかも後者の内部改修工事は随意契約であった。

内部改修工事を随意契約にした理由として「英彦山青年の家」側では両工事で工事範囲が重複するため、工期や安全性に支障をきたさないようにするため等をあげている。

両工事がともに必要なのは最初の工事契約段階に判明していたはずであ

り、契約のあり方が問われるなかでそもそも両工事を分け、一方を随意契約にする必要があるのか適切な契約のあり方として疑問が残る。

(4) 「玄海の家」並びに「英彦山青年の家」の将来像について

「玄海の家」並びに「英彦山青年の家」に共通する現状並びに課題としては主に以下のことが挙げられる。まず、11月から3月、特に冬場の施設利用が極端に少ないということである。そこには理由として、両施設が海岸側や山間部に位置し、地理的、気候的に冬場利用ににくいことや、学校関係の研修が春から夏にかけて行われる、冬季の道路凍結等があげられる。

(監査意見)

以上のような現状、課題及び福岡県の厳しい財政状況を踏まえると、将来的に「玄海の家」、「英彦山青年の家」の両施設をどのような形で運営していくのか、きちんとした検討がなされるべきであると考ええる。

IX. 福岡県立少年自然の家「玄海の家」

1. 概要等

福岡県立少年自然の家「玄海の家」(以下、「玄海の家」という。)は、大自然の中で自然体験活動や集団宿泊活動等普段の学校や家庭生活では得難い体験学習をとおして、豊かな人間性を持ち、たくましく生きる子どもの成長を支援するとの趣旨のもと昭和49年に設置された社会教育施設である。

1) 「玄海の家」所在地

福岡県宗像市神湊1276番地

2) 「玄海の家」施設の概要

- ・敷地面積 98,069 m²
- ・床面積 3,153 m² (本館1,942 m²、体育館1,007 m²、エレベーター棟138 m²、その他66 m²)
- ・延床面積 6,008 m² (本館4,557 m²、体育館1,167 m²、エレベーター棟218 m²、その他66 m²)
- ・建物構造 鉄筋コンクリート造
- ・竣工年月日 昭和49年6月15日 (平成8年7月2日 エレベーター棟竣工、平成10年6月2日 耐震補強工事竣工)
- ・宿泊可能人員 [本館] ベッド(200人)、和室7室(60人)
[キャンプ場《6月～9月》] テント(140人)、常設テント(40人)

3) 教育目標

- (1) 大自然の恩恵にふれ、自然に親しむ心や敬けんの念を育てる。
- (2) 集団生活をとおして、規律・協同・友愛・奉仕の精神を育てる。
- (3) 自然の中で心身を鍛錬し、自ら実践し、創意・工夫する態度を育てる。

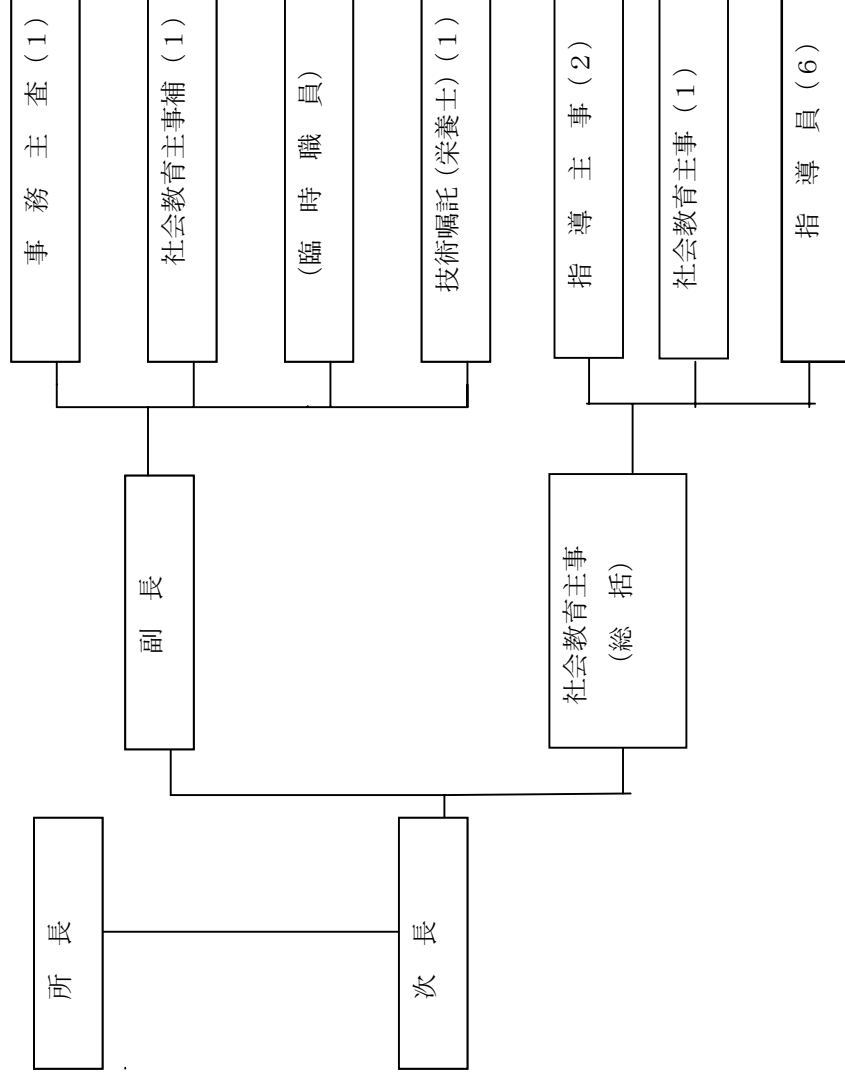
4) 運営方針

- (1) 子どもの自主的・主体的な体験活動の支援。
- (2) 職員の資質向上とボランティアの育成。
- (3) 学校教育と社会教育の連携・融合を支援・促進する。
- (4) 地域におけるネットワークの形成。

5) 「玄海の家」沿革

- 昭和46年12月 少年自然の家設置委員会発足
- 昭和48年10月 本館工事着工
- 昭和49年6月 本館竣工
- 昭和49年8月 開所落成式
- 昭和50年7月 キャンプ場利用者受け入れ開始
- 昭和53年3月 体育館竣工
- 平成10年6月 本館耐震補強工事竣工
- 平成18年1月 福岡西方沖地震災害復旧クラク補修、塗装竣工

6) 「玄海の家」組織図



7) 「玄海の家」年度別利用状況

(本館利用)

年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
実研修者数(人) A	22,248	21,633	21,885	23,416	23,135	25,761
延研修者数(人) B	52,533	52,076	50,020	52,705	53,375	55,790
団体数C	369	364	361	382	378	408
開所日数(日)D	314	317	322	321	318	318
1日平均研修者 数B/D	167.3	164.3	155.3	164.2	167.8	175.4

実研修者数と延研修者数のカウンターの仕方として、例えば1人のものが1泊2日で研修を行った場合、実研修者数は1人としてカウントし、延研修者数は2人としてカウントする。

《必要な経費》

- ・宿泊費、施設・設備利用料は無料。
- ・朝食 380円、昼食 570円、夕食 680円
- ・シーツクリーニング代 140円

《休所日》

毎週月曜日 祝日 年末・年始(12月28日～1月4日)

(キャンプ場利用)

年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
実研修者数(人)A	2,508	2,079	2,813	1,228	2,574	1,279
延研修者数(人)B	5,231	4,500	5,595	2,621	5,542	2,842
団体数C	41	34	45	25	39	27
開所日数(日)D	109	110	113	115	114	115
1日平均研修者数B/D	48.0	40.9	49.5	22.8	48.6	24.7

キャンプ場でのテントや野外炊飯器材は無料で貸出し。
食料費、薪代は実費。

2. 監査要点及び実施した監査手続

1) 監査要点

- (1) 「玄海の家」の事務手続きは、法令、条例等規則に適切に準拠して行われているか。
- (2) 「玄海の家」の管理運営は適正かつ効率的に実施されているか。
- (3) 委託契約の方式や、予定価格の設定並びに契約相手方の選定は適正に実施されているか。
- (4) 固定資産の維持管理は適切に行われているか。

2) 実施した監査手続

「玄海の家」の事務執行に関する法令、条例等に基づき、事務執行及び管理運営が適正で効率的に行われているか等に関係資料、帳簿を閲覧して確認し、適宜関係する会計伝票と証憑を突合した。

また、事務責任者や担当者に質問して必要と認められた監査手続を実施した。

3. 監査結果及び監査意見

1) 給食業務について

「玄海の家」の給食業務については、昭和49年7月より、外部の同一民間業者に委託されている。

委託契約書によれば、「玄海の家」は給食業者に厨房、厨房設備等を無償で貸与し、給食業者は給食料金を利用者から直接徴収する。従って、給食に必要な食品材料費及び給食業務にかかわる人件費、水道光熱費は給食業者の負担とされている。

(監査意見)

(1) 現在、給食業者に目的内使用部分として厨房等のスペース191.60㎡が無償で貸与され、目的外使用部分として売店等のスペース11.68㎡が、使用料年額75,888円で貸与されている。

そして、目的内使用部分として無償貸与されているスペースのなかに、給食業者が事務室（伝票処理などをとする部分）として使用している部分が含まれている。

これについて「玄海の家」側は、給食自体が教育の一環だから、給食

提供に伴う必要な施設として事務室も捉え、同スペースも無償貸与して
いるとの見解であった。

しかし、更衣室等は目的内使用であるとしても、事務室部分の無償貸
与と給食教育とは直接結びつかないと考えられる。民間業者の行政財産
の使用（及び無償貸与）は例外的措置であり、必要な場合に限定的に行
われてしかるべきである。

よって、「玄海の家」側は給食業者に事務室の目的内使用を認めるべ
きではないと考える。

(監査意見)

(2)「玄海の家」と給食業者との「給食に関する契約書」の一部（第8
条（設備等の貸与）に係る別表）が紛失している。

そのため、無償貸与の設備等の範囲が存在する契約書でははつきりせ
ず、契約が解除された時に原状回復して返還される設備等の範囲、故障
した設備に対する修繕費等の負担がどちらに帰属するかが明確でない。
紛失している契約書の別表については改めて作成するか、新しく契約
をやり直し、新規に契約書も作成するといった対処が望まれる。また、
契約書等の重要な書類の適切な保管が望まれる。

(監査意見)

(3) 給食事業について「玄海の家」が把握していない部分があり、また
「給食に関する契約書」第11条に規定する給食業者の損益計算書の「玄
海の家」への提出（徴求）がなされていないかった。

「玄海の家」での給食を教育の一環として捉え、また施設利用者が給食
業者に直接支払う給食代金の適正な設定という観点からは、「玄海の家」
は給食業者に対して適正な管理を行うべきであると考える。

2) 指導班の人員対策について

平成18年度「玄海の家」での施設利用者の指導、教育は社会教育主事以
下10名の指導班で行われていた。

一方、延研修者数の平成16年度から平成18年度の月別推移は以下の通り
になっている。

《延研修者数の月別推移（本館）》

(単位：人)

項目	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	年合計
延 研 修 者 数	16	6,536	4,940	7,048	8,960	6,147	6,599	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		4,525	2,340	692	961	1,268	2,689	
	17	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
		7,059	6,172	7,247	10,266	5,986	5,622	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
18	3,902	1,336	748	1,277	1,084	2,676	53,375	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
	7,371	5,801	7,489	9,657	5,781	6,746		
10月	11月	12月	1月	2月	3月			
		4,421	1,742	1,198	1,562	671	3,351	55,790

(監査意見)

上記の研修者数の月別推移でわかるように、施設利用者は4月から9月にかけて多く、特に「玄海の家」が玄海灘のすぐそばにあるため夏場に利用が集中する。一方で、冬場の利用は極端に少ない。

「玄海の家」の施設利用者の指導、教育は先述したように10名の指導班で行われ、このうち6名は嘱託職員である。

県の他の機関等と同じく嘱託職員は月間16日の勤務で、契約期間は1年(契約の延長あり)である。このため、夏場指導員が不足し、冬場でも指導員の人数は同人数が確保されている。

冬場の施設利用者の増加対策とともに、利用者数の季節的変動が大きい点を考慮して嘱託職員の勤務日数や勤務形態を工夫するなどして、指導員等の要員計画、対策を検討する必要がある。

3) 施設の老朽化対策について

「玄海の家」の建物は昭和49年の建設以来、既に30年以上が経過しており建物全体が老朽化している。

平成18年7月に「玄海の家」が民間の建築研究所に依頼して、建物調査診

断を実施しているが、その調査結果によると当該建物に大きな亀裂や欠損等、構造的に重大な問題箇所はみられないが、小規模のひび割れ、亀裂、浮き等が多数発生しておりこのまま放置するとさらに劣化は進行するとしている。

(監査意見)

「玄海の家」の建物は海岸近くに建設されており、塩害による劣化も著しいと考えられるが、長期的な修繕計画といったものはない。

したがって長期的視野に基づき修繕改修計画を策定し、それに基づき定期的に修繕改修工事を行うべきである。

4) 「玄海の家」敷地内への進入道路について

(監査意見)

幹線道路から「玄海の家」敷地内に通じる道路は専用の取付け道路といったものではなく、周辺住民の狭い生活道路を「玄海の家」へ行く大型バスも利用している。

「玄海の家」設置当初から、周辺住民の要望があっていたが、30 数年間状況は進展しておらず、現在に至っている。

交通事故等危険防止の意味からも何らかの対策を講じることが望まれる。

X. 九州歴史資料館

1. 概要等

九州歴史資料館は九州の歴史を明らかにするために、大宰府史跡の発掘調査・研究と古文書、美術工芸品、考古資料等の収集・保管及び調査を行い、併せてその成果を一般に展示、公開している。

九州歴史資料館は大宰府市の歴史資料館の他に、豊前市に求菩提資料館、朝倉市に甘木歴史資料館、柳川市に柳川古文書館の3分館が設置されている。そして、3分館の管理運営業務については平成18年度よりそれぞれの市が指定管理者となつて管理運営が行われている。

1) 九州歴史資料館所在地

九州歴史資料館 大宰府市石坂4-7-1

(分館)

求菩提資料館 豊前市大字鳥井畑247

甘木歴史資料館 朝倉市甘木216-2

柳川古文書館 柳川市隅町71-2

2) 九州歴史資料館施設概要（以下、九州歴史資料館と表記すれば、大宰府市にある歴史資料館をさす。）

・敷地面積 10,669.57 m²

・建物 鉄筋コンクリート造(地下1階、地上3階、床面積1,077.49 m²、延面積4,500 m²、展示室面積729.8 m²)

・竣工 昭和47年3月

3) 沿革

昭和45年8月 九州歴史資料館建設用地取得

昭和46年3月 建設工事着手

昭和47年6月 大宰府史跡整備対策委員会、「大宰府歴史公園構想試案」を發表

昭和48年2月 九州歴史資料館会館（展示室一般公開始まる。）

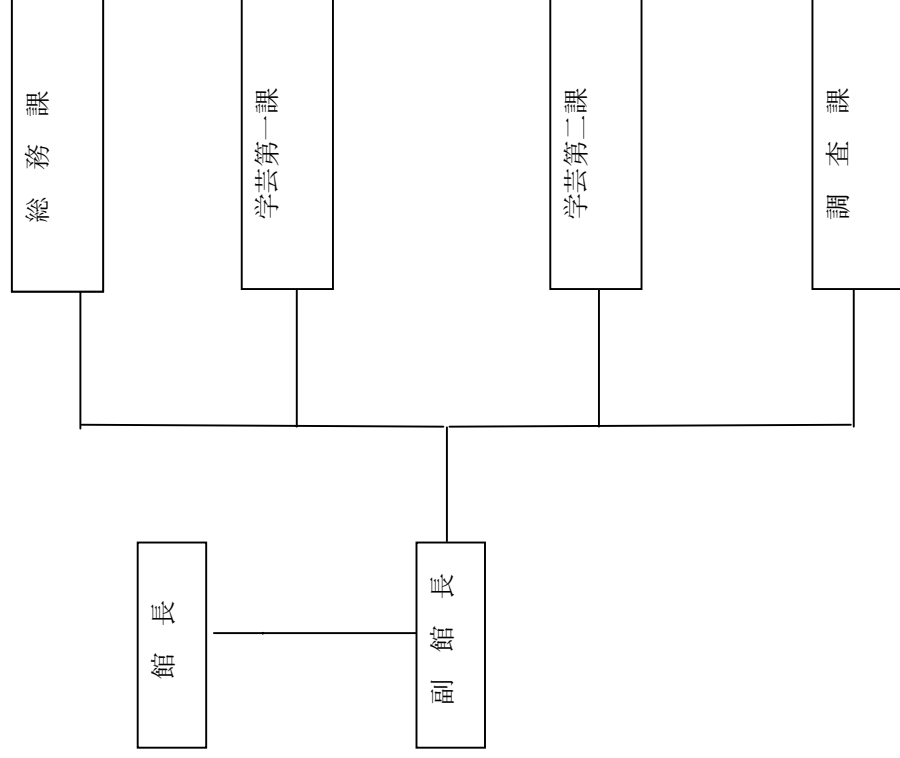
昭和49年8月 分館として求菩提資料館開館

昭和59年11月 分館として甘木歴史資料館開館

昭和60年4月 分館として柳川古文書館開館

平成18年11月 特別展「観世音寺」開催

4) 九州歴史資料館組織図等



《所管事務について》

- 学芸第一課 (1) 古文書、典籍等の収集、保管、調査及び研究に関すること。
 (2) 美術工芸品、民族資料等の収集、保管、調査及び研究に関すること。
- (3) 古文書、典籍、美術工芸品、民俗資料等の展示及び文化財愛護思想の普及に関すること。
- 学芸第二課 (1) 考古資料の収集、保管、調査及び研究に関すること。
 (2) 考古資料の展示に関すること。
 (3) 歴史資料の科学的保存処理に関すること。
- 調査課 (1) 史跡の発掘調査及び研究並びに緊急発掘調査に関すること。
 (2) 史跡に関する歴史資料の収集、保管、調査、研究、展示及び整備に関すること。

5) 展示

(1) 常設展示

・考古資料関係展示

考古資料関係の常設展示は、以下の3室で構成されている。

第1室「九州歴史資料館の活動」

九州歴史資料館が実施する主要な調査研究活動である、「大宰府史跡の発掘調査と整備」・「美術工芸品及び木管の調査」・「考古資料の保存修復」の活動内容の紹介。

第2室「福岡県の考古資料」

大宰府史跡をはじめとする県内の発掘調査出土資料を中心に、通史的（旧石器～近世）に展示。

第3室「考古基準資料」

九州歴史資料館で実施した考古資料関係の調査研究成果を紹介。

・美術工芸関係展示

美術工芸関係の常設展示は、そのほとんどが借用品であるが、これら借用品を材質、温湿度等展示環境を勘案しながら展示が行われている。

・考古基準資料

九州歴史資料館がこれまで継続的に実施している考古資料の調査・研究の中で、集成され、研究上、基準や指標となるような実物資料を網羅的に展示している。

(2) 特別展示

平成18年度は、九州歴史資料館が30年間余、発掘調査を行ってきた観世音寺の正式報告書が刊行されるにあたり、その調査研究の成果を広く知らせるために、11月9日から12月17日まで、特別展「観世音寺」が開催された。

6) 年度別入館者数

(単位：人)

	九州歴史資料館	求菩提資料館	甘木歴史資料館	柳川古文書館
平成11年度	24,596	31,367	8,392	3,477
平成12年度	23,059	29,689	6,388	2,899
平成13年度	23,839	25,657	8,518	3,209
平成14年度	22,684	30,279	8,104	4,730
平成15年度	23,320	27,782	8,534	5,338
平成16年度	18,701	25,928	9,838	4,348
平成17年度	14,484	20,876	12,045	4,364
平成18年度	21,884	21,821	8,549	5,492

注)

・九州歴史資料館では、平成16年度より駐車場の一部が隣接する九州国立博物館に提供されたため、駐車スペースの必要な大型バスで来館する小中学生の団体客は学校単位では受け入れにくくなった。

また、九州歴史資料館では平成17年度には九州国立博物館のオープンにあわせ、収蔵資料等の一部を併設する福岡県立アジア文化交流センターに移管する作業のため一定期間休館した。

・平成18年度の入館者数には特別展「観世音寺」における観世音寺への来客者4,808人（一般）が含まれている。

7) 開館時間等

九州歴史資料館

開館時間 9時30分～16時30分（入館は16時まで）

休館日 月曜日（ただし祝祭日の場合はその翌日）

年末年始（12月28日～1月4日）

入館料 無料

2. 監査要点及び実施した監査手続

1) 監査要点

(1) 九州歴史資料館の事務手続きは、法令、条例等規則に適切に準拠して行われているか。

(2) 九州歴史資料館の管理運営は適正かつ効率的に実施されているか。

(3) 委託契約の方式や、予定価格の設定並びに契約相手方の選定は適正に実施されているか。

(4) 固定資産の維持管理は適切に行われているか。

2) 実施した監査手続

九州歴史資料館の事務執行に関する法令、条例等に基づき、事務執行及び管理運営が適正で効率的に行われているか等に関係資料、帳簿を閲覧して確認し、適宜関係する会計伝票と証憑を突合した。

また、事務責任者や担当者に質問して必要と認められた監査手続を実施した。

3) 監査結果及び監査意見

(1) 求菩提資料館館長給与について

求菩提資料館の管理業務については、平成18年4月1日から平成21年3月31日まで豊前市を指定管理者として福岡県教育委員会と豊前市とで基本協定が締結されている。

(監査意見)

現職の県職員が務める求菩提資料館館長の平成18年度の給与については、県職員給与として支払われることが基本協定に明記されていなかった。

本来であれば、指定管理者制度に移行したことにより、館長給与が管理経費の外枠で県職員給与として支払われることを基本協定に明記すべきであったと考えられる。

(2) 九州歴史資料館運転手付きの公用車について

九州歴史資料館には運転手（技能員）付きの公用車がおかれている。平成18年度の公用車の使用状況を運転日誌で調査したところ、年間131日の使用実績があった。このうち、1日の使用時間については数時間程度という日が大半であり、また131日のうち26日は九州歴史資料館での公用車使用の予定は入っておらず教育庁内の別の部署で使われていた。

(監査意見)

運転手（技能員）には、公用車の使用がない時は九州歴史資料館内の他の業務を手伝ってもらっているということであったが、現実問題として公用車の実稼働日数が月の半分程しかない。このような実態に照らせば、九州歴史資料館に運転手付きの公用車を常備させておくことが必要であるか疑問であり、より効率的な運用方法を検討する必要がある。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています